

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案参照条文目次

特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）（抄）	1
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）	1
日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）による廃止前の簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）（抄）	1
郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（抄）	1
日本郵政公社法施行法の規定による改正前の郵便貯金法（抄）	9
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	11
郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）（抄）	12
郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）（抄）	17
国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	26
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（抄）	26
特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）	26
国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）（抄）	29
簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）（抄）	30
簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）による改正前の簡易生命保険法（抄）	54
労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）	55
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	55
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）	56
郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（抄）	56
退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）（抄）	56
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	56
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）	57

日本郵政公社法施行法による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（抄）	58
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）	59
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	59
行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）	62
財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）（抄）	62
郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）による改正前の郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三 号）（抄）	62
日本郵政公社法施行法による廃止前の郵便貯金特別会計法（抄）	63
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十五号）（抄）	63
郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭 和二十七年法律第二百十号）（抄）	63
日本郵政公社法施行法による廃止前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（抄）	64
国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）	65
日本郵政公社法施行法による改正前の国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）（抄）	68
軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第百八号）（抄）	69
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第十八号）（抄）	69
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）（抄）	69
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）	73
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第十号）（抄）	85
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）（抄）	85
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）	86
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）（抄）	92
国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）	93

行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（抄）	93
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	94
社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）	95
児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）	95
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十七号）（抄）	98
勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）	98
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）	102
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十四号）（抄）	103
財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）（抄）	103
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四十一号）（抄）	104
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第五十九号）（抄）	104
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	104
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十二号）（抄）	105
民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）	105
簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）（抄）	106
郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）（抄）	110
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）	112
簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）（抄）	112
簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成五年法律第五十七号）（抄）	113
簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十九号）（抄）	113
保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	113
郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）（抄）	114

民事訴訟法（平成八年法律第九号）	115
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）（抄）	116
独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	116
国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（抄）	117
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）	119
日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）（抄）	119
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）	120
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）	125
都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	125
日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）（抄）	126
日本郵政公社法施行法（抄）	130
民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）	132
独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）	133
地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）	134
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十六号）（抄）	134
日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第六十五号）（抄）	134
公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律	135

特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）（抄）

各特別会計八勅令ノ定ムル所ニ依リ当該会計ニ於テ俸給又ハ給料ヲ支弁シタル公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給（外国人恩給ヲ含ム）支払ニ充ツベキ金額ヲ一般会計ニ繰入ルルコトヲ得恩給法第十七条ノ規定ニ依リ国库ノ分担スル金額ニ付亦同ジ

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

第十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条ニ規定スル船員（以下船員ト称ス）トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス但シ国又ハ地方公共団体ニ使用セラルル者ニシテ恩給法ノ適用ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）による廃止前の簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）（抄）

第七条 本会計ニ於テ決算上生ズル過剰八積立金トシテ之ヲ積立ツベシ（略）

郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（抄）

第一条（この法律の目的） この法律は、郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。

第二条（郵便貯金の実施） 郵便貯金の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う。

第三条（政府保証） 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払に係る公社の債務を保証する。

第四条（施設の設置） 公社は、郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けることができる。

前項の施設は、会議、集会及び展示のための設備その他多数の者の利便を図るための設備を備えて、広く国民の利用に供される施設とする。

第六条（印紙税の免除） 郵便貯金に関する書類には、印紙税を課さない。

第七条（郵便貯金の種類） 郵便貯金は、次の六種とする。

- 一 通常郵便貯金 預入及び払戻しについて特別の条件を付けないもの
- 二 積立郵便貯金 一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回集金にに応じて預入するもの
- 三 定額郵便貯金 一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの

四 定期郵便貯金 一定の預入期間を定め、その期間内には払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの

五 住宅積立郵便貯金 沖縄県の区域における自己の居住の用に供する住宅の建設若しくは購入、その住宅の建設若しくは購入及びこれに付随する土地若しくは借地権の取得又はその住宅の改良につき、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第六項の規定の適用のある資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

六 教育積立郵便貯金 自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設において行われる教育をいう。）を受けるときにつき、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

前項の据置期間及び預入期間は政令で定め、預入金額は公社が定める。

第八条（団体取扱い） 公社は、簡易な手続による郵便貯金の団体取扱いをする。

前項の団体取扱いにおいては、公社の定めるところにより、団体に属する者が、その団体の代表者の名義で、又は取りまとめ人を通じて各別の名義で、郵便貯金をすることができるものとする。

第十条（貯金総額の制限） 貯金総額は、一の預金者ごとに、住宅積立郵便貯金及び次項に規定する郵便貯金に係るものを除き千万円、住宅積立郵便貯金につき五十万円を超えてはならない。ただし、次に掲げる法人その他の団体のうちその主たる事務所が一般の金融機関（預金又は貯金の受入れを業とする者をいう。）がない市町村の区域として総務大臣が告示する区域に所在するものについては、この限りでない。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表に掲げる法人

二 労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十八条の二第一項の職員団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項の職員団体（これらの組合その他の団体のうち、前号に該当するものを除く。）

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業を営利を目的としない団体（前二号に該当するものを除く。）

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金に係る貯金総額は、一の預金者ごとに、これらの郵便貯金につき五百五十万円、これらの郵便貯金のうち同条第二項第一号に規定する契約に係るものにつき三百八十五万円を超えてはならない。

前項に規定する郵便貯金に係る貯金総額は、住宅積立郵便貯金及び同項に規定する郵便貯金に係る貯金総額を除く貯金総額が第一項に規定する制限額に満たない場合には、その差額の範囲内で、前項に規定する制限額を超えることができる。

第十一条（貯金の減額） 貯金総額が前条に規定する制限額を超えたときは、公社は、その旨を預金者に通知する。

前項の規定による通知があつたときは、預金者は、貯金総額を制限額以内に減額しなければならない。

第一項の規定により通知を發した日から一箇月以内に預金者が前項の規定による減額をしないときは、公社は、制限額以内に減額するのに必要な限度において、その貯金の一部で国債証券を購入保管する。

前項の規定により購入保管した国債証券については、公社は、預金者の請求により、その売却の取扱いをする。

第十一条の二（資産管理機関等の郵便貯金に関する特例） 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号口に規定す

る資産管理機関又は同条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）（以下「資産管理機関等」という。）が同法第二十五条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による運用の指図に係る同法第二十五条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する措置としてする郵便貯金については、当該郵便貯金のうち当該運用の指図により指図された額に相当する部分を当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなされた部分の一部で前条第三項の規定により国債証券を購入保管したときは、当該国債証券については、同条第四項の規定は適用せず、当該資産管理機関等の請求により当該資産管理機関等に引き渡すものとする。

第十二条（貯金の利率） 郵便貯金には、公社の定める貯金の利率の決定方針に基づき公社が定める利率によつて、利子を付ける。

第十二条の二（定期郵便貯金の利率の特例） 要介護者（常時の介護を要する寝たきりの状態その他の障害の状態にある者であつて総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）が公社の定めるところにより預入する定期郵便貯金には、前条の規定にかかわらず、同条の規定により公社が定める利率に、要介護者の事情を勘案するとともに当該利率にも配慮して公社が定める率を加えた利率によつて、利子を付けることができる。

第十三条（利子の計算） 郵便貯金の利子は、預入の月（通常郵便貯金及び定期郵便貯金にあつては、預入の日。次項において同じ。）からこれを付ける。

払戻金に相当する貯金には、払渡し（払戻証書を発行するときは、その発行。以下この項において同じ。）の月（通常郵便貯金及び定期郵便貯金にあつては、払渡しの日）の利子を付けない。預入の月において払渡しがあつたときも、同様とする。

通常郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金の十円未満の端数には、利子を付けない。

第十四条（郵便貯金通帳及び郵便貯金証書の交付） 公社は、通常郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金又は教育積立郵便貯金の預金者には郵便貯金通帳（以下通帳という。）を、定額郵便貯金又は定期郵便貯金の預金者には郵便貯金証書（以下貯金証書という。）を交付する。

第十六条（通帳の冊数の制限） 預金者は、次に掲げる場合を除いては、二冊以上の通帳をもつて預入をしてはならない。

一 団体取扱いの郵便貯金をするとき。

二 確定拠出年金法第二条第七項第一号に規定する資産管理機関又は同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）が同法第二十五条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する措置として通常郵便貯金をするとき。

三 通常郵便貯金の種類の区分として公社の定めるものについて、二以上の区分にわたり通常郵便貯金をするとき。

四 積立郵便貯金又は教育積立郵便貯金をするとき。

五 団体取扱いの郵便貯金、通常郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金のうち二以上の郵便貯金をするとき。第十七条（通帳の冊数の制限違反） 前条の規定に違反して預金者が二冊以上の通帳を以て預入をしたときは、その通帳のうち最初に交付したものに記入した貯金を除いては、利子を付けない。この場合において交付の日附を同じくする通帳が二冊以上あるときは、貯金の現在高の最も多い通帳に記入した貯金を除いては、利子を付けない。

前項の規定により利子を付けない貯金について既に払い戻した利子があるときは、公社は、これに相当する金額を現に存する貯金から控除し、又は追徴する。

第十八条（通帳及び貯金証書の再交付） 公社は、次に掲げる場合において預金者の請求があるときは、通帳又は貯金証書を再交付する。

一 預金者が通帳又は貯金証書を亡失したとき。

二 通帳又は貯金証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなつたとき。

三 通帳に余白がなくなつたとき。

第二十四条（譲渡制限） 郵便貯金に関する預金者の権利は、左の場合に限り、これを譲り渡すことができる。但し、当該郵便貯金を担保として第六十四条の規定による貸付けがされているときは、この限りでない。

一 親族に譲り渡すとき。

二 遺言によつて譲り渡すとき。

第二十九条（貯金に関する権利の消滅） 第四十条の二第一項の規定により貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしないこととされた通常郵便貯金について、その後十年間その貯金の全部払戻しの請求（同条第二項の規定により貯金の全部払戻しの請求とみなされるものを含む。）がない場合において、公社がその預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から二月以内になお貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第三十条（利用の制限及び業務の停止） 公社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第三十一条（非常取扱い） 公社は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため必要があるときは、公社の定めるところにより、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便貯金に關し便宜の取扱いをすることができる。

第三十一条の二（郵便貯金の特別な取扱い及びその料金） 公社は、郵便貯金の取扱い又は郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱いをすることができる。

前項の規定による取扱いについては、預金者は、公社の定める料金を、公社の定めるところにより、納付しなければならない。

第三十一条の三（料金の還付） 前条第一項の取扱いに關する既納の料金は、次に掲げるものに限り、これを納付した預金者の請求により還付する。

一 過納又は誤納の料金

二 郵便貯金に關する業務に従事する者の過失によつて同条第一項の取扱いの全部若しくは一部をしなかつた場合又は郵便貯金に關する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた場合におけるその取扱いの料金の額又はその範囲内において公社の定める額

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをする事ができない。

第三十二条（預入金額の最低制限） 通常郵便貯金の一度の預入金額は、公社の定める場合を除いて、十円以上でなければならない。

第三十三条（預入の証明） 通常郵便貯金の預入は、その金額を通帳に記入して、これを証明する。

第三十六条（一部払もどしに關する制限） 預金者は、通常郵便貯金の一部払もどしの場合には、元金に加えられていない利子の払もどしを請求することができない。

第三十七条（払戻金の払渡し） 通常郵便貯金の払戻金の払渡しは、公社の定める場合を除いて、通帳の提示を受け、又は公社の発行する払戻証書と引換えに行う。

公社の定める郵便局においては、払戻金の払渡しにつき、預金者の申出があるときは、現金の交付に代えて、公社の定めるところによ

り、当該払渡しに係る郵便局を支払人とする小切手を振り出す。

第三十八条（払戻証書の有効期間） 払戻証書の有効期間は、その発行の日から六箇月とする。

預金者が、その責に帰すべからざる事由により、前項の有効期間内に払戻金の払渡しの請求をすることができなかつたときは、その事由により請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。

第三十九条（払戻証書の再交付） 公社は、次に掲げる場合において預金者の請求があるときは、払戻証書を再交付する。

一 預金者が払戻証書を亡失したとき。

二 払戻証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなつたとき。

三 払戻証書の有効期間が経過したとき。

第四十条（払もどし金に関する権利の消滅） 払もどし証書の有効期間の経過後三年間払もどし証書の再交付の請求がないときは、その払もどし証書に記載された金額の貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第四十条の二（十年間預入、払戻し等のない通常郵便貯金の取扱い） 十年間貯金の預入及び払戻しがなく、かつ、通帳の再交付に係る請求その他公社の定める取扱いがない通常郵便貯金については、第七条第一項第一号の規定にかかわらず、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

前項に規定する通常郵便貯金について、通帳の再交付に係る請求その他公社の定める請求又は届出があつたときは、貯金の全部払戻しの請求があつたものとみなして、公社の定めるところにより貯金を払い渡す。

第四十五条（払戻制限） 積立郵便貯金においては、その据置期間が経過した後でなければ、貯金を払い戻すことができない。ただし、公社は、預金者の申出があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、据置期間内でも貯金を払い渡すことができる。

前項但書の場合には、一部払もどしの取扱をしない。

第一項但書の場合には、第三十七条乃至第四十条の規定を準用する。

第四十八条（預入金の合併預入） 郵便局長は、預金者の請求に因り、積立郵便貯金について、同時に二回分以上の預入金を預入させることができる。

第四十九条（集金取扱の停止） 積立郵便貯金の預金者が一年内に三回以上預入をしなかつたときは、郵便局長は、集金の取扱を停止することができる。

第五十条（預入を取り扱わない地域） 離島その他交通不便の地域で公社の指定する地域においては、積立郵便貯金の預入の取扱いをしない。

第五十一条（準用規定） 積立郵便貯金には、第三十三条の規定を準用する。

第五十一条の二（据置期間が経過した積立郵便貯金） 積立郵便貯金は、その据置期間が経過したときは、通常郵便貯金のうちその経過したとき以後における預金者の利便を勘案して公社が定める種類のもの（以下「通常貯金」という。）となる。

前項の場合には、公社は、預金者の請求により、その積立郵便貯金の通帳と引換えに通常貯金の通帳を交付する。

前項の規定による通帳の交付の請求があつた場合において、預金者が他に通常貯金の通帳をもつて貯金の預入をしているときは、公社は、同項の規定にかかわらず、その貯金に積立郵便貯金であつた通常貯金を組み入れる。

第一項の場合には、公社は、その積立郵便貯金の通帳によつては、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

第五十二条（払戻制限） 定額郵便貯金においては、その据置期間が経過した後でなければ、貯金を払い戻すことができない。ただし、公社は、預金者の申出があつた場合において、預金者の生計困難等のため（割増金品を付ける取扱いをする定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため）特にその必要があると認めるときは、据置期間内でも貯金を払い渡すことができる。

割増金品を付ける取扱いをする定額郵便貯金については前項ただし書の規定による貯金の払渡しをする場合においては、公社は、貯金額からその千分の五に相当する金額に払渡しの月の翌月から据置期間の満了の月までの月数乗じた金額を控除する。

第五十五条（払戻金の払渡し） 定額郵便貯金の払戻金の払渡しは、公社の定める場合を除いて、貯金証書又は公社の発行する払戻証書と引換えに行う。

定額郵便貯金の払いもどし金の払渡しについては、第三十七条第二項の規定を準用する。

第五十五条の二（割増金品を付ける取扱い） 定額郵便貯金については、割増金品をくじびきによりつける取扱いをすることができる。

前項の取扱いをする定額郵便貯金には、そのすえ置期間中利子をつけない。

第五十六条（準用規定） 定額郵便貯金には、第三十三条及び第三十八条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、第三十三条中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と読み替えるものとする。

第五十七条（十年が経過した定額郵便貯金） 定額郵便貯金は、預入の日から起算して十年が経過したときは、通常貯金となる。

前項の場合には、公社は、預金者の請求により、その定額郵便貯金の貯金証書と引換えに通常貯金の通帳を交付する。

前項の規定による通帳の交付の請求があつた場合において、預金者が他に通常貯金の通帳をもつて貯金の預入をしているときは、公社は、同項の規定にかかわらず、その貯金に定額郵便貯金であつた通常貯金を組み入れる。

第一項の場合には、公社は、その定額郵便貯金の貯金証書によつては、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

第一項の規定により通常貯金となつた貯金の全部払戻して第二項の規定による通帳の交付の請求前のものについては、第三十七条の規定を適用せず、第五十五条の規定を準用する。

第五十八条（預入期間が経過した定期郵便貯金） 定期郵便貯金は、その預入期間が経過したときは、通常貯金となる。ただし、公社の定めるところにより、預入期間が経過したときに払戻金をその払渡しに代えて新たな定期郵便貯金の預入に充てる取扱い（以下「継続預入の取扱い」という。）をすべきこととされた定期郵便貯金については、この限りでない。

前項本文の場合には、前条第二項から第五項までの規定を準用する。

第五十九条（準用規定） 定期郵便貯金については、第三十三条及び第四十五条の規定を準用する。この場合において、第三十三条中「通帳」とあるのは「貯金証書」と、第四十五条第一項中「据置期間」とあるのは「預入期間」と、同条第三項中「第三十七条乃至第四十条」とあるのは「第三十八条から第四十条まで及び第五十五条」と読み替えるものとする。

第六十条（適格預金者のあつせん） 公社は、沖繩振興開発金融公庫から沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて沖繩振興開発金融公庫へのあつせんを行う。

第六十二条（据置期間の経過後二年が経過した住宅積立郵便貯金） 住宅積立郵便貯金は、その据置期間の経過後二年が経過したときは、通常貯金となる。

前項の場合には、第五十一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

第六十三条（準用規定） 住宅積立郵便貯金については、第三十三条、第三十六条から第四十条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十八条の規定を準用する。

第六十三条の二（適格預金者のあつせん） 公社は、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする教育積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。

第六十三条の三（据置期間の経過後四年が経過した教育積立郵便貯金） 教育積立郵便貯金は、その据置期間の経過後四年が経過したときは、通常貯金となる。

前項の場合には、第五十一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

第六十三条の四（準用規定） 教育積立郵便貯金については、第三十三条、第三十六条から第四十条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十八条の規定を準用する。

第六十四条（預金者に対する貸付け） 公社は、預金者の生活上の必要を満たすため、積立郵便貯金、定期郵便貯金又は定期郵便貯金の預金者に対し、当該郵便貯金（定期郵便貯金にあつては、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む。）を担保として貸付けをするものとする。

第六十五条（貸付金の金額の制限） 前条の規定による貸付金の金額は、貸付けを受けようとする預金者が担保とする積立郵便貯金、定期郵便貯金又は定期郵便貯金の当該貸付けの申込みの日における現在高に十分の九を乗じて得た額に相当する金額を超えてはならず、その総額は、一の預金者ごとに政令で定める額を超えてはならない。

前条の規定による貸付金の総額が前項に規定する制限額を超えたときは、公社は、その旨を当該貸付けを受けた預金者に通知する。

前項の規定による通知があつたときは、預金者は、当該貸付金の総額が第一項に規定する制限額以内の金額となるように当該貸付金の一部を返還しなければならない。

第二項の規定により通知を發した日から一箇月以内に当該預金者が前項の規定による返還をしないときは、公社は、貸付金のうちその貸付けにより貸付金の総額が第一項に規定する制限額を超えることとなつたもの及びその利子に係る債務の弁済の期限を繰り上げ、当該貸付金の担保とされた郵便貯金を当該債務の弁済に充当するものとする。この場合において、当該郵便貯金に関する契約は、消滅する。

第六十六条（貸付期間及び利率） 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間は政令で定め、その貸付金の利率は公社の定める貸付金の利率の決定方針に基づき公社が定める。

第六十六条の二（貸付けの更新） 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間が満了する場合において、公社の定めるところにより、預金者から当該貸付けの更新の請求及び当該貸付金の利子に係る債務の弁済（次項において「更新請求等」という。）があつたときは、当該貸付金の貸付期間が満了する日に、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済があり、かつ、当該貸付金と同額の新たな同条の規定による貸付けをしたものとみなす。

前項の規定により預金者が行う更新請求等は、第六十四条の規定による貸付金及びその利子に係る債務の弁済（同項の規定により当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済とみなされるものを除く。）が行われるまでの間について、政令で定める回数を限度としてすることができるものとする。

第六十七条（準用規定） 第六十四条の規定による貸付けについては、第三十七条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「

払戻金の払渡し」とあるのは「貸付金の交付」と、「当該払渡し」とあるのは「当該交付」と読み替えるものとする。

第六十八条（法定弁済） 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた郵便貯金の払戻し（継続預入の取扱いに係る払戻しを除く。）の請求があつたときは、当該払戻金の金額は当該郵便貯金のその時における現在高からその時における当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充当される。

第六十四条の規定による貸付金の貸付期間が経過した場合において、その時まで貸付金及びその利子に係る債務の弁済がないときは、当該貸付けの担保とされた郵便貯金は、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充当される。この場合において、当該郵便貯金に関する契約は、消滅する。

第六十九条（地方公共団体に対する貸付け等） 公社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得（応募又は買入れの方法による取得を除く。）をするものとする。

（貯金の利率の決定方針）

第七十条 公社は、第十二条に規定する貯金の利率の決定方針を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の貯金の利率の決定方針を定め又は変更する場合には、市場金利を勘案するほか、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまなく国民大衆の利用に供される制度であることに留意し、その利益を増進し、貯蓄の増強に資するものであること。

二 郵便貯金事業における支出がその収入によつて償われるものであること。

三 一般の金融機関の預金の利率

3 公社は、第一項の認可を受けた貯金の利率の決定方針に基づき利率を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、第一項の規定により認可をした貯金の利率の決定方針が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不適當となつたと認められる場合には、公社に対し、貯金の利率の決定方針を変更すべきことを命ずることができる。

5 総務大臣は、第三項の規定により届け出られた利率が第一項の貯金の利率の決定方針に照らして不適當であると認められる場合には、政令で定めるところにより、公社に対し、その利率を変更すべきことを命ずることができる。

（料金）

第七十一条 公社は、第三十一条の第二項に規定する郵便貯金の特別な取扱いに関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られた料金が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公社に対し、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、預金者の利便を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の預金者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 一般の金融機関との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（貸付金の利率の決定方針）

第七十二条 公社は、第六十六条に規定する貸付金の利率の決定方針を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の貸付金の利率の決定方針を定め又は変更する場合には、第十二条の規定により定められた利率及び貸付けを受ける預金者の利便を勘案しなければならない。

3 公社は、第一項の認可を受けた貸付金の利率の決定方針に基づき利率を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、第一項の規定により認可をした貸付金の利率の決定方針が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不適當となつたと認められる場合には、公社に対し、貸付金の利率の決定方針を変更すべきことを命ずることができる。

5 総務大臣は、第三項の規定により届け出られた利率が第一項の貸付金の利率の決定方針に照らして不適當であると認められる場合には、公社に対し、その利率を変更すべきことを命ずることができる。

(協議)

第七十三条 総務大臣は、第七十条第一項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任する。

(審議会等への諮問)

第七十四条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十五条第一項、第六十六条又は第六十六条の二第二項の政令の制定又は改正の立案をしようとするとき。

二 第六十九条の総務省令を制定し、又は改正しようとするとき。

三 第七十条第一項又は第七十二条第一項の認可をしようとするとき。

四 第七十条第四項、第七十一条第二項又は第七十二条第四項の命令をしようとするとき。

(総務省令への委任)

第七十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七十条第一項又は第七十二条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七十条第三項、第七十一条第一項又は第七十二条第三項の規定により総務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

三 第七十条第四項若しくは第五項、第七十一条第二項又は第七十二条第四項若しくは第五項の規定による命令に違反したとき。

日本郵政公社法施行法による改正前の郵便貯金法(抄)

第十条(貯金総額の制限) 貯金総額は、一の預金者ごとに、住宅積立郵便貯金及び次項に規定する郵便貯金に係るものを除き千万円、住

宅積立郵便貯金につき五十万円を超えてはならない。ただし、次に掲げる法人その他の団体については、この限りでない。

- 一 国
- 二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一一号の表に掲げる法人
- 三 労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八八条の二第一項の職員団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項の職員団体（これらの組合その他の団体のうち、前号に該当するものを除く。）
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業を営むことを目的としない団体（前二号に該当するものを除く。）

・（略）

第六十八条の三（運用の範囲） 資金は、次に掲げるものに運用する。

- 一 第六十四条の規定による預金者に対する貸付け
- 一の二 国債（証券取引所が、定款の定めるところにより、国債について、債権先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。）
- 二 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券
- 三 地方債
- 四 特別の法律により設定された法人（第二号に規定する法人を除く。）で、国、同号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券
- 五 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会（以下この条において「金融機関」という。）の発行する債券（以下この条において「金融債」という。）
- 六 社債で政令で定めるもの
- 六の二 特定社債（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。）で政令で定めるもの
- 七 第一号の二から前号までに掲げる債券以外の債券で、政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの
- 八 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関（以下この条において「外国政府等」という。）の発行する債券その他外国法人の発行する政令で定める債券（証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。以下この条において「外国債」という。）
- 九 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの
- 十 金融機関への預金
- 十一 郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）第十二条の規定による貸付け
- 十二 資金をもつて取得をした債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け
- 十三 前号に規定する債券の信託業務を営む銀行又は信託会社への信託で、当該債券を金融機関その他同号の政令で定める法人に対する貸付けの方法によつてのみ運用する旨の契約があるもの
- 十四 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形で総務省令で定めるもの
- 十五 外国政府等又は外国法人の発行する証券又は証書で前号に規定する約束手形の性質を有するもの

十六 債券オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（第一号の二及び第八号に規定する標準物を含む。）の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。）

十七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）

十八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（前号の政令で定める取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）

十九 地方公共団体に対する貸付け
（略）

第六十八条の六（運用職員の責務） 資金の運用に係る事務に従事する職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、運用計画に従つて、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条 （略）

（略）

この法律において「証券仲介業」とは、証券会社、外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）又は登録金融機関（第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下第六十四条の二第一項までにおいて同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為のいずれかを当該証券会社、外国証券会社又は登録金融機関のために行う営業をいう。

一 有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。）の媒介（第八項第七号に掲げるものを除く。）

二 第八項第三号に掲げる媒介

三 第八項第六号に掲げる行為

（略）

第六十四条 証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一 第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

（略）

第六十四条の八 外務員の登録を受けようとする証券会社は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項又は第二項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

（略）

第六十六条の二 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者を含む。）及び使用人を除く。）は、第二十八条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けて、証券仲介業を営むことができる。

第六十六条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

四 委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又は名称

五・六（略）

（略）

第六十六条の二十三 第六十四条から第六十四条の九まで（第六十四条の七第二項を除く。）の規定は、証券仲介業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）（抄）

第一章 総則

第一条（この法律の目的） この法律は、郵便為替を簡易で確実な送金的手段としてあまなく公平に利用させることによつて、国民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

第二条（郵便為替の実施） 郵便為替の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う。

第三条（郵便為替に関する料金） 郵便為替に関する料金は、郵便為替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

第五条（印紙税の免除） 郵便為替に関する書類には、印紙税を課さない。

第六条（郵便為替に関する条約） 郵便為替に関し条約に別段の定のある場合には、その規定による。

国際郵便為替に関する料金は、条約に料金の範囲が規定されているときは、その範囲内において、条約に料金の範囲が規定されていないときは、万国郵便連合の郵便為替に関する約定に規定する同種の料金を超えない範囲内において、公社が定める。

第七条（郵便為替の種類） 郵便為替は、普通為替、電信為替及び定額小為替とする。

第八条（普通為替） 普通為替においては、公社は、受け入れた為替金の額を表示する普通為替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する受取人（その指定がないときは、普通為替証書の持参人）に普通為替証書と引換えに為替金を払い渡す。

第九条（電信為替） 電信為替においては、公社は、為替金を受け入れたときは、必要な通知を電信で行つた上、差出人の指定に従い、為

替金の額を表示する電信為替証書を発行してこれを差出人の指定する受取人に送達し、電信為替証書と引換えに受取人に為替金を払い渡し、又は為替金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に交付し、若しくは送達することにより払い渡す。

第十条（定額小為替） 定額小為替においては、公社は、受け入れた定額の為替金の額を表示する定額小為替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する受取人（その指定がないときは、定額小為替証書の持参人）に定額小為替証書と引換えに為替金を払い渡す。前項の定額の為替金額は、一万円を超えない範囲内で公社が定める。

第十一条（交換決済による払渡し） 前三条の規定は、為替金を手形交換所における交換決済により払い渡すことを妨げない。

第十二条（為替金に関する権利の譲渡） 為替金に関する受取人の権利は、差出人が受取人を指定しない普通為替及び定額小為替に関するものを除いては、銀行その他公社の定める金融機関（以下「銀行等」という。）以外の者に譲り渡すことができない。

為替金に関する受取人の権利の銀行等への譲渡は、当該為替金に係る普通為替証書又は定額小為替証書を銀行等に引き渡さなければ、これをもつて公社その他の第三者に対抗することができない。

前項の譲渡には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条及び第四百六十八条の規定を適用しない。

第十六条（普通為替証書及び電信為替証書の金額の制限） 普通為替証書及び電信為替証書の金額は、一枚につき、百万円（業務の遂行上支障がない場合にあつては、五百万円）以下とする。

第十七条（郵便為替の料金） 郵便為替の差出人は、公社が定める料金を納付しなければならない。

第十九条（料金の還付） 郵便為替に関する既納の料金は、次のものに限り、これを納付した者の請求により還付する。

一 過納又は誤納の料金

二 電信為替において、郵便為替に関する業務に従事する者の過失によつて普通為替によつたのと同様の結果を生じた場合における当該為替金額に対する電信為替の料金と普通為替の料金との差額

三 前号に掲げるものを除いて、郵便為替に関する業務に従事する者の過失によつて請求に係る取扱いその他の公社の定める郵便為替に関する取扱いの全部若しくは一部をしなかつた場合又は郵便為替に関する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた場合におけるその取扱いの料金の額又はその範囲内において公社の定める額

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十条（郵便為替証書の有効期間） 郵便為替証書（普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書をいう。以下同じ。）の有効期間は、その発行の日から六箇月とする。

差出人又は受取人が、その責に帰すべからざる事由により、前項の有効期間内に為替金の払渡し又は払戻しの請求をすることができなかつたときは、その事由により請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。

第二十一条（郵便為替証書の再交付） 公社は、次の場合において、郵便為替の差出人又は受取人の請求があるときは、郵便為替証書を再交付する。

一 普通為替証書又は電信為替証書を亡失したとき。

二 郵便為替証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなつたとき。

三 郵便為替証書の有効期間が経過したとき。

第二十二条（為替金に関する権利の消滅） 郵便為替証書の有効期間の経過後、普通為替及び電信為替にあつては三年間、定額小為替にあつては一年間、郵便為替証書の再交付又は為替金の払もどしの請求がないときは、為替金に関する差出人及び受取人の権利は、消滅する。

第二十三条（利用の制限及び業務の停止） 公社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便為替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十四条（非常取扱い） 公社は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた郵便為替の差出人又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、公社の定めるところにより、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便為替に関し、料金を免除し、又は便宜の取扱いをすることができる。

第二章 普通為替

第二十五条（証書送達） 差出人の請求があるときは、普通為替証書を受取人に送達する。

代金引換の取扱いでその引換金を普通為替によつて送金するものにおいて、郵便物の差出人がその郵便物を差し出す際請求したときは、郵便局においてその引換金に係る普通為替証書を速達郵便物として差出人に送達する。

前二項の規定による取扱いについては、差出人は、公社の定める額の料金を納付しなければならない。

第二十六条（引換金に係る郵便為替の料金等の徴収） 代金引換の取扱いにおいて郵便物の差出人の指定に従い郵便局において引換金を普通為替によつて送金する場合における郵便為替の料金（前条第三項の料金を含む。）は、第十七条の規定にかかわらず、普通為替証書に表示すべき引換金の額からこれを控除することにより、受取人から徴収する。

第二十七条（普通為替証書の記載事項の訂正） 普通為替証書の記載事項の訂正は、差出人の請求によつてする。

第三十条（払渡済みの通知） 差出人の請求があるときは、為替金を払い渡したときにその旨を差出人に通知する。

前項の規定による取扱いについては、差出人は、公社の定める額の料金を納付しなければならない。

第三十一条（払渡済否の調査） 差出人の請求があるときは、公社において為替金が払渡済みであるかどうかを調査してその結果を差出人に通知する。

公社は、前項の規定による取扱いをするときは、公社の定める額の料金を徴収することができる。

第三十二条（払戻し） 差出人の請求があるときは、普通為替証書と引き換えに為替金を当該差出人に払い戻す。

普通為替証書を亡失した場合、普通為替証書が汚染され、若しくはき損されたため記載事項がわからなくなつた場合又は普通為替証書の有効期間が既に経過している場合において、為替金がまだ払い渡されていないときは、前項の規定にかかわらず、為替金を払い戻す。

第三十三条（特別な取扱い） 公社は、普通為替の取扱い又は普通為替の利用に密接に関連する役務で利用者の便益を高めるものを提供する取扱いをすることができる。

前項の規定による取扱いについては、利用者は、公社の定める額の料金を納付しなければならない。

第三章 電信為替

第三十四条（特殊取扱） 公社は、公社の定めるところにより、電信為替に関する書類を特別に速やかに到達させる方法により送達する取扱い及び電信為替の為替金の払渡しに関する事項を受取人に通知する取扱いをする。

前項の規定による取扱いについては、差出人は、公社の定める額の特取扱料を納付しなければならない。

第三十四条の二（電信為替の払渡方法の変更） 公社は、第九条の規定による現金を交付してする払渡しの指定があつた電信為替（引換金を為替金として送金する場合の電信為替を除く。）において、受取人の請求があるときは、同項に規定する電信為替証書を発行してする払渡し又は現金を送達してする払渡しの取扱いをする。ただし、第三十七条の二の規定により電信為替証書を発行してこれを差出人に送達することとなる場合においては、この限りでない。

前項の規定による取扱いについては、受取人から公社の定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、電信為替証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第三十五条（電信為替証書の留置） 差出人の請求があるときは差出人の指定する郵便局において、前条第一項の取扱いをする場合において受取人の請求があるときは公社の定める郵便局において、電信為替証書を留め置き、受取人の出頭を待つてその者に交付する。

前項の場合において、当該電信為替証書の発行の日から公社の定める期間内に受取人が出頭しないときは、当該電信為替証書は、これを差出人に送付する。

第三十五条の二（通信文） 差出人の請求があるときは、公社の定めるところにより、通信文を受取人に伝達する。

前項の規定による取扱いについては、第三十条第二項の規定を準用する。

第三十六条（為替金の払渡しに関する事項の訂正） 差出人の払渡しに関する事項の訂正の請求がある場合には、公社は、為替金をまだ払い渡していないときは既に受け入れた為替金の払渡しに関する事項につき必要な訂正を行った上、為替金を払い渡し、為替金を既に払い渡した後であるときはその旨を差出人に通知する。

前項の規定による取扱いをする場合においては、第三十一条第二項の規定を準用する。

第三十七条（払渡しの停止） 差出人の払渡しの停止の請求がある場合には、公社は、為替金をまだ払い渡していないときは為替金の払渡しを停止し、為替金を既に払い渡した後であるときはその旨を差出人に通知する。

前項の規定に基づく払渡しの停止は、差出人の請求があるときは、これを解除する。

前二項の規定による取扱いをする場合においては、第三十一条第二項の規定を準用する。

第三十七条の二（為替金の払渡不能等の場合） 公社は、電信為替証書を発行しない場合において、受取人の所在不明その他の事由により為替金を払い渡すことができないとき、又は差出人の請求があり、かつ、為替金がまだ払い渡されていないときは、その為替金の額を表示する電信為替証書を発行して、これを差出人に送達する。

第三十八条（準用規定） 電信為替については、第二十六条及び第三十条から第三十三条までの規定を準用する。この場合において、第二十六条及び第三十二条中「普通為替証書」とあるのは「電信為替証書」と、第二十六条中「指定」とあるのは「指定（為替金の払渡方法の指定を含む。）」と、同条及び第三十三条第一項中「普通為替」とあるのは「電信為替」と、第二十六条中「郵便為替の料金（前条第三項の料金を含む。）」とあるのは「郵便為替の料金」と、「引換金の額」とあるのは「引換金の額又は受取人に交付し、若しくは送達すべき引換金の額」と読み替えるものとする。

第四章 定額小為替

第三十八条の二（準用規定） 定額小為替については、第二十七条及び第三十二条の規定を準用する。

定額小為替証書を亡失した場合においては、前項において準用する第三十二条第二項の規定にかかわらず、当該定額小為替証書の有効期間内は、為替金の払戻しをしない。

第五章 雑則

（料金）

第三十八条の三 公社は、第十七条に規定する郵便為替の料金（第六条第二項に規定する国際郵便為替に係るものを除く。以下この条において同じ。）の上限を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該具体的な役務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参酌したものであること。
二 一般の金融機関の送金の手数料について配慮したものであること。

3 公社は、第十七条に規定する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の料金は、第一項の認可を受けた料金の上限の範囲内であればならない。

5 公社は、第三項に規定するもののほか、郵便為替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 総務大臣は、第一項の規定により認可をした料金の上限が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不適当となつたと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、料金の上限を変更すべきことを命ずることができる。

7 総務大臣は、第三項又は第五項の規定により届け出られた料金が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利便を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 一般の金融機関との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(国際郵便為替に関する料金)

第三十八条の四 公社は、第六条第二項に規定する国際郵便為替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られた料金が郵便為替に関する条約の規定に適合しないと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

(協議)

第三十八条の五 総務大臣は、第三十八条の三第一項の認可をしようとするとき及び同条第六項の命令をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(審議会等への諮問)

第三十八条の六 総務大臣は、第三十八条の三第一項の認可をしようとするとき又は同条第六項若しくは第七項の命令をしようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)

第三十八条の七 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第六章 罰則

第三十八条の八 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十八条の三第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第三十八条の三第三項若しくは第五項又は第三十八条の四第一項の規定により総務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

三 第三十八条の三第六項若しくは第七項又は第三十八条の四第二項の規定による命令に違反したとき。

郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）（抄）

第一章 総則

第一条（この法律の目的） この法律は、郵便振替を簡易で確実な送金及び債権債務の決済の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、国民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

第二条（郵便振替の実施） 郵便振替の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う。

第三条（政府保証） 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、郵便振替として受け入れた口座の預り金の払出しに係る公社の債務を保証する。

第四条（郵便振替に関する料金） 郵便振替に関する料金は、郵便振替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならぬ。

第五条（印紙税の免除） 郵便振替に関する書類には、印紙税を課さない。

第六条（郵便振替に関する条約） 郵便振替に関し条約に別段の定のある場合には、その規定による。

国際郵便振替に関する料金は、条約に料金の範囲が規定されているときは、その範囲内において、条約に料金の範囲が規定されていないときは、万国郵便連合の郵便振替に関する約定に規定する同種の料金を超えない範囲内において、公社が定める。

第七条（業務の態様） 郵便振替においては、加入者のために口座を設けて、左の取扱をする。

- 一 加入者又は加入者でない者の払い込む金額を口座に受け入れること。
 - 二 加入者の口座から加入者の指定する他の口座へ預り金の振替をすること。
 - 三 加入者の口座の預り金を払い出して、その加入者又はその他の者に払出金を払い渡すこと。
- 第八条（口座の名称） 口座は、加入者の氏名（法人の場合にはその名称。以下本条において同じ。）を以てその名称とする。

加入者の商号、屋号その他氏名以外の名称は、公社の定めるところにより、公社の承認を受けて、これを口座の名称として使用することができる。

第十条（代理署名人） 加入者の指定する代理署名人は、加入者に代つて、振替及び払出しの請求その他公社の定める請求又は届出をすることができ、

代理署名人は、一人に限る。

第十一条（参加署名人） 参加署名人は、一人に限る。

第十二条（法人でない団体の代表者） 法人でない団体の郵便振替においては、その団体の代表者一人を定めなければならない。

前項の郵便振替に関する権利義務については、その代表者を加入者とみなす。

第十三条（郵便振替に関する加入者の権利の譲渡） 郵便振替に関する加入者の権利は、公社の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。

前項の規定による譲渡があつたときは、譲受人は、譲渡人が当該口座に対し公社に対して負う義務を承継する。

第十八条（払込み、振替及び払出しの料金） 払込み、振替及び払出しの料金は、公社が定める。

第十九条（払込み及び払出しの料金の免除） 加入者が、公社の定めるところにより、自己の口座に払込みをし、又は自己を受取人に指定して現金払の請求をする場合には、前条の料金を免除する。

前項の場合において、当該加入者が払出金に関する受取人の権利を譲り渡したときは、前条に規定する払出しの料金をその加入者から徴収する。

第二十条（料金徴収方法） 払込みの料金は払込人からこれを徴収し、振替及び払出しの料金は預り金を払い出す口座の預り金から控除してこれを徴収する。

払込み又は振替の料金（第二十八条第二項に規定する料金を含む。以下この項において同じ。）をその払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者が負担する旨を表示した払込書又は払出書によりする払込み又は振替の料金及び加入者が自己の口座に払込みをする場合における払込みの料金は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。第二十七条第一項ただし書の公社の定める場合において、払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者から、公社の定めるところにより、当該料金を負担する旨の申出があるときも、同様とする。

払込、振替及び払出の料金以外の郵便振替に関する料金は、加入者から徴収する場合には加入者の口座の預り金から控除してこれを徴収することができる。

代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従い郵便局において引換金を当該差出人の口座に払い込んだ場合における払込の料金は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。

第二十一条（料金の還付） 郵便振替に関する既納の料金は、次のものに限り、これを納付した者の請求により還付する。

一 過納又は誤納の料金

二 郵便振替に関する業務に従事する者の過失によつて請求に係る取扱いその他の公社の定める郵便振替に関する取扱いの全部若しくは一部をしなかつた場合又は郵便振替に関する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた場合におけるその取扱いの料金の額又はその範囲内において公社の定める額

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十二条（利用の制限及び業務の停止） 公社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便振替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十三条（非常取扱い） 公社は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた加入者又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、公社の定めるところにより、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便振替に関し、料金を免除し、又は便宜の取扱いをすることができ。

第二十三条の二（寄附金の送金のための払込み及び振替の料金の免除） 公社は、天災その他非常の災害があつた場合には、総務省令で定めるところにより、地方公共団体、共同募金会、共同募金会連合会その他公社の定める法人又は団体の口座（当該法人又は団体の申請により公社の指定するものに限る。次項において同じ。）に対してする当該災害の被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための払込み及び振替につき、その料金を免除することができる。

公社は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事業を行う法人又は団体であつて公社の定めるものの口座に対してする当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金の送金のための払込み及び振替につき、その料金を免除することができる。

一 社会福祉の増進を目的とする事業

- 二 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 三 地球環境の保全を図るために行う事業

第二章 加入

第二十四条（口座の開設） 会社は、郵便振替の加入の申込みがあつた場合においてこれを承諾したときは、口座を開設する。

第二十五条（加入の制限） 前条の申込みをした者が第五十六条第一項第一号から第三号までの事由により除名された者であるときは、会社は、口座を開設しないことができる。

第三章 払込み、振替及び払出し

第一節 通則

第二十七条（払込み、振替及び払出しに使用する書類） 払込みは、払込書をもつて、振替の請求は、払出書をもつて、払出しの請求は、払出書又は小切手をもつてこれをしなければならぬ。ただし、会社の定める場合は、この限りでない。

払込書、払出書及び小切手には会社の発行する用紙を使用しなければならない。ただし、払込書の用紙及び会社の定める払出書の用紙は、会社の定める様式に従い、これを私製することができる。

前項の用紙は、会社の定めるところにより、無償で払込人又は加入者に交付する。

第二十八条（通信文） 払込人又は加入者は、会社の定めるところにより、払込金若しくは振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人への通信文の通知を請求することができる。

会社は、請求により前項の通知を行うときは、会社の定める額の料金を徴収することができる。

第二十九条（現在高を超える小切手の振出しの禁止） 加入者は、口座の現在高を超えて小切手を振り出すことができない。

第三十条（受払通知） 口座に払込金若しくは振替金を受け入れ又は口座から預り金を払い出したときは、会社の定めるところにより、その受払高又は口座の現在高をその加入者に通知する。

第三十一条（特殊取扱等） 会社は、会社の定めるところにより、次に掲げる特殊取扱を実施する。

一 払込み、振替又は払出しに関する書類の送達又は通知について、特別に速やかに到達させる方法その他会社の定める特別な方法によりする取扱い

二 払込金額、振替金額その他の口座への受入れに関する事項を証明し、その証明に係る書類を払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者に交付し、又は送達する取扱い

三 振替金額、払出金額その他の口座からの払出しに関する事項を振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人に通知する取扱い

四 前三号に掲げる取扱いに準ずるもの

会社は、前項に規定するもののほか、会社の定めるところにより、郵便振替の利用に密接に関連する役務でその利用上の便益を高めるものを提供する取扱いであつて次に掲げるものを実施することができる。

一 払込人又は払込金若しくは振替金を受け入れる口座若しくは預り金を払い出す口座を特定するために必要な事項を電磁的方式によつて記録したカードを発行する取扱い

二 口座の名称その他の口座への受入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取扱い

三 前二号に掲げる取扱いに準ずるもの

第一項の規定による特殊取扱及び前項の規定による取扱いについては、公社の定める額の料金を納付しなければならない。

第二節 払込み

第三十二条（払込み） 払込みにおいては、公社は、払込人の指定する口座に払込金を受け入れる。

第三十五条（払込みの取消し） 払込人から払込みの取消しの申出があつた場合には、公社は、払込金をまだ口座へ受け入れていないときは払込金を払込人に還付し、払込金を既に口座に受け入れた後であるときはその旨を払込人に通知する。

公社は、前項の規定による取扱いをするときは、公社の定める額の料金を徴収することができる。

第三節 振替

第三十六条（振替） 振替においては、公社は、加入者の請求により、当該加入者の口座から預り金を払い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

第三十七条（振替の請求の取消し） 振替の請求をした加入者から振替の請求の取消しの申出があつた場合には、公社は、預り金をまだ払い出していないときは払出しをせず、預り金を既に払い出した後でまだ他の口座へ受け入れていないときは払い出した金額を当該加入者の口座に戻し入れ、払い出した預り金を既に他の口座に受け入れた後であるときはその旨を加入者に通知する。

前項の規定による取扱いをする場合には、第三十五条第二項の規定を準用する。

第三節の二 振替の定期継続取扱い

第三十七条の二（定期継続振替） 定期に継続してその口座の預り金をもつて電気事業、ガス事業又は水道事業の料金その他公社の定める料金の支払をする加入者で公社の定める基準に適合するものは、この節で定めるところにより、定期に継続してする振替（以下「定期継続振替」という。）の取扱いを受けることができる。

第三十七条の三（振替） 定期継続振替においては、公社の定めるところにより、前条に規定する料金を支払う加入者が、当該料金を収納する加入者と協議して公社に申出をし、公社において、その申出に基づき、当該料金を収納する加入者からの当該料金の支払の催告に応じて、当該料金の額に相当する金額を当該申出をした加入者の口座の預り金から払い出し、これを当該料金を収納する加入者の口座に受け入れる。

定期継続振替の料金は、前項の規定により預り金を受け入れる口座の預り金から控除して徴収する。

第三十七条の四（振替ができない場合の通知） 公社は、前条第一項の催告を受けた場合において、口座の現在高の不足により当該催告に係る料金の額に相当する金額を当該料金を支払う加入者の口座の預り金から払い出すことができないときは、その旨を当該料金を収納する加入者に通知する。

第三十七条の五（定期継続振替の取扱いの廃止） 第三十七条の三第一項の申出をした加入者から定期継続振替の取扱いの廃止の申出があつた場合においては、第三十七条の規定を準用する。

第四節 払出し

第三十八条（払出し） この法律に特別の定めのあるもののほか、払出しは現金払及び小切手払とする。

現金払においては、公社は、加入者の請求により、当該加入者の口座から預り金を払い出し、次に掲げる方法により、当該加入者の指定する受取人に払出金を払い渡す。

- 一 払出金額及び受取人を表示する払出証書を発行して、これを受取人に送達し、又は加入者に交付し、その払出証書と引換えにその額に相当する現金を交付する方法

二 公社の定めるところにより払出金額に相当する現金を受取人に交付する方法
三 公社の定めるところにより払出金額に相当する現金を受取人に送達する方法

小切手払においては、公社の定めるところにより、加入者が振り出した小切手の提示があつたときに、その小切手金額を当該加入者の口座の預り金から払い出し、その小切手と引換えに小切手金額の現金を払い渡す。

前二項の規定は、払出金を手形交換所における交換決済により払い渡すことを妨げない。

第三十八条の二（払渡方法の変更） 公社は、前条第二項第二号に掲げる方法による現金払において、受取人の請求があるときは、同項第一号又は第三号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法については、公社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。）による払渡しの取扱いをする。ただし、その請求後に受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができなくなつた場合において第四十三条の規定によりその払出金を口座に戻し入れることとなるときは、この限りでない。

前項の規定による取扱いについては、受取人から公社の定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、払出証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第三十九条（払出証書の金額の制限） 払出証書の金額は、一枚につき、千五百万円以下とする。ただし、加入者が自己を受取人に指定してする現金払の請求に対して発行する払出証書については、この限りでない。

第四十条（払出金の払渡しの停止） 現金払の請求をした加入者から払出金の払渡しの停止の請求がある場合には、公社は、払出金をまだ払い渡していないときは払出金の払渡しを停止し、払出金を既に払い渡した後であるときはその旨を加入者に通知する。

前項の規定に基づく払渡しの停止は、加入者の請求があるときは、これを解除する。

前二項の規定による取扱いをする場合においては、第三十五条第二項の規定を準用する。

第四十一条（払出しの請求の取消し） 現金払の請求をした加入者から払出しの請求の取消しの申出があつた場合には、公社は、預り金をまだ払い出していないときは払出しをせず、預り金を既に払い出した後で払出金をまだ払い渡していないときは払い出した金額を口座に戻し入れ、払出金を既に払い渡した後であるときはその旨を加入者に通知する。

前項の規定による取扱いをする場合においては、第三十五条第二項の規定を準用する。

第四十二条（払出証書の留置） 払出証書は、公社の定めるところにより現金払の請求の際加入者が請求したときは、これを当該加入者の指定する郵便局に留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する。

第四十二条の二（払渡済み等の通知） 現金払の請求の際加入者が請求したときは、払出金を払い渡したときにその旨を当該加入者に通知する。

現金払の請求の際加入者が請求したときは、公社の定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いのほか、加入者が請求したときは、当該請求後に当該加入者の口座の預り金から現金払の請求により払い出された払出金のうち公社の定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、公社の定める期間ごとに、当該加入者に通知する。

前三項の規定による取扱いについては、公社の定める額の料金を納付しなければならぬ。

第四十二条の三（払渡済みの調査） 現金払の請求をした加入者の請求があるときは、公社において払出金が払渡済みであるかどうかを調査してその結果を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いについては、第三十五条第二項の規定を準用する。

第四十三条（払出金の戻入れ） 受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができないとき、又は第四十二条の場合において受取人が当該証書の発行の日から公社の定める期間内に出現しないときは、その払出金を口座に戻し入れる。

第四十四条（返戻受払） 公社は、払出しを請求した加入者の請求があるときは、当該加入者が他人を受取人に指定して払出しを請求した場合における払出証書で当該受取人から交付されたものによつて、当該加入者に払出金を払い渡し、又はその口座に払出金を戻し入れる。第四十五条（払出金に関する権利の譲渡） 払出金に関する受取人の権利は、銀行その他公社の定める金融機関（以下「銀行等」という。）以外の者にこれを譲り渡すことができない。

払出金に関する受取人の権利の銀行等への譲渡は、当該払出金に係る払出証書を銀行等に引き渡さなければ、これをもつて公社その他の第三者に対抗することができない。

前項の譲渡には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条及び第四百六十八条の規定を適用しない。

第四十八条（払出証書の有効期間） 払出証書の有効期間は、その発行の日から六箇月とする。
加入者又は受取人が、その責に帰すべからざる事由により、前項の有効期間内に払出金の払渡し又は戻入れの請求をすることができなかつたときは、その事由により請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。

第四十九条（払出証書の再交付） 公社は、次に掲げる場合において、払出しを請求した加入者又は受取人の請求があるときは、払出証書を再交付する。

- 一 払出証書が亡失されたとき。
 - 二 払出証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなつたとき。
 - 三 払出証書の有効期間が経過したとき。
- 第五十条（払出金等に関する権利の消滅） 払出証書の有効期間の経過後三年間、払出証書の再交付又は払出の請求の取消がないときは、その払出証書に表示された金額に関する加入者及び受取人の権利は消滅する。

第五節 払出しの簡易取扱い

第五十条の二（簡易払） 定期に多数の払出しの請求をする加入者で公社の定める基準に適合するものは、公社の承認を受けて、この節の定めるところにより、簡易な払出し（以下簡易払という。）の取扱いを受けることができる。

第五十条の三（払出し） 簡易払においては、加入者の請求により、公社の定めるところにより、当該加入者の指定する受取人に対する支払通知書を発行し、当該支払通知書と引換えにこれに表示された金額の現金を当該受取人に払い渡し、その払い渡した金額を当該加入者の口座の預り金から払い出す。

第五十条の四（支払通知書の金額の制限） 支払通知書の金額は、一枚につき、三十万円以下とする。

第五十条の五（払出金の払渡し等） 公社は、支払通知書に記載された払渡しの期間の経過後は、当該支払通知書に係る払出金の払渡しをしない。ただし、不可抗力によつて払い渡すことができなかった場合その他公社の定める特別な事由がある場合は、この限りでない。

前項の払渡しの期間は、公社が定める。

支払通知書が汚染され、又はき損されたため、その記載事項のうち公社の定める事項が分からなくなつたときも、第一項本文と同様とする。

支払通知書は、再交付しない。

第一項又は第三項の規定により支払通知書に係る払出金が払い渡されないこととなつた場合においては、当該支払通知書の発行は、初

からなかつたものとみなす。

第五十条の六（簡易払の取扱いを受ける預り金の計算上の特例） 簡易払の取扱いを受ける口座につき第五十条の三の規定による支払通知書の発行があつた場合には、当該口座に係る振替、払出し（当該支払通知書に係るものを除く。）又はその後の支払通知書の発行については、当該発行の日から公社の定める期間内に限り、当該発行に係るすべての支払通知書に表示された金額の合計額から当該支払通知書により当該口座の預り金から既に払い出された払出金額の合計額を控除した金額は、当該口座の預り金から既に払い出されたものとして取り扱う。

前項の規定は、第二十九条の規定に基づく小切手の振出しの禁止に係る口座の現在高の計算について準用する。

第五十条の七（準用規定） 簡易払の払出金については、第三十八条第四項及び第四十五条の規定を準用する。この場合において、第三十八条第四項「前二項」とあるのは、「第五十条の三」と読み替えるものとする。

第六節 特殊受払

第五十一条（電波利用料の払出し） 郵便振替の加入者たる電波利用料（電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百三条の二第四項に規定する電波利用料をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者が当該電波利用料をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは総務省の内部部局として置かれる局で電波利用料に関する事務を所掌するもの（次項において「電波利用料主管局」という。）からの電波利用料の納付の催告に応じて、電波利用料の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

前項の規定による払出しの料金は、電波利用料主管局において、これを納付する。

第五十二条（国税の払出し） 郵便振替の加入者たる国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者が当該国税をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、同法第三十四条の二第一項の依頼による納付書の送付に応じて、国税の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

前項の規定による払出しの料金は、国税庁において、これを納付する。

第五十二条の二（国民年金の保険料の払出し） 郵便振替の加入者たる国民年金の保険料（国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第八十七条第一項に規定する保険料をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者が当該保険料をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、社会保険庁からの保険料の納付の催告に応じて、保険料の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

前項の規定による払出しの料金は、社会保険庁において、これを納付する。

第四章 脱退及び除名

第五十四条（脱退の申出） 加入者は、郵便振替を脱退しようとするときは、公社にその旨を申し出なければならぬ。

加入者は、前項の規定により申し出た後は、振替若しくは払出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第五十五条（口座の閉鎖） 加入者から脱退の申出があつたときは、公社は、口座を閉鎖して、脱退を申し出た者の指定に従い、預り金残額を他の口座に振り替え、又は公社の定めるところによりその者を受取人として預り金残額を払い渡す。

第五十六条（除名） 公社は、次の場合には、加入者を除名することができる。

一 加入者が第二十九条の規定に違反したとき。

二 当該口座の預り金（第五十条の六第一項の規定により当該口座の預り金から既に払い出されたものとして取り扱われる金額があるときは、当該金額を控除した金額）の不足により、振替、払出し又は第五十条の三の規定による支払通知書の発行ができなかつたとき。

三 加入者が料金の納付を怠り、又は不法に料金を免れるような行為をしたとき。

四 三年間当該口座への払込み及び当該口座からの払出しがなかつたとき。

前項の規定による除名があつたときは、公社は、口座を閉鎖して、除名された加入者を預り金残額の受取人として預り金残額を表示する払出証書を発行し、その払出証書と引換えにこれに表示された金額の現金を払い渡す。

第五十七条（準用規定） 第五十五条及び前条第二項に規定する預り金残額については、第四十五条の規定を準用する。

第五章 公金等に関する郵便振替

第五十八条（公金に関する郵便振替） 公社は、公金に関する郵便振替として、地方公共団体又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により地方公共団体の収納若しくは支払の事務を取り扱う金融機関若しくは地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の規定により地方公営企業の業務に係る出納事務の一部を取り扱う金融機関を加入者とし、当該加入者が払い込み、又は振替を請求する場合を除いては、公社の定めるところにより地方税、分担金、使用料その他当該地方公共団体の徴収金の納付のための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いをする。

第六十条（払込み及び振替） 公金に関する郵便振替の口座への払込みは、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合若しくは第五十八条の金融機関がする場合を除いては、第二十七条第一項の規定にかかわらず、納税通知書その他公社の定める納入に関する書類をもつてこれをしなければならない。

公金に関する郵便振替の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合若しくは第五十八条の金融機関が請求するときを除いては、払出書に前項に規定する書類を添付しなければならない。

第六十二条（取扱料金の徴収方法） 公金に関する郵便振替の口座の加入者並びに市町村及びその組合並びに第五十八条の金融機関以外の者が当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は振替の料金は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。ただし、公社の定めるところにより、当該口座に係る地方公共団体の申出があるときは、当該払込み又は振替の料金（地方税又は電気事業、ガス事業若しくは水道事業の料金その他公社の定める料金の納付のための払込み又は振替の料金を除く。）は、払込人から、又は預り金を払い出す口座の預り金から控除して、これを徴収する。

第六十三条（電気事業等の料金） 第五十八条及び第六十条の規定は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス事業者又は日本放送協会を加入者とし、当該加入者に電気事業若しくはガス事業の料金又は放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第三十二条第二項に規定する受信料を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いについて、これを準用する。

前項に規定する取扱いに係る口座の加入者以外の者が電気事業若しくはガス事業の料金又は受信料を納付するため、当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は振替の料金は、当該口座の預り金から控除して徴収する。

第六十三条の二（公庫等の償還金等） 第五十八条及び第六十条の規定は、国民生活金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫等」という。）、公庫等の業務の一部を代理する金融機関若しくは公庫等から業務の委託を受けた金融機関又は独立行政法人日本学生支援機構を加入者とし、当該加入者に公庫等の貸付けに係る償還金又は独立行政法人日本学生支援機構の貸与に係る返還金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いについて、これを準用する。

第六十四条（日本銀行当座預金口座払）郵便振替の加入者たる銀行その他の公社の定める金融機関は、公社の承認を受けて、当該加入者の口座で郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）第二条第一項の規定による事務の委託又は同法第四条第一項の規定による事務の受託に係る資金の公社との間の授受に係るものその他公社の定めるものについて、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への振込みによる払出し（次項において「日本銀行当座預金口座払」という。）の取扱いを受けることができる。

日本銀行当座預金口座払においては、公社は、前項に規定する加入者の請求により、同項に規定する当該加入者の口座から預り金を払い出し、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への払出金の振込みによる方法により払い渡す。

第六章 雑則

（料金）

第六十五条 公社は、第十八条に規定する払込み、振替及び払出しの料金（第六条第二項に規定する国際郵便振替に係るものを除く。以下この条において同じ。）の上限を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該具体的な役務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参酌したものであること。

二 一般の金融機関の送金又は債権債務の決済の手数料について配慮したものであること。

3 公社は、第十八条に規定する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の料金は、第一項の認可を受けた料金の上限の範囲内でなければならない。

5 公社は、第三項に規定するもののほか、郵便振替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 総務大臣は、第一項の規定により認可をした料金の上限が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不適当となつたと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、料金の上限を変更すべきことを命ずることができる。

7 総務大臣は、第三項又は第五項の規定により届け出られた料金が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利便を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 一般の金融機関との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（国際郵便振替に関する料金）

第六十六条 公社は、第六条第二項に規定する国際郵便振替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られた料金が郵便振替に関する条約の規定に適合しないと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

（協議）

第六十七条 総務大臣は、第六十五条第一項の認可をしようとするとき及び同条第六項の命令をしようとするときは、財務大臣に協議しな

ければならない。

(審議会等への諮問)

第六十八条 総務大臣は、第六十五条第一項の認可をしようとするとき又は同条第六項若しくは第七項の命令をしようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。(総務省令への委任)

第六十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第七章 罰則

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六十五条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第六十五条第三項若しくは第五項又は第六十六条第一項の規定により総務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

三 第六十五条第六項若しくは第七項又は第六十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)(抄)

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)(抄)

第四条 自動車検査登録印紙は、地方運輸局、運輸監理部、運輸支局若しくは地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所又は国土交通大臣が委託する者が設ける自動車検査登録印紙売りさばき所において売り渡すものとする。

2~4 (略)

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（三）（略）

四 職員 特定独立行政法人等に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

第三章 団体交渉等

（団体交渉の範囲）

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、特定独立行政法人等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二 昇職、降職、転職、免職、退職、先任権及び懲戒の基準に関する事項

三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

（交渉委員等）

第九条 特定独立行政法人等と組合との団体交渉は、専ら、特定独立行政法人等を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十条 特定独立行政法人等を代表する交渉委員は当該特定独立行政法人等が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2 特定独立行政法人等及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

第十一条 前二条に定めるもののほか、交渉委員の数、交渉委員の任期その他団体交渉の手續に関し必要な事項は、団体交渉で定める。

（争議行為の禁止）

第六章 あつせん、調停及び仲裁

（特定独立行政法人等担当委員）

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する六人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人、国有林野事業を行う国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当労働者委員」という。）のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

（あつせん）

第二十六条 委員会は、特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないとき認められる場合は、この限りでない。

4 あつせん員（委員会の委員又は労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員である者を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

5 あつせん員又はあつせん員であつた者は、その職務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

6 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三条及び第十四条の規定は、第一項のあつせん員について準用する。

（調停の開始）

第二十七条 委員会は、次の場合に調停を行う。

一 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。

四 委員会が職権に基き、調停を行う必要があると決議したとき。

五 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき。

（委員会による調停）

第二十八条 委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会によつて行う。

（調停委員会）

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、特定独立行政法人等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、特定独立行政法人等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならぬ。

2 公益を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当公益委員のうちから、特定独立行政法人等を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないとき認められる場合は、この限りでない。

4 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

5 前項の規定による調停委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

（報告及び指示）

第三十一条 委員会は、調停委員会に、その行う事務に関し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

（調停に関する準用規定）

第三十二条 労働関係調整法第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、調停委員会及び調停について準用する。

（仲裁の開始）

第三十三条 委員会は、次の場合に仲裁を行う。

- 一 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 三 委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 四 委員会があつせん又は調停を行つていない事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。
- 五 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会)

第三十四条 委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行う。

2 仲裁委員会は、特定独立行政法人等担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員のうちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織する。

3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(委員会の裁定)

第三十五条 特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 政府は、特定独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

3 政府は、国有林野事業を行う国の経営する企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

(他の法律の適用除外)

第三十七条 次に掲げる法律の規定は、職員については、適用しない。

- 一 国家公務員法第三条第二項から第四項まで、第三条の二、第十七条、第十七条の二、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三条、第七十一条、第七十三条、第七十七条、第八十四条第二項、第八十四条の二、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条第二項、第九十八条第二項及び第三項、第百条第四項、第百八条の二から第百八条の七まで並びに附則第十六条の規定

二 (略)

2・3 (略)

(業務の範囲)

第十八条 公庫は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 (略)

二 教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下同じ。)を受ける者又はその者の親族に対して、小口の教育資金(教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。以下同じ。)の貸付けを行うこと。

三・四 (略)

(監督)

第二十八条 (略)

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、公庫からの報告又は第三十条第一項の規定による検査の結果に基づき、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、公庫若しくは受託金融機関に対して報告を求め、又はその職員に、公庫若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第三十条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)(抄)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もつて国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。

(簡易生命保険の実施)

第二条 この法律の規定による生命保険（以下「簡易生命保険」という。）の業務は、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う。

（政府保証）

第三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）に基づく保険金、年金等の支払に係る公社の債務を保証する。

（印紙税の免除）

第四条 簡易生命保険に関する書類には、印紙税を課さない。

（保険契約）

第五条 保険契約においては、公社が保険契約者又は第三者の生死（常時の介護を要する身体障害の状態にあることを含む。）について保険金又は年金を支払うことを約し、保険契約者が公社に保険料を支払うことを約するものとする。

2 保険契約には、次条に規定する簡易生命保険特約を付することができる。ただし、第十三条の財形貯蓄保険の保険契約にあつては、この限りでない。

第六条 簡易生命保険特約（以下「特約」という。）においては、公社が、前条第一項の契約に係る被保険者がかつた疾病及び不慮の事故又は第三者の加害行為（以下「不慮の事故等」という。）により受けた傷害並びにその者の生存について保険金を支払うことを約し、保険契約者が公社に保険料を支払うことを約するものとする。

（保険約款）

第七条 保険契約は、この法律及びこの法律に基づく命令に定めるもののほか、公社が定める簡易生命保険約款（以下「保険約款」という。）による。

（保険の種類）

第八条 簡易生命保険は、終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険とする。

（終身保険）

第九条 終身保険とは、被保険者が死亡したことにより、又は被保険者が死亡したことのほかその者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことにより、若しくはその者の保険約款の定める常時の介護を要する身体障害の状態（以下「特定要介護状態」という。）が保険約款の定める期間継続したことにより保険金の支払をするものをいう。

（定期保険）

第十条 定期保険とは、保険期間の満了前に被保険者が死亡したことにより、又はその期間の満了前に被保険者が死亡したことのほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。

（養老保険）

第十一条 養老保険とは、被保険者の生存中に保険期間が満了し、若しくはその期間の満了前に被保険者が死亡したことにより、又はこれらの事由のほか被保険者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。

（家族保険）

第十二条 家族保険とは、一の保険契約において保険契約者（保険契約者の権利義務を第五十九条第二項又は第三項の規定により承継した者を除く。）を主たる被保険者とし、その者の配偶者及び子のうち保険約款の定める者をその余の被保険者とする生命保

險であつて、主たる被保険者及び配偶者たる被保険者につき次の事由のうち保険約款の定める事由が発生したことにより、子たる被保険者につき第二号に定める事由が発生したことによりそれぞれ保険金の支払をするものをいう。この場合において、配偶者たる被保険者に係る保険金の支払の事由のうち死亡以外のものは、主たる被保険者の死亡後のものに限るものとする。

一 その者が死亡したこと又はその者が死亡したことのほかその者の生存中に保険約款の定める期間が満了したこと。

二 その者がその保険期間の満了前に死亡したこと又はその者がその期間の満了前に死亡したことのほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したこと。

三 その者の生存中にその保険期間が満了し、若しくはその期間の満了前にその者が死亡したこと又はこれらの事由のほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したこと。

2 前項の子は、次に掲げる者に該当しないものでなければならぬ。

一 主たる被保険者について保険金の支払の事由（保険約款の定める期間が満了したことを除く。）の発生後に、出生した者（その支払の事由が発生した当時胎児であつた者を除く。）又は養子となつた者

二 年齢一月未満又は二十年以上の者

三 配偶者のある者

四 主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつてゐる者

（財形貯蓄保険）

第十三条 財形貯蓄保険とは、被保険者の生存中の保険期間の満了又は保険契約の効力発生後における不慮の事故その他の勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第二号八の規定による政令で定める特別の理由を直接の原因とする被保険者の保険期間の満了前の死亡（保険約款の定める条件に該当するものに限る。）により保険金の支払をするものをいう。

（終身年金保険）

第十四条 終身年金保険とは、保険契約の効力が発生した日若しくは被保険者が年金支払開始年齢に達した日から被保険者の死亡に至るまで年金の支払をし、又は当該年金のほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことににより割増年金の支払をするものをいう。

（定期年金保険）

第十五条 定期年金保険とは、保険契約の効力が発生した日若しくは被保険者が年金支払開始年齢に達した日から一定の期間又は保険契約者（保険契約者の保険契約による権利義務を相続により又は第五十九条第一項の規定により承継した者（以下「相続等承継保険契約者」という。）を除く。）が死亡した日から保険期間の満了の日までの期間、被保険者の生存中に限り、年金の支払をするものをいう。

（夫婦年金保険）

第十六条 夫婦年金保険とは、一の保険契約において保険契約者（保険契約者の権利義務を第五十九条第二項の規定により承継した者を除く。）を主たる被保険者とし、その者の配偶者（保険約款の定める要件に該当するものに限る。）をその余の被保険者とする生命保険であつて、主たる被保険者につき第一号に掲げる日からその者の死亡に至るまで、配偶者たる被保険者につき第二号に掲げる日からその者の死亡に至るまでそれぞれ年金の支払をし、又は主たる被保険者につき第三号に掲げる日からその者の死亡に至るまで、配偶者たる被保険者につき第四号に掲げる日からその者の死亡に至るまでそれぞれ年金の支払をするものをいう。

一 保険契約の効力が発生した日又は主たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日

二 主たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日以後に死亡した日の翌日又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日若しくは主たる被保険者が死亡した日の翌日のいずれか遅い日

三 保険契約の効力が発生した日以後に配偶者たる被保険者が死亡した日又は主たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日若しくは配偶者たる被保険者が死亡した日のいずれか遅い日

四 保険契約の効力が発生した日以後に主たる被保険者が死亡した日又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日若しくは主たる被保険者が死亡した日のいずれか遅い日

(二)の簡易生命保険を一体として提供すること

第十七条 簡易生命保険については、次の各号に掲げる二の簡易生命保険を一体として提供することができる。

一 終身保険及び終身年金保険で被保険者を同じくするもの

二 終身保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの

三 養老保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの

四 家族保険及び夫婦年金保険で主たる被保険者及び配偶者たる被保険者を同じくするもの

2 前項第一号の終身年金保険は、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより割増年金を支払うこととする終身年金保険（以下「介護割増年金付終身年金保険」という。）以外のものでなければならぬ。

3 第一項第二号の定期年金保険は、保険契約の効力が発生した日又は被保険者が年金支払開始年齢に達した日から年金の支払をするものでなければならぬ。

4 第一項第三号の養老保険は保険約款の定めるところにより保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。以下この項において同じ。）が死亡したことにより将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険（以下「契約者死亡後自動継続養老保険」という。）でなければならず、同号の定期年金保険は保険契約者が死亡した日から年金の支払をする定期年金保険（以下「契約者死亡後支払開始定期年金保険」という。）でなければならぬ。

5 第一項第四号の家族保険は、主たる被保険者及び配偶者たる被保険者につき第十二条第一項第一号に定める事由が発生したことによりそれぞれ保険金の支払をするものでなければならぬ。

6 この法律に別段の定めがある場合を除き、第一項の規定により一体として提供される終身保険及び終身年金保険（以下「終身年金保険付終身保険」という。）若しくは同項の規定により一体として提供される終身保険及び定期年金保険（以下「定期年金保険付終身保険」という。）、同項の規定により一体として提供される養老保険及び定期年金保険（以下「定期年金保険付養老保険」という。）又は同項の規定により一体として提供される家族保険及び夫婦年金保険（以下「夫婦年金保険付家族保険」という。）については、それぞれ終身保険、養老保険（契約者死亡後自動継続養老保険に関する別段の定めがある場合にあつては、契約者死亡後自動継続養老保険）又は家族保険に関する規定を適用するものとする。

(特約)

第十八条 特約においては、被保険者（家族保険及び夫婦年金保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及び保険約款に定める被保険者）がその保険期間中に疾病にかかったとき、又は不慮の事故等により傷害を受けたときは、保険約款の定めるところにより、次に掲げる事由に対し保険金を支払うほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことに對し保険金を支払う。

一 当該疾病又は傷害を直接の原因とする常時の介護を要する身体障害の状態

二 当該傷害を直接の原因とする死亡又は身体障害（常時の介護を要する身体障害の状態を除く。）

三 当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院又は診療所への入院

四 前三号に掲げるもののほか、当該疾病又は傷害によつて生じた結果

第十九条 削除

（保険金額）

第二十条 第五条第一項の契約に係る保険金額（財形貯蓄保険の保険契約に係るものを除く。）は、被保険者一人につき、千万円の範囲内において被保険者の年齢を考慮して政令で定める額を超えてはならない。ただし、家族保険の保険契約の効力発生後に当該保険契約の被保険者となる場合については、この限りでない。

2 前項の保険金額には、政令で定める保険契約に係る保険金額のうち政令で定める額は、これを算入しない。

3 特約に係る保険金額は、被保険者一人につき、次に掲げる特約の区分に応じ、それぞれ千万円を超えてはならない。この場合において
は、第一項ただし書の規定を準用する。

一 第十八条第一号又は第二号に掲げる事由（同条に規定する保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことを含む。）により保険金の支払をする特約

二 第十八条第三号又は第四号に掲げる事由（同条に規定する保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことを含む。）により保険金の支払をする特約

第二十一条 保険金額（特約に係るものを除く。）は、保険金の支払事由が複数あるときは、保険約款の定めるところにより、保険金の支払の事由に応じて異なる額とすることができる。この場合において、財形貯蓄保険の保険契約については、被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額は、保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額の二倍に相当する額を超えてはならない。

2 被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額（特約に係るものを除く。）は、保険約款の定めるところにより、死亡の原因又は期間の経過に応じて異なる額とすることができる。

第二十二条 家族保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、主たる被保険者以外の被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額は、主たる被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額（前条第二項の規定により主たる被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額を死亡の原因に応じて異なる額とする保険契約にあつては、当該異なる額のうち最も多い額とする。）に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定めるところによる。

（財形貯蓄保険の保険料額）

第二十三条 財形貯蓄保険の保険契約においては、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、被保険者一人につき、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四条の二第七項第一号に規定する金額を超えてはならない。

（年金額）

第二十四条 年金額の額（終身年金保険付終身保険、定期年金保険付終身保険、定期年金保険付養老保険及び夫婦年金保険付家族保険の保険契約に係るものを含み、介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては割増年金の額を除き、第七十八条の規定による契約者配当として年金額を増加させる保険契約にあつては当該増加させた額を除くものとする。以下この条から第二十五条までにおいて同じ。）は、保険約款の定めるところにより、一年ごとに年五パーセントの割合を超えない範囲内において逡増させるものとすることができる。

2 年金の額は、被保険者一人につき年額（前項の規定により年金額を遡増させる保険契約にあつては、年金の支払の事由が発生した日（以下「年金支払事由発生日」という。）から始まる一年の期間について支払う年金の年額とする。）九十万円を超えてはならない。

3 前項の年金の額には、第二十五条の規定による配偶者たる被保険者に係る年金の額は、これを算入しない。

第二十四条の二 介護割増年金付終身年金保険の保険契約においては、割増年金の額は、当該保険契約に係る年金の額（前条第一項の規定により年金額を遡増させる保険契約にあつては、年金支払事由発生日から始まる一年の期間について支払う年金の額）に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定めるところによる。

第二十五条 夫婦年金保険又は夫婦年金保険付家族保険の保険契約においては、配偶者たる被保険者に係る年金の額は、主たる被保険者に係る年金の額に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定めるところによる。

第二十六条 削除

（財形貯蓄保険の保険契約者の制限）

第二十七条 財形貯蓄保険の保険契約においては、保険契約者は、被保険者で、かつ、勤労者財産形成促進法第二条第一号に規定する勤労者でなければならない。

（第三者を被保険者とする契約）

第二十八条 終身保険、定期保険又は養老保険にあつては第三者の死亡により保険金を支払うことを定める保険契約をし、介護割増年金付終身年金保険にあつては第三者を被保険者とする保険契約をするには、その者の同意がなければならない。

2 終身保険、定期保険、養老保険、終身年金保険又は定期年金保険の保険契約で第三者を被保険者とするものに特約を付する場合には、前項の規定を準用する。

（第三者を保険金受取人とする契約）

第二十九条 終身保険、定期保険又は養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、第三者を保険金受取人としてすることができる。

2 財形貯蓄保険の保険契約においては、被保険者が死亡したことにより保険金を支払う場合の保険金受取人に限り、第三者を保険金受取人としてすることができる。

第三十条 保険契約においては、第三者を保険金受取人とする場合又は第三十四条の規定により第三者が年金受取人となる場合においても、保険契約者は、公社に対し保険料を支払わなければならない。

（第三者の利益享受）

第三十一条 保険金受取人又は年金受取人が第三者であるときは、その第三者は、当然保険契約の利益を受ける。

（家族保険の保険契約に係る配偶者の同意等）

第三十二条 家族保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険（主たる被保険者につき第十六条第三号に掲げる日から、配偶者たる被保険者につき同条第四号に掲げる日からそれぞれ年金の支払をする夫婦年金保険をいう。以下同じ。）の保険契約をするには、被保険者となる配偶者の同意がなければならない。家族保険又は夫婦年金保険の保険契約に配偶者を被保険者とする特約を付する場合も、同様とする。

（家族保険の保険金受取人）

第三十三条 家族保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、次の者を保険金受取人とする。

一 主たる被保険者につきその者が死亡したことにより、又は配偶者たる被保険者につきその者の生存中にその保険期間若しくは保険約

款の定める期間が満了したことにより保険金を支払う場合にあつては、配偶者たる被保険者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、主たる被保険者

2 前項の規定により保険金受取人となる者がいない場合には、次の者を保険金受取人とする。

一 子たる被保険者につきその者の生存中にその保険期間内の保険約款の定める期間が満了したことにより保険金を支払う場合にあつては、配偶者たる被保険者。ただし、配偶者たる被保険者がいないときにあつては、保険金の支払の事由に係る子たる被保険者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族

3 前項第二号の遺族については、第五十五条第二項から第五項までの規定を準用する。

4 次の者は、保険金受取人となることができない。

一 配偶者たる被保険者であつて故意に主たる被保険者を殺したもの

二 子たる被保険者であつて故意に主たる被保険者又は配偶者たる被保険者を殺したもの

三 第二項第二号の遺族であつて故意に被保険者、先順位者又は同順位者たるべき者を殺したもの

(年金受取人)

第三十四条 終身年金保険、定期年金保険、終身年金保険付終身保険、定期年金保険付終身保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約に

おいては、被保険者(当該保険契約が確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置として締結されたものであるときは、保険契約者(年金受取人とする。)

2 夫婦年金保険又は夫婦年金保険付家族保険の保険契約においては、主たる被保険者(主たる被保険者の死亡後にあつては、配偶者たる被保険者)を年金受取人とする。

(特約の保険金受取人)

第三十五条 特約においては、次の者を保険金受取人とする。ただし、終身年金保険又は定期年金保険の保険契約に付されている特約において、保険契約者が、保険事故が発生する前に、第一号本文に規定する場合の保険金受取人として保険契約者を指定してその旨を公社に對して表示したときは、その表示したところによるものとする。

一 被保険者の死亡に係る保険金を支払う場合にあつては、被保険者が不慮の事故等により傷害を受けた時に死亡したとした場合に被保険者の遺族となる者。ただし、被保険者が不慮の事故等により傷害を受けた時に死亡したとした場合に当該特約に係る主契約(当該特約が付されている保険契約における第五条第一項の契約に係る部分をいう。以下同じ。)において保険契約者の指定した保険金受取人又は第三十三条第一項の規定により保険金受取人となる者があるときは、その者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、被保険者

2 前項第一号の遺族については、第五十五条第二項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項ただし書の規定により指定した保険金受取人が保険事故が発生する前に死亡し又は保険契約者でなくなり、その後更にその指定がないときにおいては、同項第一号に規定する場合の保険金受取人は、同号に規定するところによるものとする。

4 第一項ただし書の規定による指定(その変更を含む。)をする場合には、第二十八条第二項の規定を準用する。

(保険契約者又は保険金受取人の代表者)

第三十六条 同一の保険契約につき保険契約者又は保険金受取人が数人あるときは、それらの者は、各代表者一人を定めなければならない。この場合には、その代表者は、当該保険契約につき、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとする。

2 前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、当該保険契約につき保険契約者の一人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有する。

(債務の連帯)

第三十七条 同一の保険契約につき保険契約者が数人あるときは、当該保険契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯とする。

(無診査及び面接)

第三十八条 簡易生命保険では、被保険者の身体検査を行わない。

2 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、介護割増年金付終身年金保険若しくは配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約又は終身年金保険(介護割増年金付終身年金保険を除く。)、定期年金保険若しくは夫婦年金保険(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。以下この項において同じ。)、の保険契約で特約を付するものの申込みをしようとする者は、申込みの際、被保険者となるべき者(家族保険の保険契約にあつては、被保険者となるべき子を除き、夫婦年金保険の保険契約にあつては、特約に係る被保険者となるべき者に限る。)をして、保険約款の定めるところにより面接させなければならない。

(告知義務違反による契約の解除)

第三十九条 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、介護割増年金付終身年金保険、契約者死亡後支払開始定期年金保険若しくは配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約又は終身年金保険(介護割増年金付終身年金保険を除く。)、定期年金保険(契約者死亡後支払開始定期年金保険を除く。若しくは夫婦年金保険(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。))の保険契約で特約を付するものの申込みの当時、保険契約者又は被保険者が保険契約に関する質問表に掲げる質問事項につき悪意又は重大な過失によつて事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、公社は、保険契約(特約に係る質問事項につき悪意又は重大な過失によつて事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、特約に係る部分)の解除をすることができる。ただし、公社がその事実を知り、又は過失によつてこれを知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の解除権は、公社が解除の原因を知つた時から一箇月間これを行わないときは消滅する。保険契約が当該保険契約の効力発生の日から二年以上継続したときも、次に掲げる場合を除き、同様とする。

一 特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでに被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するとき。

二 契約者死亡後自動継続養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間に保険契約者が死亡した場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するとき。

三 家族保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間に主たる被保険者及び配偶者たる被保険者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するとき。

四 特約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間に保険金の支払の事由が発生した場合において、その保険金の支払の事由について前項の解除の原因たる事実の存するとき。
(解除の効果)

第四十条 前条の規定により公社が保険契約の解除をしたときは、その解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、公社は、被保険者が死亡した後又は被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することにより保険契約の解除をした場合においても、その被保険者の死亡による保険金（家族保険の保険契約にあつては、その被保険者の死亡後保険契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者の死亡による保険金を含む。）又は特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことによる保険金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者又は保険金受取人において、当該解除の原因たる事実の存する被保険者が死亡し、又は被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことの原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

3 契約者死亡後自動継続養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、公社が保険契約者の死亡後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合において、当該保険契約者の死亡後保険契約の解除までに保険金の支払の事由が発生したときは、公社は、その保険金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、相続等承継保険契約者又は保険金受取人において、当該保険契約者の死亡の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

4 介護割増年金付終身年金保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、公社が被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合には、公社は、割増年金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその割増年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者又は年金受取人において、当該被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことの原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

5 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、公社が保険契約者の死亡後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合には、公社は、年金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、相続等承継保険契約者又は年金受取人において、当該保険契約者の死亡の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

6 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を第十七条第一項第四号の夫婦年金保険とする夫婦年金保険付家族保険をいう。以下同じ。）の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、公社が主たる被保険者又は配偶者たる被保険者の死亡後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合（主たる被保険者及び配偶者たる被保険者の双方が死亡した場合にあつては、先に死亡した者について同項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合）には、公社は、年金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者又は年金受取人において、当該被保険者の死亡の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

7 特約においては、公社は、特約に係る保険金（被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。以下この項において同じ。）の支払の事由が発生した後その保険金の支払の事由について前条第一項の解除の原因たる事

実の存することにより特約の解除をした場合においても、特約に係る保険金（その保険金の支払の事由が発生した後特約の解除までに発生した保険金の支払の事由がある場合には、その保険金を含む。）の支払をする責めに任ぜず、また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者又は保険金受取人において、当該解除の原因たる事実の存する保険金の支払の事由の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

（解除の相手方）

第四十一条 第三十九条の規定による解除は、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、保険金受取人（家族保険の保険契約にあつては保険約款の定める保険金受取人とし、特約にあつては特約に係る保険金受取人とする。）又は年金受取人（次項において「保険金等受取人」という。）に対する意思表示によつても、これを行うことができる。

2 第三十九条第二項に規定する一箇月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における保険金等受取人若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算する。

（契約の申込みの際交付する書面）

第四十二条 保険契約の申込みを受けたときは、保険約款の定めるところにより、保険料の払込み、保険金又は年金の支払その他保険契約に関する事項を記載した書面をその申込みをした者に交付する。

（契約の成立及び効力の発生）

第四十三条 保険契約は、その申込みを承諾したときは、申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

（保険証書）

第四十四条 保険契約の申込みを承諾したときは、保険証書を作成し、これを保険契約者に交付する。

2 保険証書に記載する事項は、保険約款の定めるところによる。

（契約の申込みの撤回等）

第四十五条 保険契約の申込みをした者は、その申込みの日から保険約款の定める期間が経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回又は当該保険契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の書面を発した時にその効力を生ずる。

3 第一項の規定により申込みの撤回等を行った者は、保険約款の定めるところにより、保険料の還付を請求することができる。

4 申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等はその効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行った者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由の生じたことを知っているときは、この限りでない。

（詐欺による無効）

第四十六条 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、介護割増年金付終身年金保険、契約者死亡後支払開始定期年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約においては、保険契約者又は被保険者の詐欺による保険契約は、無効とする。

2 終身年金保険（介護割増年金付終身年金保険を除く。）、定期年金保険（契約者死亡後支払開始定期年金保険を除く。）、又は夫婦年金保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。）の保険契約においては、保険契約者又は被保険者の詐欺による特約は、無効とする。（契約の無効）

第四十七条 公社又は保険契約者が、終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約の申込みの当時、既に保険事故（終身年金保険付終身保険又は定期年金保険付終身保険の保険契約に係る被保険者の生存及び特約に係る保険事故を除く。以下この項及び次項において同じ。）の生じたことを知つてるとき（家族保険の保険契約にあつては、被保険者となるべき主たる被保険者の配偶者につき既に保険事故の生じたことを知つてるとき）は、その保険契約は、無効とする。

2 家族保険の保険契約においては、公社又は保険契約者が、保険契約の申込みの当時、被保険者となるべき子につき既に保険事故の生じたことを知つてるときは、公社は、その子に係る保険金の支払をする責めに任じない。

3 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約においては、公社又は保険契約者が、保険契約の申込みの当時、被保険者となるべき主たる被保険者の配偶者が既に死亡したことを知つてるときは、その保険契約は、無効とする。

4 特約においては、公社又は保険契約者が、保険契約の申込みの当時、既に特約に係る保険事故の生じたことを知つてるときは、公社は、当該疾病又は傷害について保険金の支払をする責めに任じない。

（定期保険の保険期間の更新）

第四十七条の二 定期保険の保険契約においては、保険約款の定めるところにより、その保険期間を更新することができる。この場合には、第二十八条及び第三十八条から前条までの規定は、適用しない。

2 前項の規定により保険期間を更新した定期保険の保険契約については、第三十九条第二項、第五十二条第一項、第五十六条第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第七十六条第一項の規定を適用する場合には、保険契約の効力発生の日は更新前の保険契約の効力発生の日とし、第六十三条において準用する第三十九条第二項、第五十二条第一項及び第五十六条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定並びに第六十四条第一項の規定を適用する場合には、第六十二条第二項の保険金額の増額等変更契約の効力発生の日は更新前の同項の保険金額の増額等変更契約の効力発生の日とする。

3 定期保険の保険契約に付する特約においては、保険約款の定めるところにより、その保険期間を更新することができる。この場合には、第二十八条及び第三十八条から前条までの規定は、適用しない。

4 前項の規定により保険期間を更新した定期保険の保険契約に付する特約について、第三十九条第二項、第五十二条第四項及び第五十六条の二の規定を適用する場合には、保険契約の効力発生の日は更新前の保険契約の効力発生の日とし、第六十六条第一項において準用する第三十九条第二項及び第五十六条の二の規定並びに第六十七条の規定を適用する場合には、第六十五条第二項の特約変更契約の効力発生の日は更新前の同項の特約変更契約の効力発生の日とする。

（契約の失効）

第四十八条 保険契約者が保険料を払い込まないで保険約款の定める払込猶予期間を経過したときは、保険契約は、その効力を失う。ただし、次条に規定する場合においては、この限りでない。

2 家族保険の保険契約（保険約款の定める保険契約を除く。）においては、主たる被保険者が当該保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に不慮の事故等又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第六条第二項及び第三項の感染症（以下「特定感染症」という。）によらないで死亡したときは、保険契約は、その効力を失う。

3 前二項の規定によりその効力を失つた家族保険の保険契約（第一項の規定によりその効力を失つた保険契約にあつては、その効力を失つたまでにその保険契約に係る被保険者の一部につき保険金（被保険者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことにより支払うもの）及び特約に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支払の事由が発生したものに限り、その効力を失わなかつたとすれば

公社において第三十九条の規定による解除をすることができるものについては、公社は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができる期間に限り、当該保険契約の保険契約者（当該保険契約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする。）に対し、当該解除の原因たる事実の存する被保険者（その被保険者の死亡後前二項の規定によりその効力を失うまでに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む。）に係る保険金につき、その支払の免責の請求をすることができる。この場合には、第四十条第二項ただし書の規定を準用する。

4 第一項の規定によりその効力を失つた契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）のうちその効力を失うまでに保険契約者が死亡したもので、その効力を失わなかつたとすれば公社において第三十九条の規定による解除をすることができるものについては、公社は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができる期間に限り、相続等承継保険契約者に対し、年金の支払の免責の請求をすることができる。この場合には、第四十条第五項ただし書の規定を準用する。

5 第一項の規定によりその効力を失つた配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始家族保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）のうちその効力を失うまでに年金の支払の事由が発生したもので、その効力を失わなかつたとすれば公社において第三十九条の規定による解除をすることができるものについては、公社は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができる期間に限り、当該保険契約の保険契約者（当該保険契約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする。）に対し、年金の支払の免責の請求をすることができる。この場合には、第四十条第六項ただし書の規定を準用する。

6 第一項若しくは第二項又は次条の規定によりその効力を失つた特約（その効力を失うまでに保険金（被保険者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。以下この項において同じ。）の支払の事由が発生したものに限る。）で、その効力を失わなかつたとすれば公社において第三十九条の規定による解除をすることができるものについては、公社は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができる期間に限り、当該特約の保険契約者（当該特約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする。）に対し、当該解除の原因たる事実の存する保険金の支払の事由（その保険金の支払の事由が発生した後第一項若しくは第二項又は次条の規定によりその効力を失うまでに発生した保険金の支払の事由がある場合には、その保険金の支払の事由を含む。）に係る保険金につき、その支払の免責の請求をすることができる。この場合には、第四十条第七項ただし書の規定を準用する。

7 第三項から前項までの支払の免責の請求があつたときは、公社は、その保険金又は年金の支払をする責めに任ぜず、また、既に保険金又は年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。

8 第三項から第六項までの支払の免責の請求については、第四十一条の規定を準用する。

（特約の失効）
第四十九条 保険契約者が、特約が付されている保険契約の主契約に係る保険料払込期間の経過後（保険料を一時に払い込む保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後）もなお払い込むべき当該特約に係る保険料を払い込まないで、保険約款の定める払込猶予期間を経過したときは、当該特約は、その効力を失う。

（保険契約者が破産手続開始の決定を受けた場合における保険料の払込み）

第五十条 保険契約（財形貯蓄保険の保険契約を除く。）においては、保険金受取人又は年金受取人が第三者である場合において、保険契

約者が破産手続開始の決定を受けたときは、公社は、保険金受取人又は年金受取人に対して保険料の払込みを請求することができる。ただし、保険金受取人又は年金受取人がその権利を放棄したときは、この限りでない。

(保険金の倍額支払)

第五十一条 終身保険、養老保険又は家族保険の保険契約(勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約であるもの、家族保険の保険契約で保険約款の定めるもの及び特約に係る部分を除く。)においては、被保険者(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及び保険約款に定める被保険者に限る。)が保険契約の効力発生後二年以内の期間であつて保険約款の定める期間を経過した後において、不慮の事故等を直接の原因として被害の日から三箇月を超える期間であつて保険約款の定める期間内に死亡したとき、又は特定感染症を直接の原因として死亡したときは、当該保険金のほか、当該保険金額と同額(保険金額を保険金の支払の事由、死亡の原因又は期間の経過に応じて異なる額とする保険契約にあつては、当該保険金額に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定める額)の保険金を支払う。ただし、当該保険契約につき復活のあつた場合において、復活の効力発生後一年以内の期間であつて保険約款の定める期間を経過しないものは、この限りでない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 疾病(特定感染症を除く。)を直接の原因とする事故によつて死亡したとき。

二 精神障害中に又は酒に酔つている間に招いた事故によつて死亡したとき。

三 重大な過失によつて死亡したとき。

(保険金の削減)

第五十二条 終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約においては、被保険者が保険契約の効力発生後一年六箇月を経過する前に不慮の事故等又は特定感染症によらないで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払わないことができる。

2 家族保険の保険契約の効力発生後に当該保険契約の被保険者となつた者が被保険者となつた日から一年を経過する前に不慮の事故等又は特定感染症によらないで死亡したときも、前項と同様とする。

3 家族保険の子たる被保険者が保険契約の効力発生前において受けた不慮の事故等又はかつた特定感染症により保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に死亡したとき及び家族保険の保険契約の効力発生後に当該保険契約の被保険者となつた者がその被保険者となるまでに受けた不慮の事故等又はかつた特定感染症によりその被保険者となつた日から六箇月を経過する前に死亡したときも、第一項と同様とする。

4 特約においては、被保険者が保険契約の効力発生後一年を経過する前に疾病(特定感染症を除く。以下この項において同じ。)にかつたとき及び家族保険の保険契約の効力発生後に当該保険契約の被保険者となつた者がその被保険者となつた日から六箇月を経過する前に疾病にかつたときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わないことができる。

(幼児の場合の支払保険金額)

第五十三条 終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、被保険者が年齢六年に満たないで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払う。

2 前項の場合において、前条又は第七十五条の規定を適用するものにあつては、その支払金額は、同項の規定により支払うべき金額と前条又は第七十五条の規定により支払うべき金額とのいずれか少ないものとする。

3 特約においては、被保険者で年齢六年に満たないものが不慮の事故等により傷害を受けた場合において、当該傷害を直接の原因として死亡し、又はその身体に障害が生じたときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払う。

第五十四条 削除

(無指定の場合の保険金受取人)

第五十五条 終身保険、定期保険、養老保険又は財形貯蓄保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、保険契約者が保険金受取人を指定しないとき(保険契約者の指定した保険金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定しない場合を含む。)は、次の者を保険金受取人とする。

一 被保険者の死亡以外の事由により保険金を支払う場合にあつては、被保険者
二 被保険者の死亡により保険金を支払う場合にあつては、被保険者の遺族

2 前項第二号の遺族は、被保険者の配偶者(届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によつて生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とする。

3 胎児たる子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなす。

4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しない。

5 第二項に規定する遺族が数人あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を保険金受取人とする。

6 遺族であつて故意に被保険者、先順位者又は同順位者たるべき者を殺したものは、保険金受取人となることができない。

(保険金等の支払の免責)

第五十六条 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、次に掲げる場合には、公社は、保険金を支払う責めに任じない。

一 被保険者が保険契約又はその復活の効力発生後保険約款の定める期間を経過する前に自殺したとき。

二 家族保険の保険契約の効力発生後に当該保険契約の被保険者となつた者が被保険者となつた日から保険約款の定める期間を経過する前に自殺したとき。

三 保険契約者の指定した保険金受取人が故意に被保険者を殺したとき。ただし、その保険金受取人が保険金の一部を受け取るべき場合には、公社は、他の保険金受取人にその残額を支払う。

四 保険契約者が故意に被保険者を殺したとき。

2 終身保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、前項の場合のほか、保険契約者、被保険者又は保険契約者の指定した保険金受取人の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、公社は、保険金を支払う責めに任じない。ただし、その保険金受取人が保険金の一部を受け取るべき場合には、公社は、他の保険金受取人にその残額を支払う。

3 介護割増年金付終身年金保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、公社は、割増年金を支払う責めに任じない。

4 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、次に掲げる場合には、公社は、年金を支払う責めに任じない。

一 保険契約者(相続等承継保険契約者を除く。第三号において同じ。)が保険契約又はその復活の効力発生後保険約款の定める期間を

経過する前に自殺したとき。

二 保険契約者の保険契約による権利義務を第五十七条第二項又は第四項の規定により承継した者（第五十八条の二において「任意承継保険契約者」という。）がこれらの規定による承継後保険約款の定める期間を経過する前に自殺したとき。

三 被保険者が故意に保険契約者を殺したとき。

5 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、次に掲げる場合には、公社は、年金を支払う責めに任じない。

一 主たる被保険者又は配偶者たる被保険者が保険契約又はその復活の効力発生後保険約款の定める期間を経過する前に自殺したとき（主たる被保険者及び配偶者たる被保険者の双方が保険契約又はその復活の効力発生後保険約款の定める期間を経過する前に死亡した場合にあつては、先に死亡した者が自殺したとき）。

二 主たる被保険者又は配偶者たる被保険者の一方が故意に他の一方を殺したとき。

6 特約においては、次に掲げる場合には、公社は、当該疾病又は傷害について保険金を支払う責めに任じない。

一 被保険者が故意に疾病にかつたとき。

二 特約の保険金受取人となるべき主契約の保険金受取人で保険契約者の指定したものが故意に被保険者に傷害を与え、当該傷害を直接の原因として被保険者が死亡したとき。ただし、その保険金受取人が保険金の一部を受け取るべき場合には、公社は、他の保険金受取人にその残額を支払う。

三 保険契約者が故意に被保険者に傷害を与えたとき。

（特約に係る保険事故の特例）

第五十六条の二 特約においては、保険契約が当該保険契約の効力発生後二年以上継続した場合（第三十九条第一項の規定により公社が保険契約の解除をすることができる場合には、同条第二項の規定によりその解除権が消滅したときに限る。）において、被保険者が当該保険契約の効力発生前にかつた疾病により第十八条に規定する事由が生じたときは、当該疾病を被保険者が同条の保険期間中にかつたものとみなして、同条の規定を適用する。

（保険契約者の地位の任意承継）

第五十七条 終身保険、定期保険、養老保険（契約者死亡後自動継続養老保険を除く。）又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約においては、保険契約者は、被保険者の同意を得て、第三者に保険契約による権利義務を承継させることができる。ただし、介護割増年金付終身年金保険、終身年金保険付終身保険又は定期年金保険付終身保険の保険契約にあつては、年金支払事由発生日以後は、この限りでない。

2 契約者死亡後自動継続養老保険の保険契約のうち保険契約者が被保険者の父又は母であるものにおいては、保険契約者でない父又は母は、被保険者の同意を得、かつ、保険約款の定めるところにより公社の承諾を得て、保険契約者から保険契約による権利義務を承継することができる。ただし、定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては、年金支払事由発生日以後は、この限りでない。

3 終身年金保険（介護割増年金付終身年金保険を除く。）又は定期年金保険（契約者死亡後支払開始定期年金保険を除く。）の保険契約においては、保険契約者は、年金支払事由発生日の前日までに限り、第三者に保険契約による権利義務を承継させることができる。ただし、これらの保険契約に特約が付されている場合にあつては、被保険者の同意を得なければならない。

4 契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約のうち保険契約者が被保険者の父又は母であるものにおいては、保険契約者でない父又

は母は、年金支払事由発生日の前日までに限り、保険約款の定めるところにより公社の承諾を得て、保険契約者から保険契約による権利義務を承継することができる。ただし、その保険契約に特約が付されている場合にあつては、被保険者の同意を得なければならない。

5 第一項又は第三項の承継は、公社に通知しなければ、これをもつて公社に対抗することができない。

第五十八条 契約者死亡後自動継続養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約においては、保険契約者は、前条第二項又は第四項の規定による場合を除き、第三者に保険契約による権利義務を承継させることができない。ただし、その権利義務が相続により又は第五十九条第一項の規定により承継されたものであるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する承継のあつた保険契約による権利義務についてのその後の承継については、契約者死亡後自動継続養老保険の保険契約にあつては前条第一項本文及び第五項の規定を、契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約にあつては同条第三項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「保険契約者は、年金支払事由発生日の前日までに限り」とあるのは、「保険契約者は」と読み替えるものとする。

(任意承継における告知義務違反による年金支払の免責)

第五十八条の二 定期年金保険付養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、第五十七条第二項又は第四項の規定による保険契約による権利義務の承継の当時、任意承継保険契約者が当該承継に関し公社が提示する質問表に掲げる質問事項につき悪意又は重大な過失によつて事実を告げず、又は真実でないことを告げた場合において、当該任意承継保険契約者が当該承継後二年を経過するまでの間に死亡したときは、公社は、年金を支払う責めに任ぜず、また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、公社がその事実を知り、若しくは過失によつてこれを知らなかつたとき、又は相続等承継保険契約者若しくは年金受取人において、当該任意承継保険契約者の死亡の原因がその告げ若しくは告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

(保険契約者の地位の法定承継)

第五十九条 終身保険、定期保険、養老保険、終身年金保険又は定期年金保険の保険契約においては、保険契約者が死亡した場合において、その者に相続人がないときは、第六十一条第一項の規定により保険契約者の指定した保険金受取人(保険契約者が保険金受取人を指定しない場合又は保険契約者の指定した保険金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定しない場合は、被保険者)及び年金受取人が、保険契約者の保険契約による権利義務を承継する。

2 家族保険又は夫婦年金保険の保険契約においては、保険契約者が死亡したときは、被保険者のうち保険約款の定める者が保険契約者の保険契約による権利義務を承継する。

3 家族保険の保険契約においては、前項の規定に基づき保険契約者の保険契約による権利義務を承継した者に係る保険期間が満了したとき、又はその者が次条の規定により被保険者の資格を失つたときも、同項と同様とする。

4 終身年金保険、定期年金保険、終身年金保険付終身保険、定期年金保険付終身保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約(保険契約者を年金受取人とするものを除く。)においては、年金支払事由発生日(保険契約の効力が発生した日から年金を支払うこととする保険契約においてその申込みを承諾したときは、その申込みの時)に、年金受取人が、保険契約者の保険契約による権利義務を承継する。ただし、契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては、第五十六条第四項、前条又は第七十三条第四項の規定により年金を支払わない場合は、この限りでない。

(被保険者の資格の喪失)

第六十条 家族保険又は夫婦年金保険の保険契約においては、配偶者たる被保険者又は子たる被保険者が配偶者たる被保険者にあつては第一号、子たる被保険者にあつては第二号に該当するときは、被保険者の資格を失う。

一 配偶者たる被保険者につき離婚若しくは婚姻の取消しがあつたとき、配偶者たる被保険者が主たる被保険者の死亡後に、再婚をし、若しくは養子となつたとき、又は配偶者たる被保険者が故意に主たる被保険者を殺したとき。

二 子たる被保険者が婚姻をし、若しくは主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつたとき、又は子たる被保険者が主たる被保険者の養子である場合においてその子たる被保険者につき離縁若しくは縁組の取消しがあつたとき。

(保険金受取人の指定又はその変更)

第六十一条 終身保険、定期保険、養老保険又は財形貯蓄保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、保険契約者は、既に支払の事由が発生した保険金又は還付金に係る保険金受取人を除き、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができる。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を公社に対して表示したときは、この限りでない。

2 前項の指定又はその変更は、公社に通知しなければ、これをもつて公社に対抗することができない。

3 第一項の指定又はその変更をする場合には、第二十八条第一項の規定を準用する。

(保険金額の増額等による変更)

第六十二条 保険契約者は、次に掲げる事項(特約に係るものを除く。)につき、保険約款の定めるところにより、保険契約の変更の申込みをすることができる。

一 保険金額の増額(終身年金保険又は定期年金保険から終身保険、定期保険又は養老保険への変更及び夫婦年金保険から家族保険への変更を含む。)

二 保険期間の延長(定期保険又は養老保険から終身保険への変更を含む。)

三 介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金額の増額(介護割増年金付終身年金保険以外の終身年金保険から介護割増年金付終身年金保険への変更を含む。)

四 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約に係る年金額の増額(契約者死亡後自動継続養老保険から定期年金保険付養老保険への変更を含む。)

五 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約に係る年金額の増額(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険以外の夫婦年金保険から配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険への変更及び配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険以外の家族保険から配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険への変更を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約において公社が負担した危険を増加させる事項であつて政令で定めるもの

2 前項の申込みがあつた場合においてそれを承諾したときは、当該変更の契約(以下「保険金額の増額等変更契約」という。)は、申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

(準用規定)

第六十三条 保険金額の増額等変更契約については、第二十八条第一項、第三十二条前段、第三十八条、第三十九条(第二項第四号を除く。)、第四十条(第七項を除く。)、第四十一条、第四十二条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条(第四項を除く。)、第四

十八条（第一項及び第六項を除く。）、第五十二条第一項及び第三項、第五十六条第一項（第二号から第四号までを除く。）、第四項（第二号及び第三号を除く。）及び第五項（第二号を除く。）並びに第六十九条第一項の規定を準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（保険金額の増額等による変更に係る保険金等の削減）

第六十四条 被保険者が保険金額の増額等変更契約の効力発生前において受けた傷害又はかかった疾病によりその効力発生後に第七十六条第一項に規定する身体障害の状態になつてその旨の通知があつた場合においては、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険約款の定めるところにより、当該契約に係る部分の保険金額又は年金額の全部又は一部を支払わないことができる。

2 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）において、保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。）が保険金額の増額等変更契約の効力発生前において受けた傷害又はかかった疾病によりその効力発生後に第七十六条第三項に規定する身体障害の状態になつてその旨の通知があつた場合においては、同項の規定にかかわらず、保険約款の定めるところにより、当該契約に係る部分の年金額の全部又は一部を支払わないことができる。

（特約の追加等による変更）

第六十五条 保険契約者は、次に掲げる事項（特約に係るものに限る。）につき、保険約款の定めるところにより、保険契約の変更の申込みをすることができる。

一 特約の追加

二 保険金額の増額

三 家族保険又は夫婦年金保険の保険契約に付されている特約に係る被保険者への配偶者たる被保険者の追加

四 前三号に掲げるもののほか、特約において公社が負担した危険を増加させる事項であつて政令で定めるもの

2 前項の申込みがあつた場合においてそれを承諾したときは、当該変更の契約（以下「特約変更契約」という。）は、申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

（準用規定）

第六十六条 特約変更契約については、第二十八条第二項、第三十二条、第三十八条、第三十九条（第二項第一号から第三号までを除く。）

、第四十条第一項及び第七項、第四十一条、第四十二条、第四十五条、第四十六条、第四十七条第四項、第四十八条第六項から第八項まで、第五十六条の二並びに第六十九条第一項の規定を準用する。ただし、特約変更契約のうち特約に係る保険金額を増額するものについては、第五十六条の二の規定は、準用しない。

2 前項の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特約の変更に係る保険金の削減等）

第六十七条 特約変更契約の効力発生後一年を経過する前に特約に係る被保険者が疾病（特定感染症を除く。）にかかつたときは、保険約款の定めるところにより、当該契約に係る部分の保険金額の一部を支払わないことができる。

2 被保険者が特約変更契約のうち特約に係る保険金額を増額するものの効力発生前に傷害を受け、その効力発生後に第十八条に規定する事由が生じたとき、又は被保険者が特約変更契約のうち特約に係る保険金額を増額するものの効力発生前に疾病にかかり、その効力発生後二年を経過するまでの間（前条第一項において準用する第三十九条第一項の規定により公社が特約変更契約の解除をすることができる場合において、その解除権が当該契約の効力発生後二年を超えて存続するときは、その二年を超えて存続する間を含む。）に第十八条に

規定する事由が生じたときは、当該契約に係る部分の保険金額を支払わない。

(その他の契約の変更)

第六十八条 第六十二条及び第六十五条に規定する保険契約の変更以外の保険契約の変更については、保険約款の定めるところによる。

(還付金の支払)

第六十九条 保険契約においては、保険契約の解除、失効若しくは変更の場合又は次の各号の区分に従い当該各号に定める場合には、保険約款の定めるところにより、保険契約者に還付金を支払う。

一 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険若しくは財形貯蓄保険又は特約 保険金の支払の免責

二 家族保険又は夫婦年金保険 配偶者たる被保険者の資格の喪失

三 終身年金保険、定期年金保険、夫婦年金保険、終身年金保険付終身保険、定期年金保険付終身保険、定期年金保険付養老保険又は夫婦年金保険付家族保険 被保険者の死亡

四 特約 被保険者の死亡(保険金の支払の事由に該当しないものに限る。)

2 前項の還付金の額は、次の各号の区分に従い当該各号に定める額とする。

一 終身保険(終身年金保険付終身保険及び定期年金保険付終身保険を除く。)、定期保険、養老保険(定期年金保険付養老保険を除く。)、家族保険(夫婦年金保険付家族保険を除く。)
又は財形貯蓄保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)
に係る還付金 被保険者のために積み立てられた金額の百分の八十から百分の百までに相当する額の範囲内において、保険約款の定める額

二 前号に掲げる保険契約以外の保険契約(特約に係る部分を除く。)
に係る還付金 被保険者のために積み立てられた金額と還付金の支払の事由が発生した日までに払い込むべき保険料とのいずれが多いものに相当する額の範囲内において、保険約款の定める額

三 特約に係る還付金 第一号に定める額

3 第一項第三号に掲げる簡易生命保険については、年金支払事由発生日から一定の期間内に被保険者が死亡した場合(契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては第五十六条第四項、第五十八条の二又は第七十三条第四項の規定により年金を支払わない場合において被保険者が死亡したときを除き、配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約にあつては第五十六条第五項又は第七十三条第五項の規定により年金を支払わない場合において被保険者が死亡したときを除き、夫婦年金保険(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。)
又は夫婦年金保険付家族保険(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険を除く。)
の保険契約にあつては主たる被保険者が死亡し配偶者たる被保険者がいない場合又は主たる被保険者が死亡している場合において配偶者たる被保険者が死亡した場合に限る。)
には、第一項に規定する還付金の支払(特約に係る還付金の支払を除く。)
に代えて、保険約款の定めるところにより、その残存期間中、保険契約者に継続して被保険者の生存について支払うことを約した年金(介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金を除く。)
の額に相当する額の年金を支払うものことができる。

第七十条 財形貯蓄保険の保険契約においては、被保険者が死亡した場合において、その死亡が保険金の支払の事由に該当しないときは、前条の規定にかかわらず、保険約款の定めるところにより、当該保険契約に係る保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額に、保険期間に対する当該保険契約の効力発生後被保険者が死亡した時まで経過した期間の割合を乗じて得た額の範囲内において、保険金受取人に還付金を支払う。

(復活の申込み)

第七十一条 保険契約（財形貯蓄保険の保険契約を除く。）においては、第四十八条第一項の場合には、保険契約者は、保険契約の失効後一年を経過する前に限り、その復活の申込みをすることができる。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が保険契約の失効後死亡したとき又は第四十八条第三項の支払の免責の請求があつたとき。

二 被保険者が年金支払開始年齢に達した日から年金を支払うこととする保険契約にあつては、被保険者が年金支払開始年齢に達したとき（夫婦年金保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。）又は夫婦年金保険付家族保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険を除く。）の保険契約にあつては、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達したとき）。

三 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては、第四十八条第四項の支払の免責の請求があつたとき。

四 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約にあつては、主たる被保険者若しくは配偶者たる被保険者が保険契約の失効後死亡したとき若しくはその年金支払開始年齢に達したとき又は第四十八条第五項の支払の免責の請求があつたとき。

五 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者若しくは配偶者たる被保険者が保険契約の失効後その年金支払開始年齢に達したとき又は第四十八条第五項の支払の免責の請求があつたとき。

六 特約にあつては、第四十八条第六項の支払の免責の請求があつたとき。
（復活の効力発生）

第七十二条 保険契約の復活は、その申込みを承諾したときは、その申込みの日から効力を生ずる。

2 前項の場合においては、保険証書に保険契約復活の旨を記載する。
（復活の効果）

第七十三条 保険契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかつたものとみなす。

2 特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約の復活があつた場合においても、その特定要介護状態には、保険契約の失効後その復活までの間における特定要介護状態は含まれないものとする。

3 家族保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約の復活があつた場合においても、公社は、保険契約の失効後その復活までに死亡した配偶者たる被保険者又は子たる被保険者につきこれらに係る保険金の支払をする責めに任じない。

4 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約の復活があつた場合においても、公社は、保険契約の失効後その復活までに保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。）が死亡したときは、年金の支払をする責めに任じない。

5 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約の復活があつた場合においても、公社は、保険契約の失効後その復活までに配偶者たる被保険者が死亡したときは、年金の支払をする責めに任じない。

6 特約においては、保険契約の復活があつた場合においても、公社は、被保険者が保険契約の失効後その復活までに傷害を受け、第十八条に規定する事由が生じたとき、又は被保険者が保険契約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後二年を経過するまでの間（次条において準用する第三十九条第一項の規定により公社が保険契約の解除をすることができる場合において、その解除権が保険契約の復活後二年を超えて存続するときは、その二年を超えて存続する間を含む。）に第十八条に規定する事由が生じたときは、

これらの事由に係る保険金の支払をする責めに任じない。

(準用規定)

第七十四条 保険契約の復活の場合には、第三十八条から第四十一条まで、第四十六条、第四十七条及び第七十九条の規定を準用する。この場合において、第四十七条第一項中「及び特約に係る保険事故」とあるのは、「終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約に係る被保険者の生存中における保険約款の定める期間の満了及び特約に係る保険事故」と読み替えるものとする。

(復活した場合の保険金の削減)

第七十五条 被保険者が保険契約復活の効力発生後六箇月を経過する前に不慮の事故等又は特定感染症によらないで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払わないことができる。

2 家族保険の子たる被保険者が保険契約復活の効力発生前において受けた不慮の事故等又はかかった特定感染症によりその復活の効力発生後六箇月を経過する前に死亡したときも、前項と同様とする。

3 特約に係る被保険者が保険契約復活の効力発生後六箇月を経過する前に疾病(特定感染症を除く。)にかかったときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わないことができる。

(保険金支払等の特例)

第七十六条 被保険者(特約が付されている保険契約にあつては、主契約に係る被保険者とし、特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険並びに終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。))の被保険者を除く。以下この項において同じ。)が保険契約の効力発生後(復活した保険契約については、その復活の効力発生後)において受けた傷害又はかかった疾病(家族保険の保険契約において、その効力の発生後に被保険者となつた者については、その復活の効力は、その被保険者となつた日以後(復活した保険契約において、その復活の効力発生前に被保険者となつた者については、その復活の効力発生後)において受けた傷害又はかかった疾病)により保険約款の定める身体障害の状態になつた場合において、保険契約者から保険約款の定めるところによりその旨の通知(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約にあつては、年金の支払の事由が発生した後の通知を除く。)があつたときは、当該保険契約(年金の支払の事由が発生した後に当該通知があつたときは、終身年金保険付終身保険の保険契約にあつては終身年金保険に係る部分、定期年金保険付終身保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては定期年金保険に係る部分、夫婦年金保険付家族保険の保険契約にあつては夫婦年金保険に係る部分をそれぞれ除く。)については、その通知のあつた日に当該傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、この章の規定(第五十一条の規定を除く。)を適用する。ただし、保険契約者、被保険者又は保険金受取人(特約が付されている保険契約にあつては、主契約に係る保険金受取人)の故意による傷害又は疾病を原因とする場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、第三十三条第一項第一号中「配偶者たる被保険者」とあるのは、「主たる被保険者」と、同条第二項第二号及び第五十五条第一項第二号中「被保険者の遺族」とあるのは、「被保険者」と、第六十九条第三項中「保険契約者」とあるのは、「保険契約者(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約において、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者があるときは、その者)」と読み替えるものとする。

3 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約においては、保険契約者(相続等承継保険契約者を除く。以下この項において同じ。)が保険契約の効力発生後(復活した保険契約についてはその復活の効力発生後とし、第五十七条第二項又は第四項の規定によりその権利義務の承継があつた保険契約についてはその承継後とする。)において受けた傷害又はかかった疾病により

保険約款の定める身体障害の状態になつた場合において、保険契約者から保険約款の定めるところによりその旨の通知があつたときは、当該保険契約については、その身体障害の状態になつた日に当該傷害又は疾病により保険契約者が死亡したものとみなして、この章の規定を適用する。ただし、保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因とする場合は、この限りでない。

(貸付金の法定弁済)

第七十七条 公社が保険約款の定めるところにより保険契約者に対して貸付けをした場合において、保険契約者が弁済期を経過しても貸付金の弁済をしないときは、公社は、保険約款の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて保険金額の減額又は年金額の減額(年金支払事由発生日の前日までに限る。)をすることができる。

(契約者配当)

第七十八条 保険契約においては、保険約款の定めるところにより、契約者配当(保険契約者又は年金受取人に対し、保険料その他の簡易生命保険業務(日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第十九条第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。以下この項において同じ。))に係る収益のうち、保険金、年金、還付金その他の給付金の支払その他の簡易生命保険業務に要する費用に充てられないものの全部又は一部を分配することをいう。次項及び第八十条において同じ。)をすることができる。

2 公社は、前項の規定により契約者配当をする場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として総務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

(保険料の還付)

第七十九条 保険契約の全部又は一部が無効である場合(家族保険の保険契約にあつては、子たる被保険者に係る部分が無効である場合を除く。)において、保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の還付を請求することができる。

(譲渡禁止)

第八十条 保険金、年金、還付金又は契約者配当金(第七十八条第一項の契約者配当に係る配当金をいう。以下同じ。)を受け取るべき権利は、譲り渡すことができない。

(差押禁止)

第八十一条 次に掲げる保険金を受け取るべき権利は、差し押さえることができない。

一 被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金

二 被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合の保険金

三 第七十六条第一項及び第二項の規定により支払う場合の保険金

四 特約に係る保険金(被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。)

2 第五条第一項の年金を受け取るべき権利は、差し押さえることができない。ただし、当該年金のうち介護割増年金付終身年金保険の保険約款に係る割増年金以外のものにあつては、その支払期における金額の二分の一に相当する額を超える額を受け取るべき権利を差し押さえる場合及び国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(控除支払)

第八十二条 保険金、年金、還付金、契約者配当金又は保険契約者若しくは保険金受取人に還付する保険料を支払う場合において、当該保

險契約に關し未払保険料、貸付金その他公社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額からこれを控除することができる。

第八十三条から第八十五条まで 削除

(保険約款改正の効力)

第八十六条 保険約款の改正は、既に存する保険契約に対してその効力を及ぼさない。

2 公社は、保険約款を改正する場合において、保険契約者、被保険者及び保険金受取人の全体の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、既に存する保険契約についても、将来に向かつてその改正の効力が及ぶものとするることができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

- 一 前納保険料の割引率の引下げに關する事項
- 二 保険金の削減率の引上げに關する事項
- 三 契約者配当金の分配率の引下げに關する事項

(時効)

第八十七条 保険金、年金、還付金及び契約者配当金の支払義務並びに保険料の返還義務は五年、保険料の払込義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第八十八条 公社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得(応募又は買入れの方法による取得を除く。)をするものとする。

第八十九条から第一百条まで 削除

第一百一条 公社は、保険契約者、被保険者及び保険金受取人(以下「加入者」という。)の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる。

2 前項の施設は、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる。

3 第一項の施設に要する費用は、公社の負担とする。ただし、その一部は、公社の定めるところにより当該施設の利用者の負担とすることができる。

(保険約款)

第一百二条 公社は、保険約款を定めようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の保険約款で定めるべき事項は、総務省令で定める。

3 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 保険契約の内容が、加入者の保護に欠けるおそれのないものであること。
- 二 保険契約の内容に關し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 三 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
- 四 保険契約の内容が明確かつ平易に定められたものであること。
- 五 その他総務省令で定める基準

4 総務大臣は、事情の変更により加入者の保護を図るため必要があると認めるときは、公社に対し、第一項の認可をした保険約款を変更

すべきことを命ずることができる。

5 公社は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、保険約款を公表しなければならない。
(保険料の算出方法書)

第百三条 公社は、保険料の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の保険料の算出方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

3 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 保険料の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

二 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 その他総務省令で定める基準

4 総務大臣は、事情の変更により加入者の保護を図るため必要があると認めるときは、公社に対し、第一項の認可をした保険料の算出方法書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第百四条 社の役員又は職員は、保険契約の締結又は保険募集(保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。)に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

二 保険契約者又は被保険者が公社に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為

三 保険契約者又は被保険者が公社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為

五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であつて誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為

七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当金その他将来における金額が不確実な事項として総務省令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為

八 前各号に定めるもののほか、加入者の保護に欠けるおそれがあるものとして総務省令で定める行為

2 前項第五号の規定は、公社が日本郵政公社法第二十三条第一項の認可を受けた業務方法書又は第百二条第一項の認可を受けた保険約款に基づいて行う場合には、適用しない。

(審議会等への諮問)

第百五条 総務大臣は、第百二条第一項若しくは第百三条第一項の規定による認可をし、又は第八十八条の総務省令の制定若しくは改正をしようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)

第百六条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

第七百七条 第四百四条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした公社の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二百二条第一項又は第二百三条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二百二条第四項又は第二百三条第四項の規定による命令に違反したとき。

三 第二百二条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 簡易生命保険法（大正五年法律第四十二号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 この法律の規定（第八条から第二十六条まで、第五十二条、第五十三条、第六十九条及び第七十五条の規定を除く。）は、この法律施行前の簡易生命保険契約についても適用する。ただし、第五十一条の規定は、昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約については、適用しない。

4 この法律施行前の簡易生命保険契約に係る保険の種類、保険金の削減、被保険者が年齢十年に満たないで死亡した場合における保険金支払額、還付金支払額並びに保険料及び被保険者のために積み立てるべき金額の計算の基礎に関しては、なお従前の例による。

5 郵政大臣は、この法律施行前において、旧法第二十八条ノ二に規定する簡易生命保険及郵便年金事業委員会の議を経て第六条第一項の簡易生命保険約款を定めることができる。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）による改正前の簡易生命保険法（抄）

第六条 傷害特約においては、国が、前条第一項の契約に係る被保険者が不慮の事故又は第三者の加害行為（以下「不慮の事故等」という。）により受けた傷害について保険金を支払うことを約し、保険契約者が国に保険料を支払うことを約するものとする。

2 疾病傷害特約においては、国が、前条第一項の契約に係る被保険者がかつた疾病及び不慮の事故等により受けた傷害について保険金を支払うことを約し、保険契約者が国に保険料を支払うことを約するものとする。

（特約の追加等による変更）

第六十五条 保険契約者は、次に掲げる事項（特約に係るものに限る。）につき、保険約款の定めるところにより、保険契約の変更の申込みをすることができる。

一 特約が付されていない保険契約への特約の追加

二 保険金額の増額

三 家族保険又は夫婦年金保険の保険契約に付されている特約に係る被保険者への配偶者たる被保険者の追加

四 前三号に掲げるもののほか、特約において国が負担した危険を増加させる事項であつて政令で定めるもの

2 前項の申込みがあつた場合においてそれを承諾したときは、当該変更の契約（以下「特約変更契約」という。）は、申込みの日におい

て成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九条の三（略）

2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。））、国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。））、国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）又は日本郵政公社の同号に規定する職員（以下この章において「日本郵政公社職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3（略）

（不当労働行為事件の審査の開始）

2 第二十七条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする充分な機会が与えられなければならない。

2（略）

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

（余剰金運用の制限）

第五十七条の五 責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その業務上の余剰金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託

二・三（略）

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）

（身体障害者手帳）

第十五条（略）

2・3（略）

4 都道府県知事は、第一項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

5（略）

郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に関し必要な事項を定めるものとする。

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）（抄）

（日本郵政公社からの納付）

第二条 日本郵政公社（次条において「公社」という。）は、その退職した職員で失業しているものに対し前条に規定する退職手当を支給する財源に充てるため、政令で定めるところにより算定した金額を、政府の一般会計に納付しなければならない。

（一般会計の受入金の過不足額の調整）

第三条 一般会計において前二条の規定により各特別会計及び公社から受け入れた金額が、当該年度における各特別会計及び公社の負担すべき金額を超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において前二条の規定により各特別会計及び公社から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌々年度までに各特別会計及び公社に返還し、当該不足額は、翌々年度までに各特別会計及び公社から補てんするものとする。

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

(通勤手当)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。)(その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の算出について準用する。

5~9 (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。)(その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

第十四条 (略)

2 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地位官署又は準特地位官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。)(新たに特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、持地勤務手当に準ずる手当を支給する。

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(抄)

(文書図画の頒布)

第四百二十二条 (略)

2 4 (略)

5 第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、日本郵政公社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならぬ。

6 12 (略)

(公務員等の選挙犯罪による当選無効)

第二百五十一条の四 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公庫の役員(公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。)であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公職の候補者(選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。)となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙(その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る。)において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当選人のために行つた選挙運動又は行為に関し、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二、第二百五十五条、第二百二十六条、第二百三十九条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、当選人の当選は、無効とする。

一 当選人の在職した公務員等の職(その者が当該公務員等の職を離れた日前三年間に在職したものに限る。以下この条において同じ。)と同一の職にある公務員等又は当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当選人から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

二 当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当選人に係る前号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

三 当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関しこれと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公団の役員で、当選人又は当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

2 (略)

日本郵政公社法施行法による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「予算執行職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 八 (略)

九 会計法第四十六条の三第二項(郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一号から第三号まで又は前三号に掲げる者の事務の一部を処理する職員

十 十一 (略)

2 3 (略)

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

（基準財政収入額の算定方法）

第十四条（略）

- 2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率（同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第九項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。）、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金及び都道府県納付金にあつては国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第三条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する率、市町村交付金及び市町村納付金にあつては同項に規定する率の百分の七十五に相当する率とする。

3（略）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（市町村が課することができる税目）

第五条（略）

- 2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

一（略）

二 固定資産税

三 六（略）

3 七（略）

（土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準）

- 3 第四十九條 基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

- 2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第二年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家

屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

一 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情

二 市町村の廃置分合又は境界変更

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（第二年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため、同項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。）で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第三年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第二年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第二年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第二年度の土地又は家屋について、第三年度の固定資産税の賦課期日において第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第三年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

（償却資産に対して課する固定資産税の課税標準）

第三百四十九条の二 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

（大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等）

第三百四十九条の四 市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市を除く。以下本項、次項、第五項及び第七項並びに次条において同じ。）は、一の納税義務者が所有する償却資産で、その価額（第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下本条及び次条において同様とする。）の合計額が次の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えるもの（以下「大規模の償却資産」という。）に対しては、第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額（人口三万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の価額の十分の四の額が当該市町村

に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該大規模の償却資産の価額の十分の四の額を課税標準として固定資産税を課するものとする。

(略)

2) 8 (略)

(新設大規模償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九条の五 市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産で新たに建設された一の工場又は発電所若しくは変電所(以下本項において「一の工場」と総称する。)(一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。)の用に供するものうち、その価額の合計額が、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度間のうちいずれか一の年度において、前条第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえることとなるもの(以下本条及び第七百四十条において「新設大規模償却資産」という。)(がある場合においては、当該こえることとなつた最初の年度(以下本条において「第一適用年度」という。)(から六年度分の固定資産税に限り、その間において当該新設大規模償却資産の価額の合計額が同表の下欄に掲げる金額に満たないこととなつた場合においても、当該新設大規模償却資産又は当該納税義務者が所有する第一適用年度を異にする他の新設大規模償却資産若しくはこれらの新設大規模償却資産以外の償却資産を区分し、それぞれを各別に一の納税義務者が所有するものとし、第三百四十九条の二、第三百四十九条の三、前条及び次項から第五項までの規定により、当該新設大規模償却資産又は当該納税義務者が所有する第一適用年度を異にする他の新設大規模償却資産若しくはこれらの新設大規模償却資産以外の償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき金額を算定し、当該金額を課税標準として固定資産税を課するものとする。この場合において、一の納税義務者が一の市町村の区域内において第一適用年度を同じくする二以上の新設大規模償却資産を所有するときは、これらの新設大規模償却資産をあわせて一の新設大規模償却資産とみなす。

2) 5 (略)

(都市計画税の課税客体等)

第七百二条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)(のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)(において同法第三十四条第十号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づき都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 (略)

(大規模の償却資産に対する道府県の課税権)

第七百四十条 大規模の償却資産(新設大規模償却資産を含む。以下本節において同じ。)(が所在する市町村(第三百八十九条第一項の規

定による配分の結果大規模の償却資産が所在することとなる市町村を含む。以下本条において同じ。）を包括する道府県は、普通税として、第四条第二項各号に掲げるものを課する外、当該大規模の償却資産に対し、当該大規模の償却資産の価額（第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち第三百四十九条の四及び第三百四十九条の五の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額を課税標準として、固定資産税を課するものとする。

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）

（欠格事由）

第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

一 四（略）

五 公務員（特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

六・七（略）

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）（抄）

（財政融資資金の運用）

第十条 財政融資資金は、次に掲げるものに運用することができる。

一 七（略）

八 前号に規定する法人に対する貸付け

九・十（略）

2（略）

郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）による改正前の郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三十三号）（抄）

（借入金）

第十二条の二（略）

2 資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、特別勘定の負担において資金運用部から借入金をすることができ。

3・4 (略)

日本郵政公社法施行法による廃止前の郵便貯金特別会計法(抄)

(特別勘定から一般勘定への繰入金)

第五条の二 一般勘定における郵便貯金の事業の健全な経営に資するため必要があるときは、予算の定めるところにより、特別勘定から一般勘定に繰入金をすることができる。

2 (略)

簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第四百四十五号)(抄)

附則

1・2 (略)

3 昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約について払い込むべき保険料は、保険約款の定めるところにより、その取立を停止することができる。

4 前項の規定により取立を停止した保険料は、当該保険契約について保険金又は還付金を支払う場合において、支払金額から控除する。

郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号)による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)(抄)

(運用の範囲)

第三条 積立金は、次に掲げるものに運用する。

一 三 (略)

四 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券

五 前号に規定する法人に対する貸付け

六 八 (略)

九 特別の法律により設立された法人(第四号に規定する法人を除く。)で、国、第四号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券

十 前号に規定する法人に対する貸付け

十一 二十五 (略)

日本郵政公社法施行法による廃止前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(抄)

(運用の範囲)

第三条 積立金は、次に掲げるものに運用する。

- 一 保険契約者に対する貸付け
- 二 国債(証券取引所が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。)
- 三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券
- 四 地方債
- 五 特別の法律により設立された法人(第三号に規定する法人を除く。)で、国、同号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券
- 六 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会(以下この条において「金融機関」という。)の発行する債券(以下この条において「金融債」という。)
- 七 社債で政令で定めるもの
- 八 特定社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。)で政令で定めるもの
- 九 第二号から前号までに掲げる債券以外の債券で、政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの
- 十 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関(以下この条において「外国政府等」という。)の発行する債券その他外国法人の発行する政令で定める債券(証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。以下この条において「外国債」という。)
- 十一 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの
- 十二 金融機関への預金
- 十三 積立金をもつて取得をした債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け
- 十四 前号に規定する債券の信託業務を営む銀行又は信託会社への信託で、当該債券を金融機関その他同号の政令で定める法人に対する貸付けの方法によつてのみ運用する旨の契約があるもの
- 十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形で総務省令で定めるもの
- 十六 外国政府等又は外国法人の発行する証券又は証書で前号に規定する約束手形の性質を有するもの
- 十七 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(第二号及び第十号に規定する標準物を含む。))の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。)
- 十八 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当

該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）

十九 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（前号の政令で定める取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）

二十 地方公共団体に対する貸付け

2}8 (略)

（運用職員の責務）

第八条 積立金の管理及び運用に係る事務に従事する職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、運用計画に従つて、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）

（失業者の退職手当）

第十条 勤続期間六月以上で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができな者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができな日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額

- 二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数（次項において「所定給付日数」という。）を乗じて得た額
 - イ 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前一年の期間内になくときは、当該直前の職員等でなくなつた日以前の職員等であつた期間
 - ロ 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間
- 2 勤続期間六月以上で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
 - 3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして総務省令で定めるときに該当する場合に關しては、総務省令で、同項の規定に準じて、前二項に規定する退職の日の翌日から起算して一年の期間についての特例を定めることができる。
 - 4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国、特定独立行政法人又は日本郵政公社の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七條の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。
 - 一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - 二 その者を雇用保険法第三十七條の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七條の四第三項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
 - 5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国、特定独立行政法人又は日本郵政公社の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七條の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

6 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

7 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

8 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第四十一条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。

9 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の条件に従い、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

一 その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

二 厚生労働大臣が雇用保険法第二十五条第一項の規定による措置を決定した場合

三 厚生労働大臣が雇用保険法第二十七条第一項の規定による措置を決定した場合

10 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第三十六条、第三十七条及び第五十六条の二から第五十九条までの規定に準じて政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。

一 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者については、技能習得手当

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者については、寄宿手当

三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者については、傷病手当

四 職業に就いたものについては、就業促進手当

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、広域求職活動費

11 前項の規定は、第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた

者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六条、第三十七条及び第五十六条の二から第五十九条まで」とあるのは「第五十六条の二から第五十九条まで」と読み替えるものとする。

12 第十項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

13 第十項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、政令で定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 雇用保険法第十条の四の規定は、偽りその他不正の行為によつて第一項、第二項又は第四項から第十一項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

日本郵政公社法施行法による改正前の国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）（抄）

（事務の代理等）

第十三条の二 財務大臣は、国税収納命令官（分任国税収納命令官を含む。次項において同じ。）、国税資金支払命令官又は国税資金支払委託官に事故がある場合（これらの者が第八条第三項（第十条第二項及び前条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定された官職にある者である場合には、その官職にある者が欠けたときを含む。）において必要があるときは、政令で定めるところにより、所属の職員にその事務を代理させることができる。

2 財務大臣は、必要があるときは、政令で定めるところにより、所属の職員に、国税収納命令官、国税資金支払命令官又は国税資金支払委託官（前項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。）の事務の一部を処理させることができる。

（職員の責任）

第十七条 次に掲げる職員の責任については、これらの職員を予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）に規定する予算執行職員とみなし、これらの職員がする支払命令又は支払委託に関する行為を同法に規定する支出等の行為とみなして、同法を適用する。

一 国税資金支払命令官

二 国税資金支払委託官

三 第十三条の二第一項の規定により前二号に掲げる者の事務を代理する職員

四 第十三条の二第二項の規定により前三号に掲げる者の事務の一部を処理する職員

五 前各号に掲げる者から、政令で定めるところにより、補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員

軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定める定義に従うものとする。

- 一 「軍事郵便貯金」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所で預入された郵便貯金をいう。
- 二 「軍事郵便為替」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所に振出の請求があつた郵便為替をいう。
- 三 「外地郵便貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で預入された郵便貯金をいう。
- 四 「外地郵便為替」とは、旧外地等にあつた郵便局に振出の請求があつた郵便為替をいう。
- 五 「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替貯金の払込金（口座に受け入れられたものを含む。）をいう。
- 六 「旧外地等」とは、朝鮮、台湾、関東州、樺太、千島列島、南洋群島、小笠原諸島、硫黄列島、硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十一度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第十八号）（抄）

附則

1 （略）

2 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険料の計算の基礎及び保険金の倍額支払については、なお従前の例による。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）（抄）

（市町村に対する交付金又は納付金の納付）

第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。

- 一 当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
- 二 空港（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港をいう。以下同じ。）の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）又は国が自衛隊の設置する飛行場若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項（a）の規定に基づき日本国政府若しくは日本国民が使用する飛行場（空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。）において一般公衆の利用に供する目的で整備し、

かつ、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）

三 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条の国有林野に係る土地

四 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（第一号に掲げるものを除く。）

五 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。）

（以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダム（第一号に掲げるものを除く。））

六 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第三十一条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産

2 日本郵政公社は、毎年度、当該年度の初日の属する年の一月一日現在において所有する固定資産（地方税法第五条第二項第二号及び第七百四十条の固定資産税（以下「固定資産税」という。）を課されるべきものを除く。）につき、当該固定資産所在の市町村に対して、日本郵政公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）を納付する。

3 7 （略）

（大規模の償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例等）

第五条 国若しくは地方公共団体又は日本郵政公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体若しくは日本郵政公社が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので一の市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この条及び次条において同じ。）町村内に所在するものに係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格（前条の規定の適用を受けるものにあつては、同条の規定によつて交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき額とする。以下同じ。）の合計額（日本郵政公社が所有する償却資産にあつては、当該合計額と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産（地方税法第三百四十九条の五第一項の新設大規模償却資産を除く。以下この条において同じ。）で当該市町村内に所在するものに係る固定資産税の課税標準となるべき額（同法第三百四十九条の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下この条において同じ。）の合計額との合算額とする。）が次の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えるもの（以下「大規模の償却資産」という。）については、前二条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額（人口三万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該交付金算定標準額となるべき価格の十分の四の額、当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該合算額の十分の四の額とする。以下この条、次条及び第十八条第二項において「大規模の償却資産に係る算定標準額」という。）を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として当該市町村に市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。ただし、日本郵政公社にあつては、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定標準額から日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る同法第三百四十九条の二及び第三百四十九条の四の規定によつて算定した固定資産税の課税標準額（以下この条及び第十八条第二項において「固定資産税の課税標準額」という。）を控除した額を納付金算定標準額として当該市町村に市町村納付金を納付するものとし、固定資産税の課税標準額が当該市町村の大規模の償却資産に係る算定標準額以上の額であるときは、当該市町村に市町村納付金を納付することを要しないものとする。

(略)

24 (略)

(新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例)

第六条 国若しくは地方公共団体又は日本郵政公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体若しくは日本郵政公社が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので、一の市町村内に所在する新たに建設された一の工場又は発電所若しくは変電所(以下この項において「一の工場」と総称する。)(一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。)の用に供するものに係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の合計額が、当該償却資産について同条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付することとなつた最初の年度から五年度間のうちいずれか一の年度において、前条第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えることとなるもの(以下この条及び第十三条第四項において「新設大規模償却資産」という。)がある場合においては、当該超えることとなつた最初の年度から六年度分の市町村交付金又は市町村納付金に限り、地方税法第三百四十九条の五第一項及び第二項並びに同条第五項に基づく政令の規定の例により、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額を増額して前条第一項(ただし書を除く。)の規定を適用し、当該新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定し、及び当該金額を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。

2 (略)

(台帳価格等の通知)

第七条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべきものについて、総務省令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に關し必要な事項を前年の十一月三十日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

(価格の修正通知)

第十条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なることを認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載され、又は記録された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該通知に係る固定資産の価格の算定の根拠をあわせて通知しなければならない。

(価格の修正の申出等)

第十一条 市町村長は、当該市町村内に所在する各省各庁の長が管理し、又は地方公共団体が所有する固定資産で第二条の規定によつて市町村交付金を交付されるべきものについては、国有財産台帳等に価格が記載され若しくは記録されていないものがある場合又は国有財産台帳等に記載され若しくは記録された当該固定資産の価格若しくは前条の規定による通知に係る当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なることを認める場合においては

、前年の十二月三十一日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、交付金算定標準額の基礎とすべき価格として当該固定資産の価格を通知し、又は国有財産台帳等に記載され若しくは記録された当該固定資産の価格と異なる価格若しくは前条の規定による通知に係る固定資産の価格を修正した価格を交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知すべき旨を申し出ることができる。

2 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の申出があつた場合において、その申出について正当な理由があると認めるときは、交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

3 6 (略)

(二以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等)

第十二条 (略)

2 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の通知をした後において、前条第二項(第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知した場合には、前項の規定によつて配分し、及び通知した価格を修正し、これを当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

3 (略)

4 前条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正して市町村長」と、同条第三項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しないときは、」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分せず、又は当該市町村に配分した固定資産の価格を修正しないときは、」と読み替えるものとする。

(交付金の請求又は納付金の納額告知)

第十五条 市町村長は、総務省令で定めるところにより、国が所有する固定資産については当該固定資産を管理する各省各庁の長に、地方公共団体が所有する固定資産については当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、毎年四月三十日までに、交付金交付請求書を送付するものとする。

2・3 (略)

(交付金の交付又は納付金の納付)

第十六条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前条第一項の交付金交付請求書の送付を受けた場合においては、毎年六月三十日までに、当該交付金交付請求書に記載された交付金額を固定資産所在の市町村に交付するものとする。

2 (略)

(都道府県に対する交付金の交付又は納付金の納付)

第十八条 国又は地方公共団体は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、当該大規模の償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格のうち第五条第一項及び第二項並びに第六条の規定によつて当該大規模の償却資産所在の市町村の市町村交付金の交付金算定標準額となるべき額を超える部分の額を交付金算定標準額として国有資産等所在都道府県交付金(以下「都道府県交付金」という。)を交付するものとする。

2 日本郵政公社は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額と

なるべき価格のうち第五条第一項及び第二項並びに第六条の規定によつて当該大規模の償却資産所在の市町村の市町村納付金の納付金算定標準額となるべき額を超える部分の額（固定資産税の課税標準額が当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額以上の額であるため、第五条第一項ただし書の規定により市町村に市町村納付金を納付しない場合にあつては、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格とする。）を納付金算定標準額として日本郵政公社有資産所在都道府県納付金（以下「都道府県納付金」という。）を納付するものとする。

3）5（略）

（国有財産台帳等の閲覧の請求等）

第二十二條 市町村長は、交付金額の算定のため必要があると認める場合においては、各省各庁の長若しくは地方公共団体の長に対して国有財産台帳等の閲覧を求め、又は国有財産台帳等に記載され、若しくは記録された事項を記録することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2（略）

（多目的ダムに係る市町村交付金等）

第二十六條 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項に規定する多目的ダムについては、当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分を、国土交通大臣が管理する場合（同法第十七条の規定によるダム使用権の設定前の場合を含む。）にあつては国が、都道府県知事が管理する場合にあつては当該都道府県が所有する第二条第一項第四号に掲げる固定資産又は同項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産と、当該固定資産につき政令で定める方法により算出した額を国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格とみなして、この法律の規定（第二十二條を除く。）を適用する。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は証券業者で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。）において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。）の預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条及び次条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。）を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者（所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条の二第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。）が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第二項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託を

している場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。）を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額（第五項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。）を超えない場合。その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合（その合同運用信託が貸付信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されている場合に限る。）その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。）社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合。その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

四 その生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して払込みをした他の生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額との合計額が、その生命保険若しくは損害保険の保険期間又は生命共済の共済期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合。その生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る保険料の金額又は共済掛金の額の合計額を控除した金額に相当する差益

2 前項の規定は、第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、退職、転任その他の理由により、当該申告書に記載した賃金の支払者に係る前項に規定する勤労者に該当しないこととなつた場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等において預入等をしている財産形成住宅貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益のうち、当該政令で定める場合に該当することとなつた日以後支払を受けるべきもので政令で定めるものについては、適用しない。

3 財産形成非課税住宅貯蓄申込書は、次項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができる。

4 第一項の規定は、その者が、次に掲げる事項を記載した申告書（以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」という。）に

- 、勤務先（特定賃金支払者が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合には、当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。第七項において同じ。）の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを勤務先等及び第一項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の預入等をしようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。
- 一 当該金融機関の営業所等、第一項に規定する賃金の支払者及び勤務先等の名称及び所在地
- 二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の別
- 三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成住宅貯蓄で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高（有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、払込保険料の金額又は払込共済掛金の額の合計額とする。）に係る最高限度額
- 四 既に次条第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した金融機関の営業所等の名称及び同項第三号の最高限度額（同条第五項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額）
- 5 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額（既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額）を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。
- 6 前二項の場合において、財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は前項の申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。
- 7 財産形成非課税住宅貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合（政令で定める場合を除く。）には提出することができないものとし、財産形成非課税住宅貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受理することができない。
 - 一 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された第四項第三号に掲げる最高限度額が五百五十万円を超えるものである場合
 - 二 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された第四項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百五十万円を超えるものである場合
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、財産形成非課税住宅貯蓄申込書及び財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合又は同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- 9 勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第四項第一号口若しくは八、同項第二号八若しくは二又は同項第三号八若しくは二に定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律（第九条の三第二項の規定を除く。次条第十項において同じ。）及び所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の三 前条第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。)に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成年金貯蓄」という。)(の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成年金貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申込書」という。))を、前条第一項に規定する賃金の支払者(所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)(の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。))(当該賃金の支払者(勤労者財産形成促進法第十四条の二第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。))が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第二項に規定する事務代行団体(以下この条において「事務代行団体」という。))に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。))を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

- 一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額(第五項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。))を超えない場合 その預貯金の当該計算期間に対応する利子
- 二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合 その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配
- 三 その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの(以下この条において「額面金額等」という。))とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、その有価証券の利子又は収益の分配の計算期間を通じて(その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて)、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合 その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

四 その生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して払込みをした他の生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額との合計額が、勤労者財産形成年金貯蓄契約の締結の日から当該契約に定める年金支払開始日(勤労者財産形成促進法第六条第二項第二号口又は第三号口に規定する年金支払開始日をいう。))までの期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合 その生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約に基づき支払われる年金(当該契約が災害、疾病その他やむを得ない事情により解約された場合に支払われる

解約返戻金その他の政令で定める金銭を含む。）の額のうち当該生命保険若しくは損害保険に係る保険料の金額又は生命共済に係る共済掛金の額の合計額を超える部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する差益

2 前項の規定は、第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した個人が勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく金銭の支払を勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号口、第二号口又は第三号口に定める方法以外の方法により受けた場合その他の政令で定める場合には、当該勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づき預入等をした財産形成年金貯蓄に係る前項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益のうち政令で定めるものについては、適用しない。

3 財産形成非課税年金貯蓄申込書は、次項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができる。

4 第一項の規定は、その者が、次に掲げる事項を記載した申告書（以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申告書」という。）に、勤務先（特定賃金支払者が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合には、当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。第七項において同じ。）の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを勤務先等及び第一項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄の預入等しようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 当該金融機関の営業所等、第一項に規定する賃金の支払者及び勤務先等の名称及び所在地
二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の別

三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成年金貯蓄で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高（有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、払込保険料の金額又は払込共済掛金の額の合計額とする。）に係る最高限度額

四 既に金融機関の営業所等を経由して前条第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出している場合には、当該金融機関の営業所等ごとの名称及び当該申告書に記載した同項第三号の最高限度額（同条第五項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額）

5 財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額（既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額）を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該財産形成非課税年金貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

6 前二項の場合において、財産形成非課税年金貯蓄申告書又は前項の申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7 財産形成非課税年金貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合（政令で定める場合を除く。）には提出することができないものとし、財産形成非課税年金貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受理することができない。

一 財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された第四項第三号に掲げる最高限度額が五百五十万円（郵便貯金又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金に係るものその他政令で定めるものにあつては、三百八十五万円）を超えるものである場合

二 財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された第四項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百五十万円を超えるものである場合

8 第一項に規定する勤労者が、同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄を金融機関の営業所等において預入等をした場合には、その者は、当該財産形成年金貯蓄に係る有価証券又は預金証書その他の証書につき、保管の委託、社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されなければならないものとし、金融機関の営業所等の長は、当該財産形成年金貯蓄の預入等の受入れをする場合には、政令で定めるところにより、各人別の口座を設け、当該財産形成年金貯蓄に関する事項を当該口座により管理しなければならない。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、財産形成非課税年金貯蓄申込書及び財産形成非課税年金貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合又は同項の賃金の支払者に係る勤労者でないこととなつた場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号口若しくは八、同項第二号口若しくは八又は同項第三号口若しくは八に定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実（当該事実が生じた日が同項第一号口又は同項第二号口若しくは八は同項第三号口に規定する年金支払開始日以後である場合には、当該年金支払開始日以後五年以内に生じた当該事実に限る。）が生じた日前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に第三十七条の十第二項に規定する株式等（証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの並びに同条第四項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの）の受益証券及び特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資口の請求により同条第二十一項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるもの）により行われた投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する投資法人をいう。）の同法第二条第二十一項に規定する投資口に限る。以下この条から第三十七条の十一の四まで及び第三十七条の十二の二において「上場株式等」という。）の譲渡のうち次に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、第三十七条の十第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう

。)の百分の七に相当する額とする。

一 証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この条及び第三十七条の十一の第三項第一号において同じ。） 、銀行又は証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関への売委託により行う上場株式等の譲渡（これに類するもので政令で定めるものを含む。）

二 証券業者に対する上場株式等の譲渡

三 証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第六十五号）第八條第一項に規定する登録郵政公社又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの

四 第三十七条の十第三項各号又は第四項に規定する事由による上場株式等の譲渡として政令で定めるもの

五 上場株式等を発行した法人に対して商法第二百二十条ノ六第一項（同法第二百二十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて行う同法第二百二十条ノ六第一項又は第二百二十一条第六項に規定する端株又は一単元の株式の数に満たざる数の株式の譲渡

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第六項の規定の適用については、同項第一号中「特例」とあるのは「特例」（同法第三十七条の十一第一項（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）と、同項第五号中「これらの規定」とあるのは「同法第七十一条から第八十六条までの規定」と、「あるのは」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「と、同法第八十七条第二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする」とする。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第三十七条の十一の三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、特定口座（その者が二以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定期間。次項において同じ。）に上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされている上場株式等（以下この条から第三十七条の十一の五までにおいて「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等という。次項において同じ。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 証券取引法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）（以下この条及び次条において「信用取引等」という。）を行う居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡又は当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けした取引の決済のために行う場合に限る。以下この項及び次項において「信用取引等に係る上場株式

等の譲渡」という。)による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、前二項の規定の適用を受けるため、証券業者、銀行、協同組織金融機関(証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。)、登録金融機関(同法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、銀行及び協同組織金融機関を除く。)、又は登録郵政公社(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八条第一項に規定する登録郵政公社をいう。)(以下この条及び次条において「証券業者等」と総称する。)(の営業所(国内にある営業所又は事務所(郵便局を含む。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)(に、政令で定めるところにより、その口座の名称、当該証券業者等の営業所の名称及び所在地、その口座に設ける勘定の種類、その口座に保管の委託がされている上場株式等の譲渡及びその口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(以下この条において「特定口座開設届出書」という。))を提出して、当該証券業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座(当該口座においてこれらの契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。))をいう。

二 上場株式等保管委託契約 第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者等と締結した上場株式等の保管の委託に係る契約(信用取引等に係るものを除く。)(で、その契約書において、上場株式等の保管の委託は当該保管の委託に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該契約に基づき当該口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。)(において行うこと、当該特定保管勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等(政令で定めるものを除く。)(のみを受け入れること、当該特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該証券業者等への売委託による方法、当該証券業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすることその他政令で定める事項が定められているものをいう。)

イ 特定口座開設届出書の提出後に、当該証券業者等への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。)(により取得をした上場株式等又は当該証券業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れるもの

ロ 当該証券業者等以外の証券業者等に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座(ロにおいて「他の特定口座」という。)(から、政令で定めるところにより、当該他の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の移管がされる場合(当該特定口座内保管上場株式等の一部の移管がされる場合にあつては、当該移管がされる特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等はすべて当該移管がされる特定口座内保管上場株式等に含まれる場合に限る。)(の当該移管がされる上場株式等

ハ イ及びロに掲げるもののほか政令で定める上場株式等

三 上場株式等信用取引等契約 前項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者等と締結した上場株式等の信用取引等に係る契約で、その契約書において、上場株式等の信用取引等は当該信用取引に係る口座に設けられた特定信用取引等勘定(当該契約に基づき当該口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。)(において処理すること、当該特定信用取引等勘定においては特

定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理することその他の政令で定める事項が定められているものをいう。

4 特定口座開設届出書の提出をしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、前項第一号の証券業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

5 証券業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている特定口座開設届出書及び当該証券業者等に既に特定口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出された特定口座開設届出書については、これを受理することができない。

6 前項に定めるもののほか、証券業者等が特定口座につき備え付けるべき帳簿に関する事項、特定口座開設届出書を提出した個人がその提出後当該届出書に記載した事項を変更した若しくは変更する場合又は第一項若しくは第二項の規定の適用をやめようとする場合における届出に関する事項その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 証券業者等は、その年において当該証券業者等に開設されていた特定口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年中に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書二通を作成し、その年の翌年一月三十一日（年中で上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約の解約による特定口座の廃止その他政令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日）までに、一通を当該証券業者等の当該特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

8 特定口座を開設する証券業者等は、政令で定めるところにより前項の税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により同項の報告書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつて前項の税務署長に提出すべき報告書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第十項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、前項の税務署長に提出すべき報告書とみなす。

9 前項に定めるもののほか、特定口座において処理された上場株式等の譲渡に係る所得税法第二百二十四条の三及び第二百五条の規定の特例その他第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査については必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定口座及び当該特定口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四十一条の二十二第五項、第四十一条の十四第七項及び第四十二条の三第一項第五号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

11 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

12 第十項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第三十七条の十一の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内においてその営業所に開設されている特定口座（前条第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この条において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等の決済（当該信用取引等に係る株式等（第三十七条の第十二項に規定する株式等をいう。）の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条及び次条において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払をする証券業者等は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から、政令で定めるところにより、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時まで、当該証券業者等の当該特定口座を開設する営業所に特定口座源泉徴収選択届出書（この項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類をいう。）の提出があつた場合において、その年中に行われた当該特定口座（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により源泉徴収選択口座内調整所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）までに、これを国に納付しなければならない。

2 前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 前二項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額とは、証券業者等の営業所に開設されている居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（以下この項から第五項までにおいて「対象譲渡等」という。）が行われた場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該源泉徴収選択口座に係る第一号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内通算所得金額」という。）が第二号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内直前通算所得金額」という。）を超えるときにおける当該超える部分の金額をいう。

一 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

イ その年において当該対象譲渡等の時の以前にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額（特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る収入金額として政令で定める金額をいう。次号イにおいて同じ。）の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額（その譲渡をした特定口座内保管上場株式等の取得に要した金額及びその譲渡に要した費用の金額として政令で定める金額をいう。同号イにおいて同じ。）の総額を控除した金額

ロ その年において当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差益の金額として政令で定める金額（次号ロにおいて「差益金額」という。）の総額から当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差損の金額として政令で定める金額（同号ロにおいて「差損金額」という。）の総額を控除した金額

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

イ その年において当該対象譲渡等の時の前にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額の総額を控除した金額

口 その年において当該対象譲渡等の時の前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差益金額の総額から当該対象譲渡等の時の前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差損金額の総額を控除した金額

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座を開設している証券業者等は、当該源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該満たない部分の金額に百分の十五を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならない。

5 前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日まで間に対象譲渡等を行ったときは、当該対象譲渡等により生じた同項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

6 第一項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

7 前項に定めるもののほか、第一項の規定により徴収された所得税の額がある場合における所得税に関する法令の適用に関する特例その他同項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

8 証券業者等は、その年において当該証券業者等に開設されていた特定口座が源泉徴収選択口座である場合には、その年の当該源泉徴収選択口座に係る前条第七項の報告書（同項の規定により税務署長に提出することとされるものに限る。）については、同項の規定にかかわらず、その作成及び提出は、要しない。

（確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得）

第三十七条の十一の五 その年分の所得税に係る源泉徴収選択口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者で、当該源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十一第一項（第三十七条の十一第一項の規定により適用される場合を含む。）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第二百一十一条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算上当該各号に掲げる金額（当該各号に掲げる金額が同一の源泉徴収選択口座に係るものである場合には、当該源泉徴収選択口座については、第一号に掲げる金額及び第二号に掲げる金額）を除外したところにより、同法第二百二十条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）及び第三十七条の十二の二第五項（第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

一 その年中にした源泉徴収選択口座（その者が源泉徴収選択口座を二以上有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座。次号において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき第三十七条の十一の三第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びにこれらの所得の金額の計算上生じた損失の金額

二 その年中に源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額並びにこれらの所得の金額の計算上生じた損失の金額

2 前項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（

当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。)をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第三十七条の十二の二 確定申告書(第五項(第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第二百二十三条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による申告書を含む。以下この項及び第三項において同じ。を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。)を有する場合には、第三十七条の十一第一項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に、上場株式等の譲渡のうち第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡(第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十一第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定は、同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第一項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の十一(第六項を除く。)及び第三十七条の十二の二第一項の規定の適用については、第三十七条の十一第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、第三十七条の十一第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第一項前段」とあるのは「第三十七条の十一第一項前段」とする。

5 所得税法第二百二十三条第一項(第二号を除く。)(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の翌年以後において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、その年の年分の所得税につき同法第二百二十条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出すべき場合及び同法第二百二十二条第一項又は第二百二十三条第一項(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出することができずる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同法第二百二十三条第一項中「第七十条第一項若しくは第二項(純損失の繰越控除)若しくは第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)の規定の適用を受け、又は第四百四十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付)の規定による還付を受けようとするときは、第三期において」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受けようとするときは」と、「次項各号に掲げる」とあるのは「その年において生じた同条第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)、その年の前年以前三年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額その他の政令で定める」と、同項第一号中「

純損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、同項第三号中「純損失の金額及び雑損失の金額（第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項」と、「及び第四百四十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次項第二号において同じ」とあるのは「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる」とあるのは「同法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を超える」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号八(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7 その年の翌年以後又はその年において第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書の記載事項の特例その他各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（分離振替国債の課税の特例）

第六十七条の十七（略）

2 外国法人が特定振替機関等又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる損失の額その他の政令で定める金額（以下この条において「損失額」という。）は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。

3・4（略）

簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第十号）（抄）

附則

1（略）

2 簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第十八号）の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約でその保険金の支払の事由がこの法律の施行後に発生するものに係る保険金の倍額支払については、簡易生命保険法の一部を改正する法律附則第二項の規定にかかわらず、同法による改正後の簡易生命保険法第三十一条の規定を適用する。

証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律で「参考人」とは、他人の刑事事件（刑事被告事件及び被疑事件をいい、勾留又は保釈に関する裁判の手續を含むものとする

- 。以下同じ。）について検察官、検察事務官又は司法警察職員（以下「捜査機関」という。）に対し自己の実験した事実を供述する者及び他人の刑事事件について裁判所又は裁判官に対し自己の実験した事実を供述する者であつて証人以外のものをいう。
- 3 (略)

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）をいう。

二 七 (略)

2・3 (略)

（設立及び業務）

第三条 各省各庁及び公社ごとに、その所属の職員及びその所管する特定独立行政法人の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。

2 5 (略)

第五条 組合は、各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁の指定する地に主たる事務所を置く。

2 (略)

（定款）

第六条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 運営審議会に関する事項
 - 五 組合員の範囲に関する事項
 - 六 給付及び掛金に関する事項（第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。）
 - 七 福祉事業に関する事項
 - 八 資産の管理その他財務に関する事項
 - 九 その他組織及び業務に関する重要事項
- 2 4 (略)

(管理)

第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣(環境大臣を除く。)、最高裁判所長官及び会計検査院長(第三条第二項第一号、第三号口又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。)、又は公社の総裁は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員又は公社の所属の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。

2 各省各庁の長及び公社の総裁(以下「組合の代表者」という。)、は、組合員(組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。)(のうちから、組合の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。)

(運営審議会)

第九条 組合の業務の適正な運営に資するため、各組合に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、組合の代表者がその組合の組合員のうちから命ずる。ただし、その組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものがある場合には、組合の代表者は、委員のうち一人をその者のうちから命ずることができる。

4 組合の代表者は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。

(運営規則)

第十一条 組合の代表者は、組合の業務を執行するために必要な事項で財務省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2 組合の代表者は、運営規則を定め、又は変更する場合には、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。

(組合の事務職員の公務員たる性質)

第十三条 組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業計画及び予算)

第十五条 組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(決算)

第十六条 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に財務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び事業状況報告書を各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(役員の欠格条項)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く。)、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人

をいう。以下同じ。）の役員（非常勤の者を除く。）、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の役員（非常勤の者を除く。）、公社の役員（非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員

（略）

（組合員の資格の得喪）

第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省各庁及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人又は公社の職員をもつて組織する組合（第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により同項各号の職員をもつて組織する組合）の組合員の資格を取得する。

2・3 （略）

第四十一条 （略）

2 組合は、給付の原因である事故が公務又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、同法に規定する実施機関その他の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。

3 （略）

（育児休業手当金）

第六十八条の二 組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業等により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業等に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要と認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月。以下この項において「基準年齢」という。）に達する日までの期間一日につき標準報酬の百分の四十に相当する金額を支給する。ただし、当該金額のうち標準報酬の百分の十に相当する金額については、当該育児休業等をした組合員が当該育児休業等が終了した日（その日が当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日以後であるときは、当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日）後引き続き六月以上組合員（第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含み、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）であるときに、支給する。

2 前項本文の規定により支給すべきこととされる標準報酬の百分の四十に相当する金額が、雇用保険給付相当額（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十七条第四項第二号八に定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。）を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「標準報酬の百分の四十」とあるのは、「次項に規定する雇用保険給付相当額」と、「標準報酬の百分の十」とあるのは、「当該雇用保険給付相当額に四分の一を乗じて得た金額」とする。

3 育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。（介護休業手当金）

第六十八条の三 組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）が介護のための休業（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける組合員については同法第二十条第一項に規定

する介護休暇を、その他の組合員についてはこれに準ずる休業として政令で定めるものをいい、以下この条において「介護休業」という。により勤務に服することができない場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。

2 前項の介護休業手当金の支給期間は、組合員の介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の開始の日から起算して三月を超えない期間とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

4 介護休業手当金は、同一の介護休業について雇用保険法の規定による介護休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。
(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国又は公社の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金(第八十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。又は公務等による遺族共済年金に要する費用 国又は公社の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

五 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用 国又は公社の負担金百分の百

3 国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は公社(第一百二条第三項において「国等」という。)は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

4 (略)

5 専従職員(国家公務員法第八八条の二の職員団体又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第四条第二項若しくは労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。))の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。)である組合員(特定独立行政法人の職員である組合員を除く。)に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国又は公社の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 特定独立行政法人の職員(専従職員を除く。)である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「国又は公社の負担金」とあるのは、「特定独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国又は公社の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは、「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国

又は公社の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

(負担金)

第二百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人、公社又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人、公社又は職員団体が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第五号までに掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人、公社又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならない。

(審査会の設置及び組織)

第四百四条 (略)

2 (略)

3 委員は、組合員を代表する者、国又は公社を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、財務大臣が委嘱する。

4・7 (略)

(議事)

第二百五条 審査会は、組合員を代表する委員、国又は公社を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 (略)

(時効)

第百十一条 (略)

2 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 (略)

(船員組合員についての負担金の特例)

第二百二十二条 国、特定独立行政法人又は公社は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任

を受けた者の要請に応じ、引き続き同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第十九条第二項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下この条において「継続長期組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一 転出の日から起算して五年を経過したとき。

二 引き続き公庫等職員又は特定公庫等役員として在職しなくなつたとき。

三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）、「継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。）

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に公庫等職員として転出をした場合、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合その他の政令で定める場合については、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
（任意継続組合員に対する短期給付等）

第二百二十六条の五（略）

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者（以下この条において「任意継続組合員」という。）は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び国又は公社の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額（以下この条において「任意継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3（6）（略）

第三百三十条 連合会の役員が第二十五条の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたときは、二十万円以下の過料に処する。

附則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二条 (略)

2) 5 (略)

6 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び国又は公社の負担金(介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国又は公社の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。

7) 11 (略)

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 (略)

2) 4 (略)

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、特定独立行政法人、公社若しくは職員団体、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6) 10 (略)

(組合員に係る福祉増進事業)

第十四条の四 組合及び連合会は、第三条第三項から第五項まで並びに第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。)を受けるために必要な資金を貸し付ける事業

四 前三号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

2 組合及び連合会は、前項の規定により行う事業に係る経理については、その他の事業に係る経理と区分しなければならない。

3 第十条並びに第三十五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により行う事業については、適用しない。

4 前二項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)(抄)

(施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等)

第三条の二 前条に規定する給付のうち年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する。

2) 4 (略)

国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)(抄)

(遺族の範囲)

第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる妻又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子(以下単に「妻」又は「子」という。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとす。

一 妻については、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。

二 子については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態であり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

2) 3 (略)

(支給要件)

第四十九条 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である夫(保険料納付済期間又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。)が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害基礎年金の受給権者であつたことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

2) 3 (略)

(保険料)

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2) 6 (略)

行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百二十九号)(抄)

(管轄)

第十二条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは判決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は判決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は判決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

4 国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は判決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（取消訴訟に関する規定の準用）

第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十四条、第三十三条及び第三十五条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用する。

2 4 （略）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）

第十条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融機関その他の預貯金の受入れをする者又は証券業者で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において預貯金（第九条第一項第一号若しくは第二号（非課税所得）の規定に該当するもの又は郵便貯金その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、合同運用信託（同号の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）又は有価証券（公社債及び投資信託（同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）又は特定目的信託の受益証券のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

- 一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預

貯金の利子の計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額（第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、その変更後の最高限度額。以下この項において同じ。）を超えない場合、その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二 その合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託（以下この号において「合同運用信託等」という。）の元本とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託等の元本との合計額が、その合同運用信託等の収益の分配の計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合（その合同運用信託等が貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されている場合に限る。）その合同運用信託等の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。）、社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

2 } 8 (略)

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。

一（七）（略）

八 公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）又は日本郵政公社の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

九（略）

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）

(認定)

第七条 受給資格者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

附則

(特例給付)

第六条 当分の間、第十八条第一項に規定する被用者又は第十七条第一項に規定する公務員であつて、第四条に規定する要件に該当するもの(第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。)に対し、第二十条第一項に規定する一般事業主又は第十八条第三項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 第五条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条から第二十九条まで並びに第三十条の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、第十八条第一項中「その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充てる」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第六条第一項の給付に要する費用を」と、第二十条第一項中「児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用」とあるのは「附則第六条第一項の給付に要する費用」と、「次に掲げる者」とあるのは「当分の間、次に掲げる者」と、第二十一条第二項中「児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率(次項において「事業費充当額相当率」という。)を加えた率」とあるのは「附則第六条第一項の給付に要する費用の予想総額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 6 (略)

(三歳以上小学校第三学年修了前の児童に係る特例給付)

第七条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。

一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 三歳以上の児童であつて九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(以下「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」という。)

ロ 三歳以上小学校第三学年修了前の児童を含む二人以上の児童

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童であるときに限る。

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで(第十八条第一項及び第五項を除く。)、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童(附則第七條第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。)」のすべてが三歳以上小学校第三学年修了前の児童(同号イに規定する「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」をいう。以下同じ。)」と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。)」とあるのは「小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童のうち三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、第十八條第二項中「被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。)」とあるのは「公務員でない者」と、第十九條中「第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七條第四項において準用する第八條第一項の規定により行う附則第七條第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と、第二十六條第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。)」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

5(8) (略)

第八条 当分の間、第十八條第一項に規定する被用者又は第十七條第一項に規定する公務員であつて、前條第一項に規定する要件に該当するもの(同條第二項の規定により同條第一項の給付が支給されない者に限る。)(に対し、同項の給付に準じた給付を行う。

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条から第十九條まで(第十八條第二項及び第五項を除く。)、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童(附則第七條第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。)」のすべてが三歳以上小学校第三学年修了前の児童(同号イに規定する「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」をいう。以下同じ。)」と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。)」とあるのは「小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童のうち三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及び口中「三歳以上の児童」とあるのは「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、第十八條第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五」とあるのは「六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一」と

、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5（略）

簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十七号）（抄）

附則

1（略）

2 改正後の第三十一条第一項の規定は、この法律の施行後に発生した同項に規定する事由に因る保険金の支払から適用する。
3（略）

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 勤労者 職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいう。
 - 二 賃金 賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、勤労の対償として事業主が勤労者に支払うすべてのものをいう。
 - 三 持家 自ら居住するため所有する住宅をいう。
 - 四 財産形成 預貯金の預入、金銭の信託、有価証券の購入その他の貯蓄をすること及び持家の取得又は改良をすることをいう。
- （勤労者財産形成貯蓄契約等）

第六条（略）

2 この法律において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次に掲げる契約をいう。

- 一 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約（年金がその者に対して支払われるものに限る。）で、次の要件を満たすもの

イ 当該契約に基づく預入等（継続預入等並びに財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による預入等を除くものとし、当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。ロ及びハ並びに第四項第一号イにおいて同じ。）に係る金銭の払込みは、ロに規定する年金支払開始日の前日までの間に限り、五年以上の期間にわたつて定期に、政令で定めるところにより行うものであること。

ロ 当該契約に基づくその者に対する年金の支払は、年金支払開始日（その者が六十歳に達した日以後の日（最後の当該契約に基づく預入等の日から五年以内の日に限る。）であつて、当該契約で定める日をいう。）以後に、五年以上の期間（政令で定める年数以下

の期間に限る。）にわたつて定期に、政令で定めるところにより行われるものであること。

八 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等については、口に定めるところにより行われる年金の支払のほか、継続預入等で政令で定める要件を満たすものをする場合、当該勤労者が死亡した場合及び最後の当該契約に基づく預入等の日の翌日から口に規定する年金支払開始日の前日までの間に当該契約に基づく預貯金等の利回りの上昇により政令で定める理由が生じ、政令で定めるところにより当該預貯金等に係る利子等の払出しを行う場合を除き、これらの払出し、譲渡又は償還をしないこととされていること。

二 当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わつて行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

二 生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等（年金がその者に対して支払われるものに限る。）で、次の要件を満たすもの

イ 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み（財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭によるものを除く。口において同じ。）は、口に規定する年金支払開始日の前日までの間に限り、五年以上の期間にわたつて定期に、政令で定めるところにより行うものであること。

ロ 当該契約に基づくその者に対する年金の支払は、年金支払開始日（その者が六十歳に達した日以後の日（当該契約に基づく最後の保険料又は共済掛金の払込みの日から五年以内の日に限る。）であつて、当該契約で定める日をいう。以下この号及び次号において同じ。）以後に、五年以上の期間にわたつて定期に、政令で定めるところにより行われるものであること。

八 当該契約に基づく保険金、共済金その他政令で定める金銭の支払は、口に定めるところにより行われる年金の支払のほか、年金支払開始日前においてその者が死亡した場合に限り行われるものであること。

二 八に定めるところにより支払われる保険金又は共済金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ホ 当該契約に係る被保険者又は被共済者とこれらの者が年金支払開始日において生存している場合の年金受取人とが、共にその者であること。

ヘ 当該契約に基づく剰余金の分配又は割戻金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、行われるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わつて行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

三 損害保険会社を相手方とする損害保険契約（年金がその者に対して支払われるものに限る。）で、次の要件を満たすもの

イ 当該契約に基づく保険料の払込み（財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭によるものを除く。第四項第三号イにおいて同じ。）は、年金支払開始日の前日までの間に限り、五年以上の期間にわたつて定期に、政令で定めるところにより行うものであること。

ロ 当該契約に基づくその者に対する年金の支払は、年金支払開始日以後に、五年以上の期間にわたつて定期に、政令で定めるところにより行われるものであること。

ハ 当該契約に基づく保険金、満期返戻金その他政令で定める金銭の支払は、口に定めるところにより行われる年金の支払のほか、年金支払開始日前においてその者が死亡した場合に限り、行われるものであること。

二 八に定めるところにより支払われる保険金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ホ 当該契約に係る被保険者とその者が年金支払開始日において生存している場合の年金受取人とは、共にその者であること。

ヘ 当該契約に基づく剰余金の分配は、利益に係る部分に限り、行われるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の払込みに係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わつて行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

(略)

この法律において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次に掲げる契約をいう。

- 一 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約で、次の要件を満たすもの
 - イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みをするものであること。
 - ロ 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭の全部又は一部は、政令で定めるところにより、持家としての住宅の取得又は持家である住宅の増改築等（増築、改築その他の工事で政令で定めるものをいう。）（以下この項において「持家の取得等」という。）のための対価の全部若しくは一部でその持家の取得等の時に支払われるもの（以下この項において「頭金等」という。）の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。
 - ハ 口に定めるもののほか、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等については、継続預入等で政令で定める要件を満たすものをとする場合及び当該勤労者が死亡した場合を除き、これらの払出し、譲渡又は償還をしないこととされていること。
 - ニ 持家としての住宅の取得のための対価から頭金等（持家としての住宅の取得に係るものに限る。次号へ及び第三号へにおいて同じ。）を控除した残額に相当する金額がある場合には、当該勤労者が、当該金額の金銭の支払を、当該契約を締結した勤労者を雇用する事業主若しくは当該事業主が構成員となつて法人である事業主団体で政令で定めるもの（当該勤労者が国家公務員又は地方公務員である場合にあつては、第十五条第二項に規定する共済組合等）又は第九条第三項に規定する福利厚生会社（以下この項において「事業主等」と総称する。）から貸付けを受けて支払う方法その他政令で定める方法により行うことを予定している旨が明らかにされているものであること。
- ホ 当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わつて行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。
- 二 生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等で、次の要件を満たすもの
 - イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み（財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭によるものを除く。）をするものであること。
 - ロ 当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、五年以上であること。
 - ハ 当該契約に係る被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合（重度障害の状態となつた場合を除く。）に支払われる保険金又は共済金に係る金銭及び当該契約に基づく政令で定める金銭の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

二 八に定めるもののほか、当該契約に基づく保険金、共済金その他政令で定める金銭の支払は、当該保険期間又は共済期間中に第一

項第二号八の政令で定める特別の理由により死亡した場合に限り、行われるものであること。

ホ 二に定めるところにより支払われる保険金又は共済金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ヘ 持家としての住宅の取得のための対価から頭金等を控除した残額に相当する金額がある場合には、当該勤労者が、当該金額の金銭の支払を、事業主等から貸付けを受けて支払う方法その他政令で定める方法により行うことを予定している旨が明らかにされているものであること。

ト 当該契約に係る被保険者又は被共済者と八に定める保険金、共済金その他の金銭の受取人となし、共に当該勤労者であること。

チ 当該契約に基づく剰余金の分配又は割戻金の割戻しは、利益に係る部分に限り、行われるものであること。

リ 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わって行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

三 損害保険会社を相手方とする損害保険契約で、次の要件を満たすもの

イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料の払込みをするものであること。

ロ 当該契約に係る損害保険の保険期間は、五年以上であること。

ハ 当該契約に基づく満期返戻金に係る金銭及び当該契約に基づく政令で定める金銭の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ニ 八に定めるもののほか、当該契約に基づく保険金その他政令で定める金銭の支払は、被保険者が保険期間中に第一項第二号の二八の政令で定める特別の理由により死亡した場合に限り、行われるものであること。

ホ 二に定めるところにより支払われる保険金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ヘ 持家としての住宅の取得のための対価から頭金等を控除した残額に相当する金額がある場合には、当該勤労者が、当該金額の金銭の支払を、事業主等から貸付けを受けて支払う方法その他政令で定める方法により行うことを予定している旨が明らかにされているものであること。

ト 当該契約に係る被保険者と八に定める満期返戻金その他の金銭の受取人となし、共に当該勤労者であること。

チ 当該契約に基づく剰余金の分配は、利益に係る部分に限り、行われるものであること。

リ 当該契約に基づく保険料の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の払込みに係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わって行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

59 (略)

(勤労者財産形成持家融資等の原資)

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開

発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債権の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。））、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金額、独立行政法人住宅金融機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金額、同条第三項の規定に基づく住宅金融機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。））、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融機構の短期借入金額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（資金の調達）

第十二条 機構、独立行政法人住宅金融機構、沖縄振興開発金融公庫又は第十五条第二項に規定する共済組合等が、前条に規定する資金を調達するため、勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に対して協力を求めたときは、当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、政令で定めるところにより、その資金の調達に応じなければならない。

2 前項の場合においては、金融機関及び第六条第一項第二号の政令で定める生命共済の事業を行う者で、政令で定めるものは、他の法律の規定にかかわらず、前項の資金の調達に係る資金の貸付けの業務を行うことができる。

3 機構又は独立行政法人住宅金融機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法又は独立行政法人住宅金融機構法の定めるところにより、第一項の資金の調達の事務の全部又は一部について金融機関等、生命保険会社等若しくは損害保険会社又はこれらの団体に対し必要な委託をすることができる。

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）

（業務の範囲）

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一（一）の三（略）

二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付けを行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

三（一）八（略）

2（一）五（略）

（業務の委託等）

第二十条 公庫は、主務省令で定める金融機関、地方公共団体その他政令で定める法人に対し、その業務（次条第一項の規定により委託を

受けた業務を含む。)のうち政令で定めるものを委託することができる。この場合において、政令で定める法人に対し、政令で定める業務を委託しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(監督)

第三十二条 (略)

2 主務大臣は、この法律及び融通法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十四号)(抄)

附則

1 (略)

2 改正後の第三十九条の規定は、この法律の施行後に発生した同条に規定する事由に因る還付金の支払から適用する。

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)(抄)

(国会の議決)

第二条 資金法の規定に基づき毎会計年度新たに運用する財政融資資金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるもの(次条の規定により運用することができるものを除く。)は、その運用を予定する金額(以下「長期運用予定額」という。)につき、運用対象区分ごとに、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 (略)

(長期運用予定額の繰越し)

第三条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金のうちに当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。

(準用)

第五条 第二条第一項及び前二条の規定は、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)第六十九条及び簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第八十八条の規定に基づき毎事業年度日本郵政公社が新たに運用する日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金(以下「郵便貯金資金」という。)及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金(以下「簡易生命保険資金」という。)のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて準用する。この場合において、第二條第一項中「資金法」とあるのは「郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)第六十九条及び簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第八十八条」と、「毎会計年度新たに運用する財政融資資金」とあるのは「毎事業年度日本郵政公社が新たに運用する日本郵政公社法(

平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金(以下「郵便貯金資金」という。)及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金(以下「簡易生命保険資金」という。)、と、「運用対象区分ごと」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の別」と、第三条中「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「それぞれ」と、前条第一項中「財務大臣」とあるのは「総務大臣」と、「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」と、「会計年度」とあるのは「事業年度」と、「当該運用対象区分ごとに」とあるのは「それぞれ」と、「財務省令」とあるのは「総務省令・財務省令」と、「翌年度の七月三十一日までに作成」とあるのは「作成し、翌年度の七月三十一日までに財務大臣に送付」と、同条第二項中「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金のそれぞれ」と読み替えるものとする。

簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四十一号)(抄)

附則

1 (略)

2 この法律の施行前に効力が発生した家族保険の簡易生命保険契約については、なお従前の例による。

簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十九号)(抄)

附則

1 (略)

2 この法律による改正後の第二十三条の二及び第二十五条の二(第三十七条の七第二項において準用する場合を含む。)(の規定は、この法律の施行前に簡易生命保険契約(以下「保険契約」という。)(の申込み又は保険契約の改定の申込みがあつた場合には、適用しない。

3 この法律による改正前の第二十五条第三項の規定は、この法律の施行前に申込みを受けた保険契約については、なおその効力を有する。

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)(抄)

(営業所の設置等)

第八条 銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、位置の変更(本店の位置の変更を含む。)(、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。日本において代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 銀行は、代理店を設置しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十二号）（抄）

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年六箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七条の改正規定、第二十九条を削り、第二十八条の二を第二十九条とする改正規定、第二十九条の二及び第二十九条の三を削る改正規定並びに第三十三条の二、第三十六条、第三十六条の二、第三十九条第一項、第四十五条第一項及び第四十六条の改正規定は、公布の日から起算して六箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の第十一条の二第一項ただし書の規定に基づいて指定された保険金受取人がある場合における保険金の受取りについては、なお従前の例による。

3・4 （略）

5 第三十九条第一項の改正規定の施行の際現に第三十八条第一項ただし書の規定に基づいて指定の変更をしない旨の意思が国に対して表示された保険金受取人がある場合における還付金の支払の請求については、なお従前の例による。

6 （略）

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）

附則

（機構の業務の特例）

第十四条 （略）

2・3 （略）

4 前三項の規定により、機構が第一項各号、第二項各号又は前項各号に掲げる業務を行う場合には、第四条第二項中「前項第二号」とあるのは「前項第二号及び附則第十四条第三項第一号」と、第七条中「第四条第一項第二号に掲げる業務に係る経理と」とあるのは「第四条第一項第二号及び附則第十四条第三項第一号に掲げる業務に係る経理と、同条第二項各号に掲げる業務に係る経理と、」と、第九条中「第四条第一項第二号」とあるのは「第四条第一項第二号及び附則第十四条第一項第二号及び附則第十四条第三項第一号」と、第十条中「第四条第一項第二号」とあるのは「第四条第一項第二号並びに附則第十四条第二項各号及び第三項第一号」と、第十一条第一項及び第十二条中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号並びに附則第十四条第一項各号、第二項各号及び第三項各号」と、第十四条中「第四条第一項第一号及び

第二号」とあるのは、「第四条第一項第一号及び第二号並びに附則第十四条第一項第一号及び第二号、第二項第一号、第三号及び第四号並びに第三項第一号から第四号まで」と、第十六条第一項第二号中「第十条第一号」とあるのは、「第十条第一号（附則第十六条第四項において準用する場合を含む。）」と、同項第三号中「第十条第三号の国土交通省令」とあるのは、「第十条第三号（附則第十六条第四項において準用する場合を含む。）」の国土交通省令を定めようとし、又は附則第十四条第五項の国土交通省令で同条第二項第一号及び第四号に掲げる業務に係るものと、第二十条第一号中「第十一条第一項」とあるのは、「第十一条第一項（附則第十四条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは、「第十二条（附則第十四条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

5（略）

（附則第十四条第二項第一号に掲げる業務に要する資金に係る債券の発行限度の特例等）

第十六条（略）

2・3（略）

4 第十条の規定は、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第六項の規定による貸付金の運用について準用する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）（抄）

附則

（経過措置）

2 第二条 この法律の施行前に支払の事由が発生した保険金の支払については、なお従前の例によるものとし、簡易生命保険法（以下「新保険法」という。）第四章の規定は、当該保険金に係る保険金受取人についても、適用する。

2 この法律の施行前に効力が生じた終身保険、定期保険又は養老保険の簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）であつてこの法律の施行の際現に年齢十年に満たない者を被保険者とするものは、保険契約者を保険契約者の指定した保険金受取人とする保険契約とみなす。

3 この法律の施行前に効力が生じた家族保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）については、新保険法第三十三条第二項第二号中「保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族」とあるのは、「主たる被保険者の配偶者、子たる被保険者又は保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族」とする。この場合において、保険金受取人となる者が数人あるときは、同号に掲げる順序により先順位にある者を保険金受取人とし、主たる被保険者の配偶者及び子たる被保険者は、保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族とみなして、同条第四項の規定を適用する。

4 新保険法第五十一条の規定により支払う保険金であつてこの法律の施行前に効力が生じた保険契約に係るものの保険金額については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に効力が生じた保険契約については、この法律による改正前の簡易生命保険法（以下「旧保険法」という。）第五十条の規定は、なおその効力を有する。

6 旧保険法第五十八条から第六十七条までの規定（次条の規定による廃止前の郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）第四十一条に

において準用する場合を含む。）により簡易生命保険郵便年金審査会が行った審査の申立ての受理、審査の申立てに係る裁決その他の手続は、簡易生命保険審査会が行った審査の申立ての受理、審査の申立てに係る裁決その他の手続とみなす。

（用語の定義）

第五条 この条から附則第九条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 郵便年金 旧年金法第二条に規定する郵便年金をいう。
- 二 郵便年金契約 旧年金法第二条の二に規定する郵便年金契約をいう。
- 三 年金契約 昭和五十六年九月一日以後に効力が生じた郵便年金契約をいう。
- 四 旧年金契約 昭和五十六年八月三十一日以前に効力が生じた郵便年金契約をいう。
- 五 終身年金 旧年金法に規定する終身年金又は郵便年金法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律六十二号）附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第二項の規定による改正前の郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第二十五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第十一条に規定する終身年金をいう。
- 六 定期年金 旧年金法に規定する定期年金をいう。
- 七 夫婦年金の年金契約 旧年金法第五条第三項の規定により、年金の支払の事由が発生した日（以下「年金支払事由発生日」という。）以後に年金受取人が死亡してもなお年金契約者の指定した年金受取人の配偶者（以下「指定配偶者」という。）の死亡に至るまでその者に継続して年金を支払うことを約した終身年金の年金契約をいう。
- 八 有期保証期間付年金契約 旧年金法第五条第三項の規定により、年金支払事由発生日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなおその残存期間中年金契約者若しくは年金受取人の指定した者又はこれらの者がないときは旧年金法第二十二条に規定する者（以下「有期年金継続受取人」と総称する。）に継続して年金を支払うことを約した年金契約をいう。
- 九 特別還付金受取人 年金契約者の指定した返還金受取人であつて次に掲げるものをいう。
 - イ 年金契約者が指定の変更をしない旨の意思を国に対して表示した返還金受取人
 - ロ 年金の支払の事由が発生している年金契約に係る返還金受取人
- 十 特別年金継続受取人 次に掲げる有期年金継続受取人をいう。
 - イ 年金契約者の指定した有期年金継続受取人であつて年金の支払の事由が発生している年金契約に係るもの（八に掲げる有期年金継続受取人に該当するものを除く。）
 - ロ 年金受取人の指定した有期年金継続受取人であつて年金受取人が指定の変更をしない旨の意思を国に対して表示したものの（八に掲げる有期年金継続受取人に該当するものを除く。）
- 八 この法律の施行の日の前日において現に年金を受け取るべき有期年金継続受取人であつて年金契約者又は年金受取人の指定したものの
- 二 この法律の施行の日の前日において現に年金を受け取るべき有期年金継続受取人であつて旧年金法第二十二条に規定するもの
- 十一 夫婦年金特約 夫婦年金の年金契約に付されている年金特約であつて、旧年金法第五条の二第三項の規定により、指定配偶者に係る保険事故（不慮の事故若しくは第三者の加害行為により受けた傷害又はかかった疾病をいう。以下同じ。）について給付金を支払うことを約したものをいう。

十二 旧終身年金 昭和五十六年改正法第一条の規定による改正前の旧年金法（以下「昭和五十六年改正前の旧年金法」という。）に規定する保証期間即時終身年金若しくは保証期間附すえ置終身年金又は旧年金法附則第四項の規定によりなお従前の例によるものとされる年金の種類のうち政令で定めるものをいう。

十三 旧定期年金 昭和五十六年改正前の旧年金法に規定する定期年金又は旧年金法附則第四項の規定によりなお従前の例によるものとされる年金の種類のうち政令で定めるものをいう。

十四 年金特約、年金特約変更契約、年金契約者、年金受取人、返還金受取人、掛金、給付金、返還金又は年金証書 それぞれ旧年金法に規定する特約、特約変更契約、年金契約者、年金受取人、返還金受取人、掛金、給付金、返還金又は年金証書をいう。

十五 年金保険契約 附則第七条第一項から第三項までの規定により保険契約となつた年金契約をいう。

十六 旧年金保険契約 附則第七条第四項の規定により保険契約となつた旧年金契約をいう。

（施行前の年金契約の申込み等）

第六条 この法律の施行前に受けた年金契約又は年金特約変更契約の申込みに対する承諾並びに承諾した場合における年金契約又は年金特約変更契約の成立及びその効力の発生については、なお従前の例による。この法律の施行前に旧年金法第十九条の規定によりその効力を失つた年金契約の復活についても、同様とする。

2 次に掲げる年金、給付金及び返還金の支払については、なお従前の例による。

一 この法律の施行前に支払の事由が発生した年金であつて、年金支払事由発生日からこの法律の施行の日の前日までの期間に係るもの

二 この法律の施行前に生じた保険事故に係る給付金

三 この法律の施行前に支払の事由が発生した返還金

3 前項の規定による給付金又は返還金は、支払に関する事務及び日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）その他の法令の規定の適用については、それぞれ新保険法の規定による保険金又は還付金とみなす。

（郵便年金契約の取扱い）

第七条 次の各号に掲げる年金契約（前条第一項の規定により申込みの日において効力が生じ、若しくは変更されたものとみなされる年金契約又は初めからその効力を失わなかつたものとみなされる年金契約を含み、年金特約に係る部分を除く。）は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保険契約（特約に係る部分を除く。）となるものとする。この場合において、旧年金法の規定によつてした返還金受取人又は有期年金継続受取人の指定は、特別還付金受取人及び特別年金継続受取人の指定を除き、その効力を失うものとする。

一 終身年金の年金契約（夫婦年金の年金契約を除く。） 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする終身年金保険の保険契約

二 定期年金の年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする定期年金保険の保険契約

三 夫婦年金の年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を主たる被保険者とし、指定配偶者を配偶者たる被保険者とする夫婦年金保険の保険契約

四 有期保証期間付年金契約 新保険法第六十九条第三項の規定による年金の支払を約した保険契約

2 前項各号に掲げる年金契約に付されている年金特約は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保険契約に付されている特約（夫婦年金特約にあつては、配偶者たる被保険者を特約に係る被保険者とする特約）となるものとする。

3 第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる日がこの法律の施行前である場合には、当該各号に掲げる日に当該各号に定める者が年金契約者の年金契約による権利義務を承継していたものとみなす。

一 年金支払事由発生日 年金受取人

二 年金受取人が死亡した日（夫婦年金の年金契約に限る。） 指定配偶者

4 次の各号に掲げる旧年金契約は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保険契約となるものとする。

一 旧終身年金の旧年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする終身年金保険の保険契約

二 旧定期年金の旧年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする定期年金保険の保険契約

5 第一項、第二項及び前項の場合において、年金又は特約に係る保険金の支払、保険料の払込みその他保険契約による権利義務は、この法律による改正後の簡易生命保険法（以下「平成二年改正保険法」という。）又はこの附則に別段の定めがあるもののほか、年金又は給付金の支払、掛金の払込みその他年金契約又は旧年金契約による権利義務として国及び年金契約者が約したところによる。

6 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧年金法（昭和五十六年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその例によるものとされた昭和五十六年改正前の旧年金法を含む。）の規定によつてした掛金の払込み、年金、給付金若しくは返還金の支払、剰余金の分配その他の行為又は年金契約者に交付された年金証書は、平成二年改正保険法の相当する規定によつてした保険料の払込み、年金、特約に係る保険金若しくは還付金の支払、剰余金の分配その他の行為又は保険契約者に交付された保険証書とみなす。

7 年金保険契約においては、保険契約者の請求があるときは、前項の規定により保険証書と引換えに保険証書を交付する。旧年金保険契約においても、同様とする。

（年金保険契約に関する特例）

第八条 前条第二項の規定により平成二年改正保険法に規定する特約となつた年金特約が付されている年金保険契約（夫婦年金保険の年金保険契約、旧年金法の規定により年金契約者以外の者を返還金受取人に指定した年金保険契約及び年金の支払の事由が発生している年金保険契約を除く。）は、平成二年改正保険法第三十五条第一項ただし書の規定により保険金受取人として保険契約者（年金契約者が数人ある場合において、旧年金法の規定によりそのいずれかの者を返還金受取人に指定した年金保険契約にあつてはそのいずれかの者）を指定してその旨を国に対して表示した年金保険契約とみなす。

2 夫婦年金保険の年金保険契約のうち保険契約者を主たる被保険者とし、特例夫婦年金保険の年金保険契約（以下この条において「特例夫婦年金保険の年金保険契約」という。）においては、保険契約者は、主たる被保険者に年金保険契約による権利義務を承継させることができる。ただし、当該年金保険契約に配偶者たる被保険者を特約に係る被保険者とする特約が付されている場合にあつては、配偶者たる被保険者の同意を得なければならぬ。

3 新保険法第五十七条第五項の規定は、前項の承継について準用する。

4 特例夫婦年金保険の年金保険契約においては、年金支払事由発生日に、新保険法第三十四条第二項の規定による年金受取人が保険契約者の年金保険契約による権利義務を承継する。

5 特例夫婦年金保険の年金保険契約については、新保険法第六十五条の規定は、適用しない。

6 年金保険契約において、特別還付金受取人があるときは、新保険法第六十九条第一項中「保険契約者」とあるのは、「簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第五条第九号に規定する特別還付金受取人（以下単に「特別還付金受取人」という。）」と、新保険法第七十八条第一項中「又は年金受取人」とあるのは、「年金受取人又は特別還付金受取人」と、新保険法第一百一条第一

項中「及び保険金受取人」とあるのは、「保険金受取人及び特別還付金受取人」とする。ただし、特別還付金受取人が還付金の支払の事由が発生するまでに死亡したとき以後又は故意に被保険者を殺したとき以後は、この限りでない。

7 前条第一項第四号の規定により新保険法第六十九条第三項の規定による年金の支払を約したものとされる年金保険契約において、特別年金継続受取人があるときは、同項の規定による年金は、同項に規定する保険契約者に代えて、特別年金継続受取人に支払う。ただし、次に掲げる事由が生じたとき以後は、この限りでない。

一 特別年金継続受取人が死亡したとき。

二 特別年金継続受取人（附則第五十条第十号イ又はロに掲げる者に限る。）が故意に被保険者を殺したとき。

三 特別年金継続受取人（附則第五十条第十号ニに掲げる者に限る。）が次に掲げる者となつたとき。

イ 年金受取人の配偶者であつた者であつて新たに婚姻した者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情に入つた者を含む。）

ロ 年金受取人の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつた者であつてその親族関係の消滅した者

8 前項の場合において、新保険法第三十六条第一項中「又は保険金受取人が」とあるのは、「保険金受取人又は簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第五十条第十号に規定する特別年金継続受取人（以下単に「特別年金継続受取人」という。）が」と、「又は保険金受取人を」とあるのは、「保険金受取人又は特別年金継続受取人を」と、新保険法第三十七条中「保険契約者」とあるのは「保険契約者又は特別年金継続受取人」と、新保険法第七十八条第一項中「又は年金受取人」とあるのは、「年金受取人又は特別年金継続受取人」と、新保険法第一百一条第一項中「及び保険金受取人」とあるのは、「保険金受取人及び特別年金継続受取人」とする。

9 年金保険契約については、旧年金法第三十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、年金、特約に係る保険金、還付金（特約に係るものを除く。）又は年金特約に係る還付金は、それぞれ旧年金法の規定による年金、給付金、返還金（年金特約に係るものを除く。）又は年金特約に係る返還金とみなす。

（旧年金保険契約に関する特例）

第九条 旧年金保険契約に係る年金又は還付金の支払、剰余金の分配、保険料の還付、保険契約者等に対する貸付けその他の取扱いについては、新保険法第二章（第二十四条第二項を除く。）の規定を適用せず、昭和五十六年改正前の旧年金法第二章（昭和二十四年五月三十一日以前に効力が生じた旧年金契約にあつては、昭和五十六年改正前の旧年金法第二章及び附則第四項）の郵便年金の例による。この場合において、分配すべき剰余金は、新保険法第八十条の規定による契約者配当金とみなす。

2 （略）

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者とその利子の寄附を日本郵政公社に委託する制度を実施することを目的とする。

（利子の寄附委託）

第二条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところ

により、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であつて元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。

2 前項の規定により寄附の委託を行った預金者は、いつでも、当該委託の取消しをすることができる。この場合において、第四条第一項の規定により既に控除された利子があるときは、預金者は、当該利子につき同条第二項の規定による最初の決定がまだ行われていない場合に限り、当該利子の返還を請求することができる。

（寄附金の処理）

第四条 公社は、第二条第一項の委託があつた通常郵便貯金について、利子を元金に加えようとするときに、その利子から、同項の委託に係る部分を控除する。

2 公社は、郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金のうち公社が定める種類のものについて前項の規定による控除を行つた日以後最初に到来する同項の規定による控除を行う日の前日までの期間（以下「配分期間」という。）ごとに、第二条第一項の委託があつた通常郵便貯金につき前項の規定により控除した利子を合計した金額（同条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る次条及び第六条第二項の金額の合計額（以下「寄附金」という。）について、民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に規定するこの法律の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、公社は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勸奨等のため公社において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（次条の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため公社において特に要する費用の額を差し引くことができる。

3 公社は、配分金の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

4・5 （略）

第五条 交付し又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が、当該配分期間経過後に返還され又は交付できなくなつたときは、当該返還され又は交付できなくなつた配分金は、当該返還され又は交付できなくなつた日の属する配分期間の寄附金に充てるものとする。

2 配分期間の末日において、配分金とならなかつた寄附金があるときは、これを当該配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

（寄附金の経理等）

第六条 （略）

2 前項の規定により運用した結果生じた利子その他の収入金は、当該利子その他の収入金が生じた日の属する配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

第七条 公社は、配分期間ごとに寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

（認可等）

第七条の二 公社は、第四条第二項の決定をしようとするとき又は同条第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定める

ところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

（総務省令への委任）

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（罰則）

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第七条の二第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）

（薬物犯罪収益等隠匿）

第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を偽装した者も、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的をもつて、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）（抄）

附 則

1 （略）

（特約に関する経過措置）

2 改正前の第六条に規定する傷害特約又は疾病傷害特約（以下「旧特約」という。）であつてこの法律の施行前に効力が生じたもの（この法律の施行前に受けた保険契約の申込み、変更の申込み又は復活の申込みに係る旧特約を含む。）については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十条第三項の規定の適用については、旧特約に係る保険金額は、同項第一号に掲げる特約の区分に係る保険金額であり、かつ、同項第二号に掲げる特約の区分に係る保険金額であるものとみなす。

（定期保険に関する経過措置）

4 第二章第四節中第四十七条の次に一条を加える改正規定（第四十七条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。）の施行前に効力が生じた定期保険の保険契約については、改正後の第四十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成五年法律第五十七号）（抄）

附則

1 （略）

（経過措置）

2 この法律による改正前の第五十四条の規定は、この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約については、なおその効力を有する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十九号）（抄）

附則

1 （略）

（経過措置）

2 この法律の施行前に効力が発生した終身保険の簡易生命保険契約については、改正後の第三十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

23 （略）

24 この法律において「所属保険会社等」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社（外国保険会社等を含む。）又は少額短期保険業者をいう。

25 （略）

26 この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。

27 （略）

（登録）

第二百七十六条 特定保険募集人（生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）をいう。以下同じ。）は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(登録手数料)

第二百八十一条 第二百七十六条の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）（抄）

(預り金の寄附委託等)

第二条 日本郵政公社（以下「公社」という。）は、天災その他非常の災害があつた場合において、次項の規定による寄附の委託を受けることを必要と認めるときは、当該寄附の委託を受けることとする天災その他非常の災害ごとに、当該寄附の委託を受けることができる期間（以下「募集期間」という。）を定める。

2 郵便振替の加入者（以下「加入者」という。）は、この法律で定めるところにより、募集期間が経過した日における当該加入者の口座の預り金の全部又は一部について、あらかじめ金額を定めて、自己を受取人に指定した払出しの請求をするとともに、当該金額を自己に払い渡すことに代え、民間の発意に基づく天災その他非常の災害の被災者の救援の事業（以下「民間災害救援事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間災害救援団体」という。）に寄附することを公社に委託することができる。

3 (略)

(寄附金の処理)

第三条 公社は、募集期間が経過した日において、前条第二項の規定による寄附の委託を行った加入者の口座から、同項の払出しの請求に係る預り金を払い出す。この場合において、当該募集期間が経過した日の当該口座の現在高が同項の規定により定められた金額に満たないときは、当該口座の現在高に相当する金額について払出しの請求があつたものとみなして、その金額を払い出す。

2 公社は、前項の規定により募集期間が経過した日において払い出した金額を合計した金額と当該募集期間に係る次条及び第五条第二項の金額の合計額（以下「寄附金」という。）について、民間災害救援事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する民間災害救援団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に規定するこの法律の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下「配分団体」という。）及び配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、公社は、当該寄附金の額から、当該寄附金の取りまとめのため公社において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（次条の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため公社において特に要する費用の額を差し引くことができる。

3 (略)

第六条 公社は、毎年、前年の四月一日からその年の三月三十一日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(認可等)

第六条の二 公社は、第三条第二項の決定をしようとするとき又は同条第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(罰則)

第八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六条の二第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

民事訴訟法(平成八年法律第九号)(抄)

(送達場所)

第百三条 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所(以下この節において「住所等」という。)において、「住所等」という。し、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達するのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等(以下「就業場所」という。)においてすることができる。送達を受けるべき者(次条第一項に規定する者を除く。)が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

(送達場所等の届出)

第百四条 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けるべき場所(日本国内に限る。)を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人も届け出ることができる。

2 前項前段の規定による届出があつた場合には、送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。

3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一 前条の規定による送達 その送達をした場所

二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社(郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。第百六条第一項後段において同じ。)においてするもの及び同項後段の規定による送達 その送達において送達をすべき場所とされていた場所

三 第百七条第一項第一号の規定による送達 その送達において先とした場所

(出会送達)

第百五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの(前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。)に対する送達は、その者に出会つた場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかでない者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

(補充送達及び差置送達)

第百六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて

、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（第四百条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わな
い場合において、第二百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきま
えのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達
をすべき場所に書類を差し置くことができる。

（送達報告書）

第百九条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）

附則

（簡易生命保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 前条の規定による改正後の簡易生命保険法（以下この条において「新保険法」という。）第四十八条第二項（新保険法第六十
三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第五十一条、第五十二条（新保険法第六十三条において準用する場合
を含む。以下この条において同じ。）第六十七条第一項及び第七十五条の規定は、それぞれ施行日以後に発生した新保険法第四十八条
第二項に規定する事由による契約の失効、新保険法第五十一条に規定する事由による保険金の支払並びに新保険法第五十二条、第六十七
条第一項及び第七十五条に規定する事由による保険金の削減から適用する。

2 前項の場合において、施行日前に効力が生じた簡易生命保険契約については、新保険法第四十八条第二項中「感染症（以下「特定感染
症」という。）」とあるのは「感染症（以下「特定感染症」という。）若しくは同法附則第三条の規定による廃止前の伝染病予防法（明
治三十年法律第三十六号。以下「旧伝染病予防法」という。）第一条第一項の伝染病（特定感染症を除く。）」と、新保険法第五十一条
第一項、第五十二条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項中「特定感染症」とあるのは「特定感染症若しくは旧伝染病予防法第一
第一項の伝染病（特定感染症を除く。）」と、新保険法第五十一条第二項、第五十二条第四項、第六十七条第一項及び第七十五条第三項
中「特定感染症」とあるのは「特定感染症及び旧伝染病予防法第一条第一項の伝染病（特定感染症を除く。）」と、新保険法第五十二条
第三項及び第七十五条第二項中「特定感染症」とあるのは「旧伝染病予防法第一条第一項の伝染病」とする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（抄）

（定義等）

第二条（略）

2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一～五（略）

六 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの（略）

3（略）

4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一～三（略）

四 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの

5～8（略）

第五条（略）

2～5（略）

6 日本郵政公社の総裁は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、日本郵政公社の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。

7・8（略）

（贈与等の報告）

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となつた事実

三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払つた事業者等の名称及び住所

四 前三号に掲げるもののほか国家公務員倫理規程で定める事項

2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書（指定職以上の職員に係るものに限り、かつ、第九条第二項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならぬ。

（株取引等の報告）

第七条 本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証書又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証書又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

（所得等の報告）

第八条 本省審議官級以上の職員（前年一年間を通じて本省審議官級以上の職員であつたものに限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となつた事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。）

ロ 各種所得の金額（退職所得の金額（所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）及び山林所得の金額（同法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。）を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となつた事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

3 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し（以下「所得等報告書等」という。）の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

5・6（略）

7 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

（犯罪収益等隠匿）

第十条 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条第二項に規定する罪に係る資金を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第二条第二項に規定する罪に係る資金を除く。）の発生の原因につき事実を偽装した者も、同様とする。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係）

一（略）

二（略）

三（略）

三（略）

三（略）

日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）（抄）

（原動機付自転車等責任保険募集の受託）

第二条（略）

2 前項に規定する「原動機付自転車等責任保険募集」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車又は同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車（二輪のものに限る。）に係る自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づき自動車損害賠償責任保険の契約の締結の代理を行うことをいう。（保険業法の適用等）

第五条 (略)

- 2 保険業法の規定は、同法第二百七十六条、第二百八十条、第三百七条（登録の取消しに係る部分に限る。）及び第五編の規定を除き、前項の届出に係る原動機付自転車等責任保険募集の取扱いをする場合における公社に適用があるものとする。この場合において、公社は、当該届出に係る損害保険会社等を同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等とする同法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とみなす。
- 3 (略)

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「個人型年金」とは、連合会が、第三章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

4～6 (略)

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務（以下「運営管理業務」という。）の全部又は一部を行う事業をいう。

一 (略)

二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供（以下「運用関連業務」という。）

8・9 (略)

10 この法律において「個人型年金加入者」とは、個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

11 (略)

12 この法律において「個人別管理資産」とは、企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であった者に支給する給付に充てるべきものとして、一の企業型年金又は個人型年金において積み立てられている資産をいう。

13 (略)

(運用の指図)

第二十五条 企業型年金加入者等は、企業型年金規約で定めるところにより、積立金のうち当該企業型年金加入者等の個人別管理資産について運用の指図を行う。

2～4 (略)

第七十三条 前章第四節の規定は積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給

付について、第四十三条第一項から第三項までの規定は連合会について準用する。この場合において、第二十二条中「事業主」とあり、並びに第二十五条第三項及び第四項、第二十九条第二項、第三十三条第三項、第三十四条、第三十七条第三項並びに第四十条中「資産管理機関」とあるのは、「連合会」と読み替えるほか、同章第四節及び第五節並びに第四十三条第一項から第三項までの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 確定拠出年金運営管理機関

(登録)

第八十八条 確定拠出年金運営管理業は、主務大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではならない。

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営むことができる。

(登録の申請)

第八十九条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称及び住所
- 二 資本金額（出資の総額及び基金の総額を含む。）
- 三 役員の氏名及び住所
- 四 営業所の名称及び所在地
- 五 業務の種類及び方法
- 六 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 七 その他主務省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第九十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第九十条 主務大臣は、第八十八条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 2 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 3 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第九十一条 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法人でない者
- 二 第四百四条第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人
- 三 この法律、厚生年金保険法その他政令で定める法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を

受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

四 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる法人又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために確定拠出年金運営管理業務の遂行に支障を生ずると認められる法人

五 その役員のうち、第四百四条第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内に当該取消しに係る確定拠出年金運営管理機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者その他政令で定める者のある法人

2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
(変更の届出)

第九十二条 確定拠出年金運営管理機関は、第八十九条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。
い。

(廃業等の届出等)

第九十三条 確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該確定拠出年金運営管理機関の登録は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員

二 破産手続開始の決定により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の破産管財人

三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の清算人

四 確定拠出年金運営管理業務を廃止したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員

(標識の掲示)

第九十四条 確定拠出年金運営管理機関は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
い。

2 確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第九十五条 確定拠出年金運営管理機関は、自己の名義をもつて、他人に確定拠出年金運営管理業務を営ませてはならない。

(書類の閲覧)

第九十六条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、加入者等の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

(加入者等の運用の指図に資する措置)

第九十七条 確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第二十二條(第七十三條において準用する場合を含む。)の規定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。

(業務の引継ぎ)

第九十八条 確定拠出年金運営管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、委託又は再委託を受けた運営管理業務の全部又は一部を当該運営管理業務を承継する他の確定拠出年金運営管理機関に引き継がなければならない。

一 第七条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第三項の規定による運営管理業務の委託に係る契約（以下「運営管理契約」という。）の変更又は解除があったとき。

二 第六十五条の規定による指定の変更があったとき。

三 第九十三条の規定により登録が効力を失ったとき。

四 第四十条第二項の規定により登録が取り消されたとき。

（確定拠出年金運営管理機関の行為準則）

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第一百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約すること。

二 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。

三 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること（自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）。

四 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であつて、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。

五 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。

六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること（当該確定拠出年金運営管理機関が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する投資顧問業者その他確定拠出年金運営管理業務以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。）。

七 前各号に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、若しくは確定拠出年金運営管理業務の公正を害し、又は確定拠出年金運営管理業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして主務省令で定める行為

（業務に関する帳簿書類）

第一百一条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書の提出）

第一百二条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

い。

(報告の徴収等)

第百三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、確定拠出年金運営管理機関に対し、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして確定拠出年金運営管理機関の営業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第五十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。

(確定拠出年金運営管理機関に対する監督)

第百四条 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に関し、加入者等の利益を害する事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要な限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第八十八条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第九十一条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 不正の手段により第八十八条第一項の登録を受けたとき。

三 その行う確定拠出年金運営管理業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

四 確定拠出年金運営管理業の継続が困難であると認めるとき。

(登録の抹消)

第百五条 主務大臣は、第九十三条の規定により登録がその効力を失ったとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

第百六条 主務大臣は、第百四条第二項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(政令への委任)

第百七条 この節に定めるもののほか、確定拠出年金運営管理機関の監督に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金基金、企業年金基金及び国民年金基金の特例)

第百八条 厚生年金基金、企業年金基金及び国民年金基金は、第八十八条第一項の登録を受けて、確定拠出年金運営管理機関となることができる。

2 厚生年金基金、企業年金基金及び国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第百八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第百二十一条中「この法律」とあるのは、「この法律又は確定拠出年金法第百八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第四百五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十条第一項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第九十九条 削除

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ（略）

八 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二～四（略）

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）

第二十九条（略）

2 前項の規定により、民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十条中「第四条第一項第二号」とあるのは、「第四条第一項第二号及び都市再生特別措置法第二十九条第一項第三号」と、民間都市開発法第十一条第一項及び第十二条中「第四条第一項各号」とあるのは、「第四条第一項各号及び都市再生特別措置法第二十九条第一項各号」と、民間都市開発法第十四条中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第四条第一項第一号及び第二号並びに都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号から第三号まで」と、民間都市開発法第二十条第一号中「第十一条第一項」とあるのは、「第十一条第一項（都市再生特別措置法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項」とあるのは、「第十一条第一項」と、同条第二号中「

- 3 「第十二条」とあるのは「第十二条（都市再生特別措置法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
（略）

日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）（抄）

（業務方法書）

- 第二十三条 公社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

（中期経営目標及び中期経営計画）

- 第二十四条 公社は、総務省令で定めるところにより、四年ごとに、その目標を定める年の翌年の四月一日以降四年を一期とする経営に関する具体的な目標（以下「中期経営目標」という。）及び当該中期経営目標を達成するための計画（以下「中期経営計画」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

- 3 中期経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 （略）

四 郵便貯金の預り金（郵便貯金の利子を含み、日常の払戻しに必要な資金を除く。以下「郵便貯金資金」という。）の運用計画

五 簡易生命保険業務（第十九条第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。

以下この条及び第三十条第二項において同じ。）に係る収入のうち簡易生命保険業務に係る支出に充てられていないもの（簡易生命保険業務に係る日常の支出に必要な資金を除く。以下「簡易生命保険資金」という。）の運用計画

4～8 （略）

（各事業年度に係る業績評価）

- 第二十六条 総務大臣は、公社の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、公社に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。
い。

（中期経営目標に係る業績評価）

- 第二十七条 公社は、第二十四条第一項の認可を受けた中期経営目標に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該中期経営目標の達成状況に関する報告書（以下「中期経営報告書」という。）を総務大臣に提出しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の公社の中期経営目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

- 3 総務大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、公社に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。
い。

（財務諸表等）

第三十条 公社は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

3 公社は、第一項の規定により財務諸表を総務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書を添え、並びに財務諸表及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

4 (略)

5 公社は、第一項の規定による総務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第三項の事業報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査等)

第三十一条 公社は、財務諸表及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 5 (略)

(利益及び損失の処理)

第三十六条 公社は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(国庫納付金)

第三十七条 公社は、第二十四条第一項に規定する中期経営計画に係る期間（以下この条において「中期経営計画の期間」という。）の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理（以下この条において「整理」という。）を行った後、公社の経営の健全性を確保するため必要な額として政令で定めるところにより計算した額（以下この条において「基準額」という。）を超える額の積立金（前条第一項の規定による積立金をいう。以下この条において同じ。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について政令で定める基準により計算した額を、政令で定めるところにより国に納付するものとする。

一 当該中期経営計画の期間（以下この条において「当該期間」という。）の直前の中期経営計画の期間（次号において「前期間」という。）の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額が基準額を超えないとき又は当該期間が最初の中期経営計画の期間であるとき

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額に相当する金額

を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額（当該前期間の最後の事業年度においてこの条の規定により国に納付した場合にあっては、その納付した額を控除した残額）を超えるとき

(郵便貯金資金の運用)

第四十一条 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金を運用してはならない。

一 九 (略)

九の二 コール資金の貸付け

十 十二 (略)

(簡易生命保険資金の運用)

第四十五条 公社は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資金を運用してはならない。

一 保険契約者に対する貸付け

二 簡易生命保険法第八十八条の規定による地方公共団体に対する貸付け

三 第四十一条第四号から第十二号までに掲げる方法

2 (略)

(余裕金の運用)

第四十六条 公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債その他総務大臣の指定する有価証券の売買

二 信託業務を営む金融機関への金銭信託

三 第四十一条第五号及び第九号の二に掲げる方法

(役員の服務)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 役員(非常勤の者を除く。)は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(第七十条第二号において、「営利企業」という。)の地位で、公社又はその離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(役員の災害補償)

第五十三条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、職員の例による。

(運用職員の責務等)

第五十六条 郵便貯金資金又は簡易生命保険資金の運用に係る事務のうち総務省令で定めるものに従事する者として総裁が指定する職員(以下この条において「運用職員」という。)は、それぞれ、郵便貯金資金又は簡易生命保険資金の運用の重要性を認識し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

2 運用職員は、郵便貯金資金又は簡易生命保険資金の運用に関して職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3 運用職員が前項の規定に違反した場合には、当該運用職員の任命権者は、当該運用職員に対し国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分をしなければならない。

(報告及び検査)

第五十八条 総務大臣は、この法律、郵便法、郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法、簡易生命保険法、軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第八号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律、日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律、日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（第五条の規定に限る。）、日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律、郵便切手類販売所等に関する法律、郵政窓口事務の委託に関する法律又は郵便物運送委託法を施行するため必要があると認めるときは、公社に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（法令違反等の是正命令）

第六十一条 総務大臣は、第五十八条第一項の規定により報告をさせ、若しくは検査を行った場合又は第五十九条第二項の規定による報告を受けた場合において、公社の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく処分若しくは業務方法書若しくは簡易生命保険責任準備金の算出方法書に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、公社に対し、第五十八条第一項に規定する法律を施行するため必要な限度において、業務方法書の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しななければならない。

（郵政監察官）

第六十三条 （略）

2 （略）

3 郵政監察官は、郵政事業に対する犯罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）に規定する司法警察員の職務を行う。

4 8 （略）

（国会への報告）

第六十四条 （略）

2 総務大臣は、第三十条第一項の規定による承認をしたときは、遅滞なく、当該承認に係る財務諸表並びに同条第三項の事業報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を添えて、その旨を国会に報告しなければならない。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十二条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十一条 第五十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 14 （略）

十五 第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による命令に違反したとき。
十六 (略)

日本郵政公社法施行法(抄)

第十五条 公社は、公社法の施行の際現に郵便貯金法等一部改正法附則第二条第一項の規定により財政融資資金に預託されている資金(以下この条において「郵便貯金預託金」という。)については、公社法第四十一条の規定にかかわらず、当該郵便貯金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

2 総務大臣は、公社の郵便貯金預託金の払戻金の運用が財政融資資金の郵便貯金法等一部改正法の施行の日前の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮したものになるようにするため、公社が当該払戻金を運用する場合における財政融資資金債(財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十一条第一項又は第十二条の規定により発行される公債をいう。)の引受けの方法による運用についての指針を定めなければならない。

3 総務大臣は、前項の指針を定めるに当たっては、公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金の資金繰りに配慮しなければならない。

4 公社は、郵便貯金預託金の払戻金を運用する場合には、第二項の指針に従って行わなければならない。
5 (略)

(郵便振替資金に関する経過措置)

第十六条 公社は、公社法の施行の際現に郵便貯金法等一部改正法附則第六条第一項の規定により財政融資資金に預託されている資金(以下この条において「郵便振替預託金」という。)については、公社法第四十四条の規定にかかわらず、当該郵便振替預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、郵便振替預託金について準用する。この場合において、同条第三項中「公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金」とあるのは、「公社法第四十四条に規定する郵便振替資金」と読み替えるものとする。

(簡易生命保険資金に関する経過措置)

第十七条 公社は、公社法の施行の際現に第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号。以下この章及び附則第三十三条第一項において「旧簡易生命保険特別会計法」という。)附則第十五条及び郵便貯金法等一部改正法附則第八条の規定により保有のために運用されている資産については、公社法第四十五条第一項の規定にかかわらず、公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金を当該資産の保有のために運用することができる。

(恩給負担金の取扱い)

第二十一条 施行日前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、公社が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。
(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第二十二條 公社法の施行の際現に係属している旧総務省設置法第四条第七十九号に掲げる事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて公社が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、公社を国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

第二十四條 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 簡易生命保険特別会計法
- 二 郵政事業特別会計法
- 三 郵便貯金特別会計法
- 四 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）
- 五 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第八十九号）
- 六 簡易保険福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）
- 七 郵便貯金資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律（平成元年法律第六十二号）
- 八 郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律（平成三年法律第五十号）
- 九 郵政事業庁設置法

附則

（簡易生命保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 第四十八條の規定による改正前の簡易生命保険法（以下この条において「旧保険法」という。）の規定により締結された旧保険法第五条、第六条、第六十二条又は第六十五条に規定する簡易生命保険契約（次項及び第三項において「保険契約」という。）、簡易生命保険特約、保険金額の増額等変更契約（次項において「増額等変更契約」という。）、又は特約変更契約は、それぞれ、新保険法第五条、第六条、第六十二条又は第六十五条に規定する簡易生命保険契約、簡易生命保険特約、保険金額の増額等変更契約又は特約変更契約とみなす。

2 施行日前に効力が生じた保険契約及び増額等変更契約については、新保険法第五十六条第一項、第四項及び第五項（これらの規定を新保険法第六十三条において準用する場合を含む。）中「保険約款の定める期間」とあるのは、「一年」とする。

3 施行日前に効力が生じた保険契約について、旧保険法第七十八条第一項の規定により分配された剰余金又は分配すべき剰余金は、新保険法第七十八条第一項の規定に基づき分配された契約者配当金又は分配すべき契約者配当金とみなして、新保険法の規定を適用する。

4 旧保険法第八十四条の規定に基づき貸付金の弁済に充てられた証券又は証書につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済ができなかったもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。

第三十條 施行日の前日において厚生年金基金（事業団の事業所又は事務所を厚生年金保険法第一百七十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者で、施行日に日本郵政公社共済組合の組合員となつた者（以下この条において「事業団等の役員員であつた組合員」という。）のうち、一年以上の引き続く組合員期間（日本郵政公社共済組合の組合員である期間をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

- 2 事業団等の役員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続き組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなされる者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。
 - 3 事業団等の役員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。
 - 4 事業団等の役員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。
 - 5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。
 - 6 事業団等の役員であった組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。
 - 7 事業団等の役員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。
（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）
- 第三十六条 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となつたものであつて、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十五年四月月から始める。

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

- 2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。
- 3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。
- 4・5 (略)
- 6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。
- 7・8 (略)
- 9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

- 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第二項に規定する法人文書（同項第三号に掲げるものを含む。）以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 (略)

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開

示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ・ロ（略）

八 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三）五（略）

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）（抄）

附則

1）14（略）

15 検察官であつた者又は一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であつた者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同法の俸給表の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなつた場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、総務大臣の定めるところにより、附則第十項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法

律第六十五号) (抄)

(証券投資信託の選定)

第八条 第六条の規定により読み替えて適用する証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けた日本郵政公社(以下「登録郵政公社」という。)は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならない。この場合において、登録郵政公社は、内閣府令・総務省令で定めるところにより、公募の方法による選定の手続を定め、これを公表しなければならない。

2 (略)

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律 号)(抄)

附則

(郵便貯金法の一部改正)

第六条 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「自己」を「沖縄県の区域における自己」に改め、「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十条の二及び第二十二条の三の規定又は」を削り、「第十九条第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二条の二」を「第十九条第六項」に改める。

第六十条中「住宅金融公庫又は」及び「住宅金融公庫法第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は」を削る。

(郵便貯金法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 旧住宅積立郵便貯金は、前条の規定による改正後の郵便貯金法(第六十条を除く。)の規定の適用については、同法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金とみなす。

2 旧住宅積立郵便貯金については、旧郵便貯金法第六十条の規定は、なおその効力を有する。